

写 平成 27 年第 1 回定例会

(3 月 3 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成27年第1回益城町議会定例会目次

○3月3日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第1号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）	4
日程第4 議案第2号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	4
日程第5 議案第3号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）	4
日程第6 議案第4号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）	4
日程第7 議案第5号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）	4
日程第8 平成27年度施政方針について	13
日程第9 議案第6号 平成27年度益城町一般会計予算	22
日程第10 議案第7号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算	22
日程第11 議案第8号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	22
日程第12 議案第9号 平成27年度益城町介護保険特別会計予算	22
日程第13 議案第10号 平成27年度益城町公共下水道特別会計予算	22
日程第14 議案第11号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計予算	22
日程第15 議案第12号 平成27年度益城町水道事業会計予算	22
日程第16 議案第13号 益城町中小企業等振興基本条例の制定について	36
日程第17 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	36
日程第18 議案第15号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第19 議案第16号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第20 議案第17号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36

日程第21	議案第18号	益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第22	議案第19号	益城町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について	36
日程第23	議案第20号	益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について	36
日程第24	議案第21号	益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第25	議案第22号	益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について	36
日程第26	議案第23号	益城町立幼稚園保育料等条例の制定について	36
日程第27	議案第24号	益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	36
日程第28	議案第25号	益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第29	議案第26号	益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第30	議案第27号	益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	36
日程第31	議案第28号	町道の路線認定について	36
	散会		41

○3月4日（第2日）

出席議員	42
欠席議員	42
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	42
説明のため出席した者の職・氏名	42
開議	43
日程第1 総括質疑	43
散会	74

○3月5日（第3日）

出席議員	75
欠席議員	75
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	75

説明のため出席した者の職・氏名	75
開議	76
日程第1 一般質問	76
3番 宮崎金次議員	76
1 地震防災対策について	
(1) 近い将来予想されている布田川～日奈久断層による、M6クラスの地震に対する町の防災対策について伺う。	
①地震に対する防災対策について、ほぼ完ぺきを100%とした場合、今町はどの程度準備が出来ているのか。	
②地震に対する備えの中で、今後町として速やかに準備すべきであると思う対策は何か。	
2 都市計画道路について	
(1) 第5次益城町総合計画（37頁）及び益城町都市計画マスタープランの中にある「都市計画道路（広崎・木山線）」について2点伺う。	
①本道路が計画されてかなりの年月が経過し、道路予定地域にはすでに住宅が立ち、道路の建設は、とても難かしいと思われるのに、なぜ計画として残されているのか。	
②本道路が計画されているために、新たな道路が整備出来ないとの意見もあるが、事実なのか。	
3 わが町の政争の打破について	
(1) 来月には、統一地方選挙が予定され我々議員も町民の審判を受けることになるが、選挙が近づくに連れ、町内外から、相変わらず我が町の政争の激しさに嘲笑とあきれ声が聞こえてくる。そこで、町長に2点伺う。	
①町長は長い職員生活を通じて、我が町の政争の歴史・実情についてよくご存じの事と思うが、この状況について、どう思われているのか。	
②わが町の激しい政争の状態をなくすために、町長はどうすればよいと思われるのか。	
17番 江越信保議員	88
1 地方創生戦略の推進について	
(1) 人口の一極集中型が加速し、地方自治体においては若者の都市への流出、少子高齢化が進む等危機的存在である。昨年12月閣議決定した今後5年間の「総合戦略」は地方が自立につながるよう、地域の資源を生かし責任をもって	

戦略を推進できるか各自治体の取り組み次第であり、以上の4点を伺う。

- ①「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材確保について
- ②周辺市町村との連携のありかたについて
- ③若者の定住促進について
- ④地域産業の発展向上や企業誘致への取り組みについて

2 子育て支援について

- (1) 在園児対象型以外の一時的預かり事業を平成28年度以降検討しているようであるが、具体的にどのような計画か
- (2) 子ども子育て推進にあたって、利用者が保育施設や子育て支援事業等の情報収集や相談援助を行える利用者支援事業については、平成29年度に1か所の確保が見込まれているがもう少し早い年度にできないか
- (3) 乳幼児健診（0歳～）に来ない家庭の把握及び対応はどのようにしているのか

5番 甲斐康之議員 99

1 健康づくりの取り組みとして、健診率をさらに向上させるために、特定健診料を無料にしてはどうか。

- (1) 町民の健康づくりへの取り組みとして、今以上に特定健診の健診率の向上を図り、生活習慣病の早期発見による早期治療で、重症化を防止できると考える。早期治療や予防を行うことで、医療費の削減につながれば国保会計の改善になると考える、そのためにも気軽に検診ができるよう、特定健診料を無料にしてはどうか。

2 子どもの読書活動を推進するために、学校図書館の蔵書をさらに充実して、各学校に専門の学校司書を配置してはどうか。

- (1) 学校図書館法が、昨年6月27日に改正され、本年4月から施行される。この法律によると、学校には、学校図書館を設け、各校に学校司書を置くことが市町村の努力義務となる。専門の学校司書を配置することで、子どもの読書活動が推進できたとの報告もある。法改正にともない、当町も配置すべきと考える。

3 「壁画大会」が終了した。替わる取り組みとして、「手作り凧揚げ大会」を考えてはどうか

- (1) 「壁画大会」が一昨年終了した。その後の取り組みが具体化されていない。町民からの声であるが最近みられなくなった「手作り凧」による凧揚げ大会を考えてはどうか。

2番 高橋津代美議員 109

1 地域再生道路

- (1) 進捗状況について

- ①現在の工事の箇所
- ②全面開通はいつ

2 保育所支援

- (1) 障害児童の補助職員を設置されるお考えはないか
- (2) 看護師設置されるお考えはないかお尋ね致します

1番 野田祐士議員 111

1 木山交差点について

- (1) 進捗状況について
- (2) 現時点での新たな取り組みについて

- (1) 交差点西側の用地について

2 寺迫地区に於ける地区計画の現状について

- (1) 現在の状況について
- (2) 役場説明会後の進捗状況について
- (3) (1) について停滞・中断している理由について
- (4) (3) について、「YES」であればその理由といつまでに？どう対処・対応？していくか。

3 潮井自然公園整備工事費について

- (1) 12月議会中の一般会計補正予算書（第4号）歳出中公園費△70,000千円についての詳細内容を伺う。
 - ①経緯と経過及び今後の取り組み方について説明願う。

11番 竹上公也議員 121

1 下水道整備工事について

- (1) 広崎3町内984番地及び986番地における住宅引込み道路の下水道整備工事が未整備となっている
 - ①下水道整備はいつ頃迄に実施出来るか
 - ②地域説明会は出来るか
 - ③予算確保は出来るか

2 西地区区画整理事業地内の町道7mの延長について

- (1) 広崎区画整理事業内、7m道路の第二空港線への拡張

接続の進捗状況について

- ①現状の協議状況は
- ②第二空港線交差点への接続状況はどうなっているのか？
- ③今後の区画整理事業の見通しは

散会 129

○3月10日（第8日）

出席議員	130
欠席議員	130
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	130
説明のため出席した者の職・氏名	130
開議	131
日程第1 常任委員長報告	131
日程第2 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	137
日程第3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	138
日程第4 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	139
日程第5 議員提出第2号 平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議	140
日程第6 閉会中の継続調査の件	141
閉会	142

平成27年3月第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年3月3日午前10時00分招集
2. 平成27年3月3日午前10時00分開会
3. 平成27年3月3日午後2時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 議案第1号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第4 議案第2号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第3号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第6 議案第4号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第7 議案第5号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第8 平成27年度施政方針について
 - 日程第9 議案第6号 平成27年度益城町一般会計予算
 - 日程第10 議案第7号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第11 議案第8号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第12 議案第9号 平成27年度益城町介護保険特別会計予算
 - 日程第13 議案第10号 平成27年度益城町公共下水道特別会計予算
 - 日程第14 議案第11号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計予算
 - 日程第15 議案第12号 平成27年度益城町水道事業会計予算
 - 日程第16 議案第13号 益城町中小企業等振興基本条例の制定について
 - 日程第17 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 日程第18 議案第15号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第19 議案第16号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第17号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第18号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第22 議案第19号 益城町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 益城町立幼稚園保育料等条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 町道の路線認定について

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 野田祐士君 | 2番 高橋津代美君 | 3番 宮崎金次君 |
| 4番 坂本貢君 | 5番 甲斐康之君 | 6番 寺本英孝君 |
| 7番 坂口政弘君 | 8番 石田秀敏君 | 9番 坂田みはる君 |
| 11番 竹上公也君 | 12番 福永誠一君 | 13番 稲田忠則君 |
| 14番 荒牧昭博君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 山内親宣君 |
| 17番 江越信保君 | 18番 中村健二君 | |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	内田吉十司君	総務課長	矢嶋正昭君
総務課審議員	中桐智昭君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	西橋幸子君	税務課長	森田茂君
住民生活課長	森部博美君	子ども課長	花田博文君

健康づくり推進課長	福島幸二君	いきいき長寿課長	緒方 潔 君
福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君
代表監査委員	濱田義紀君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さんおはようございます。

会議に先立ちまして、12番福永誠一議員、13番稲田忠則議員、15番渡辺誠男議員の3名が、全国町村議会議長会及び熊本県町村議会議長会の表彰を受けられましたので、その伝達を行います。福永議員、稲田議員、渡辺議員、前にお進みください。

表彰状。熊本県益城町、福永誠一殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長蓬清二。

おめでとうございます。

（拍手）

表彰状。熊本県益城町、稲田忠則殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長蓬清二。

おめでとうございます。

（拍手）

表彰状。熊本県益城町、渡辺誠男殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長蓬清二。

おめでとうございます。

（拍手）

それでは、ただいまから、本日の会議を始めます。

平成27年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に、御出席いただきましてありがとうございます。

議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成27年第1回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番寺本英孝議員、16番山内親宣議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中村健二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました28議案のうち、まず議案第1号から議案第5号までの5議案について、議案の説明を受けます。その後、平成27年度の施政方針及び議案第6号から議案第28号までの議案の説明を受けます。4日は総括質疑、5日は一般質問、6日は常任委員会の書類審査、7日、8日は休会といたします。9日は常任委員会現地視察、10日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思っております。

お諮りいたします。日程第3、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第31、議案第28号「町道の路線認定について」までを一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第31、議案第28号「町道の路線認定について」までを一括議題といたします。

日程第3 議案第1号 平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第2号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第3号 平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第4号 平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第5号 平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中村健二君） これより、提案理由の説明を求めます。

まず、日程第3、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第7、議案第5号「平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成27年第1回益城町議会定例会開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、全国表彰を受けられました福永議員、稲田議員、渡辺議員、まことにおめでとうござい

ます。心からお祝いを申し上げます。

さて、議員の皆様におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様の安心・安全確保などに、4年間、日夜努力をしていただいたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

本日は、マスコミ報道によりまして、2019年ラグビーワールドカップ熊本市の開催が決定をして、本当にうれしいニュースが入っております。楽しみにしているところでございます。

さて、今年に入りまして、1月11日に、益城町文化会館におきまして成人式が実施され、男性159名、女性156名、合計315名の方が晴れて成人式を迎えられました。また、1月18日には、益城町消防団の出初式が開催され、威風堂々の分列入場行進の後、通常点検競技、標的倒し競技が実施されました。各分団の威信をかけた真剣な姿を見ていますと、町民の安心・安全を守ってくれているのは、やはり消防団であると確信しましたところ です。さらに、2月22日には、益城一周駅伝が開催され、中学の分は木山中学校、体協の部は常勝中の広安体協を木山体協がデッドヒートの末破り、一般の部は益城西原消防クラブが優勝しました。走った後、選手は益城町婦人会手づくりの豚汁とまぜ御飯で疲れを癒やしていました。走ることは全てのスポーツの基本でもあり、健康づくりにもつながります。選手の皆様には、今後も走り続けていただきたいと思 います。

さて、今回提案しております議案は、補正予算が5議案、平成27年度当初予算が7議案、そして、条例など16議案、合計28議案となっております。

それでは、早速御説明を申し上げます。

まず、補正予算関係ですが、議案第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）は歳入歳出2億7,457万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額105億806万7,000円としています。

今回の補正予算は、国が取りまとめた地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応した補助事業費の増額及び入札残等による減額が主なものになっています。歳入の主なものは、今回の緊急経済対策で創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金8,761万9,000円、定住促進の住宅建設補助への交付金で、社会資本整備総合交付金1,207万5,000円、農業機械購入のための補助金で融資主体補助型経営体育成支援事業補助金1,129万9,000円、今回創設されました交付金を活用し、実施を予定しているプレミアムつき商品券の個人負担分1億3,300万円などを増額しています。

歳出につきましても、今回創設された緊急経済対策の交付金を活用して実施する事業が主なもので、地方版総合戦略策定事業734万6,000円、地域特産品販路拡大事業588万6,000円、観光振興のための文化財等保護整備事業1,924万7,000円、より効果的な健康づくり事業を実施するためのソフト事業と合わせた体組成計購入事業861万1,000円、障害者及び高齢者を対象に配付するタクシー券配付事業1,000万円、プレミアムつき商品券発行事業1億7,137万3,000円、住宅リフォーム事業1,200万円を交付金を活用して実施、さらに、緊急経済対策の事業で、青年就農給付金事業補助金712万5,000円、融資主体補助型経営体育成支援事業補助金1,129万9,000円を実施するため増額、その他、決算見込みによる不足額の増額及び入札残等による不用額の減額となっていま

す。

次に、特別会計につきましては、議案第2号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は2,758万1,000円の増額、議案第3号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）は2,774万7,000円の増額、議案第4号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は313万2,000円の増額となっております。さらには、議案第5号、平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）は収益的支出を3億4,461万4,000円増額、資本的支出を1億2,800万円減額するものです。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） おはようございます。企画財政課長、西橋でございます。私のほうから議案第1号から議案第5号までの平成26年度各会計の補正予算について御説明申し上げます。

まず、議案第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算書（第5号）でございます。

今回の補正予算は、先ほど町長のほうからも説明をいたしましたように、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」によります平成26年度補正予算によりまして、消費喚起生活支援地方創生先行型予算が配分されたことで、今回の補正予算（第5号）に組み込まれております。

それでは、1ページをお開きください。平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,457万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億806万7,000円とする。

8ページをお開きください。歳入でございます。

1款町税につきましては、平成26年度の決算見込みによります増額または減額の補正予算の計上となっております。

9ページでございます。12款地方交付税です。当初決定時に調整額として差し引かれておりました額の調整戻しが行われましたので、今回増額の補正で計上させていただいております。

10ページをお開きください。16款の国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金です。説明の一番下でございます。保育士等処遇改善臨時特例事業国庫負担金は、11ページにあります16款2項2目3節の保育緊急確保事業補助金に変更となったため、今回この部分は減額しているところでございます。

11ページでございます。16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金です。こちらは緊急消防援助隊設備整備費補助金です。事業費の減額に伴いまして、補助金の減額を行っております。その下の地域住民生活と緊急支援のための交付金は、消費喚起生活支援型に5,430万4,000円、地方創生先行型に3,331万5,000円が交付されております。

2目民生費国庫補助金です。保育緊急確保事業補助金でございます。平成26年度に新たに補助金交付となった事業で、全7事業でございます。家庭的保育事業、ファミリーサポート事業等に

交付されるものでございます。

7目土木費国庫補助金です。2節都市計画費補助金は、定住促進に係ります平成26年度中に交付決定をいたしまして、年度中に定住促進補助金を交付した者に対しまして、50%が国のほうから交付されるというものでございます。

17款県支出金1項県負担金でございます。1目の民生費負担金、説明の一番下でございます。こちらも国庫補助金と同じように、保育士処遇改善臨時特例事業県負担金です。12ページの17款2項2目3節の保育緊急確保事業へ変更となったことから、こちら減額を行うものでございます。

12ページをお開きください。17款県支出金2項県補助金2目の民生費県補助金でございます。こちらの説明の欄で、特別保育事業費等補助金、子育て支援強化事業補助金、放課後児童健全育成事業等補助金につきましては、保育緊急確保事業の変更によりまして、国の補助負担が始まったことから、県の補助負担が変更になったもので、減額を行うものでございます。その下にあります保育緊急確保事業費補助金ですが、家庭的保育事業及び保育士処遇改善事業が名称変更となって、こちらのほうで計上しているというものでございます。子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業補助金です。町が国の補助を受けて実施するプレミアム商品券の発行に、子育て世代分を県からの補助金として上乘せされるものでございます。1世帯当たり2,000円の助成を受けまして、1,000世帯分を今回計上しているというものです。そのほか、事務費の計上となっております。

5目農林水産業費県補助金です。説明の一番下でございます。阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援事業補助金でございます。こちらは新しく交付される補助金でございます。二つの事業者分として計上しております。

9目教育費補助金です。広安小学校が取り組みます事業に対する県の補助金としての計上となっております。

13ページ、18款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入につきましては、里道の払い下げによる増額の補正となっております。

19款寄付金でございます。一般寄附金といたしまして、8名の方からの寄附金が、今年度、寄せられておりますので、今回予算の計上をいたしております。

20款の繰入金です。歳入歳出の調整額として減額をいたすものでございます。

14ページでございます。22款諸収入4項貸付金元利収入でございます。過年度未収金に一括納付があったため、今回増額の補正を行っております。

5項雑入5目の雑入でございます。説明の下から2番目でございますが、プレミアム商品券個人負担金を計上しております。こちらは、国のほうの消費喚起型として交付される交付金を活用いたしまして、プレミアム商品券を発行いたしますが、1セット6,000円を5,000円で発行いたします。20%のプレミアムつき商品券というふうになっております。これが2万7,000セット、今年度、計上しております。また子育て世代は、先ほど若干御説明をしておりますけれども、1,000世帯分といたしまして、県のほうから2,000円の補助を受けられることから、1,000世帯分、

200万円の補助を今回こちらのほうに入れるというものでございます。

それから15ページでございます。建物共済金が説明の欄にございます。これは文化会館に落雷をいたしました分の保険分として計上したものでございます。

16ページをお開きください。歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費4目の企画費でございます。こちら、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」によります国の補正に伴い、地方版総合戦略を策定するための費用として、1節報酬は総合戦略会議の委員の報酬、2節旅費につきましては同じく費用弁償、11節需用費は総合戦略地方人口ビジョンの印刷製本費、13節委託料は地方版人口ビジョン総合戦略策定基礎調査の委託料として今回予算の計上をしているというものでございます。

19節負担金補助及び交付金は地方バス運行等特別対策補助金でございます。決定したことから、今回増額の補正をしております。

17ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。説明のほうは18ページのほうでさせていただきます。18ページの19節負担金補助及び交付金でございます。こちら地域創生生活支援型の交付金を使いまして、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で、一定以上の等級にある方を対象にタクシー券の交付を行うものです。500円のつづりが6枚つきまして3,000円のタクシー券の補助を発行いたします。今回約330人分を計上したところでございます。

次に、4目の老人福祉費でございます。こちら地域創生生活支援型でございまして、7節、11節、12節、19節につきましては、75歳以上の自動車または自動二輪車を所有していない方にタクシー券の交付を行うというものでございます。障害にある方と同じように、500円分の補助券が6枚つづりになっておりまして、3,000円の助成を行うものです。約2,460人分を予算計上しております。

次に、19ページでございます。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、こちらは全て決算見込みによります増額もしくは減額の補正の計上となっております。

20ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費28節の繰出金、いづれにおきましても県の通知によります各一般会計からの繰出金の増額の補正を行うものです。

2目の予防費です。13節委託料で健康づくり教室等委託料を計上いたしております。ここも、地方創生先行型として取り組む事業でございまして、健康増進事業として今回計上しております。

3目環境衛生費です。益城・嘉島・西原環境衛生施設組合負担金でございますが、地方交付税が増額になった分を今回支出するということで計上したものです。地方交付税の算定に、益城町のほうで、この衛生施設組合の費用を算定していることから、益城町に対して地方交付税が交付されたもの、これをこちらのほうの組合のほうに支出するというものでございます。

21ページ、8目の保健福祉センター運営費でございます。こちら地域創生の先行型としての計上でございます。13節委託料18節備品購入費でございますが、健康増進事業といたしまして、体組成計を購入予定にしております。それを使いまして、健康づくりルームにおきましてプログラムの管理等を行っていただくということからの計上となっております。

22ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費1目農業振興費でございます。19節

の負担金補助及び交付金でございます。こちらも各補助金の決定によります増額補正をしているところでございます。ここの説明で、阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援事業、こちらも、2事業者分の歳出の計上をしております。

8目の地域農政総合推進事業19節負担金補助及び交付金につきましては、確定によりまして増額補正をしているところでございます。

6款農林水産業費2項林業費2目林道維持費でございます。19節の負担金補助及び交付金は川内田、北向地区の平成25年度、平成26年度工事費に対する負担金として支出するものです。

23ページ、7款商工費1項商工費2目商工業振興費でございます。まず、地方総合戦略の消費喚起型といたしまして、プレミアム商品券の発行及び住宅リフォームを予定しております。1節の報酬は商品券発行等に係ります非常勤職員の報酬、11節需用費は商品券等の印刷代、その他消耗品の購入費用として計上です。12節役務費につきましては、商品券等の通信発送時の切手代としての計上となっております。

また、13節委託料につきましては、地域創生の先行型といたしまして取り組みます地域特産品のPRサイト構築委託料でございます。インターネットによります町の農商商品の紹介、また、ふるさと納税を促すためのサイトの開発を行うというところでの計上です。

14節使用料及び賃借料、18節備品購入費、19節負担金補助及び交付金でございますが、プレミアム商品券発行及び住宅リフォーム助成に係ります経費としての計上となっております。使用料及び賃借料につきましては、複写機等のリース料、また、備品購入費につきましては、金庫、その他の物を購入する予定です。

19節の負担金補助及び交付金は、プレミアム商品券、住宅リフォーム助成補助金としての計上です。住宅リフォームにつきましては、1件当たり30万円以上のリフォームに対しまして10%、最大20万円を上限として補助をする予定でございます。また商品券といたしましては、一般の方につきましては、1セット6,000円、これは20%のプレミアムつきでございますので、個人負担が5,000円となります。2万6,000セットを一般用、また、子育て世代用につきましては、同じく6,000円の商品券を、個人負担を1セット限り3,000円として交付するものでございます。予定といたしまして、1人当たり最大5万円、6万円の商品券でございます。また1世帯当たり10万円、12万円の商品券になりますが、これを上限として販売の予定でございます。

24ページでございます。8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費です。19節負担金補助及び交付金です。小池竜田線道路工事に伴います負担金の計上となっております。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費19節負担金補助及び交付金です。定住促進住宅建設補助金及び地域活性化対策家賃補助につきましては、支払い補助金の確定によります減額を行うものでございます。28節繰出金は公共下水道事業の減額によりまして、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

25ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費につきましては、該当案件がなかったため、今回減額をするものです。9節消防費1項消防費2目消防施設費13節の委託料です。熊本市消防局常備消防事務委託料としての計上でございますが、人事院勧告に伴います職員給与の増額、ま

た平成27年度に新規採用職員の被服購入のための増額の補正を行っているものです。18節備品購入費は入札残として減額するものでございます。

10款教育費 1項教育総務費 3目の語学指導費です。こちらにつきましては、新規の英語指導青年がいなかったため、全て減額を行うものでございます。

26ページでございます。10款教育費 2項小学校費 2目の教育振興費20節の扶助費につきましては、受給者の減によります減額の補正でございます。

27ページ、3項の中学校費 1目学校管理費でございます。15節工事請負費でございますが、木山中学校体育館の屋根の改修工事を予定しておりましたが、外壁など新たな工事が必要となったため、平成27年度に実施することといたしました。27年度当初予算に改めて計上をいたしているところでございます。また、その下、2目の教育振興費の扶助費でございます。こちらも当初予定しておりました受給者が見込みよりも少なかったことからの減額の補正となっております。

10款教育費 6項社会教育費 5目の四賢婦人記念館運営費でございます。こちら地域創造の先行型としての取り組みでございます。四賢夫人記念館の消耗品費といたしまして、四賢婦人のシールシートでありますとかマグネットの作成、また、印刷製本費では記念館のパンフレットの作成、修繕費といたしまして手すりの設置を行う予定で今回計上したものです。

6目の文化財保護対策費です。こちら地域創造先行型といたしまして、11節の需用費、12節役務費の計上をいたしております。益城三十三カ所めぐり整備費用及び西国三十三カ所観音絵馬修復費用を計画して計上したものでございます。

28ページでございます。6項の社会教育費 9目交流情報センター運営費です。こちらは複写機の借り上げ料は再リースによります減額、また、図書システム情報システム機器賃借料は長期契約によりまして不用額を減額するものでございます。7項保健体育費 2目の体育施設費でございます。11節需用費の水光熱費は電気代、燃料費の不足が発生するための増額補正、また、修繕費といたしまして、多目的トイレ、火災報知器、シャワー棟、総合体育館、また町民体育館等の修繕費としての計上をいたしております。18節備品購入費です。こちら地域創造先行型といたしまして、健康増進事業として体組成計を購入予定として計上したものでございます。3目学校給食費13節の委託料です。米麦飯炊飯委託料は委託料の不足により今回増額の補正を行うものです。

29ページ、12款の公債費は決算見込みです。

14款予備費は調整額としての計上となっております。

以上、平成26年度の一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げましたが、今回、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」によります地域住民生活等緊急支援のための交付金を説明のとおり歳入予算に計上しているところです。この交付金を充てるために、消費喚起生活支援型でプレミアム商品券の発行、住宅リフォーム助成、障害者・高齢者へのタクシー券の交付、また、先行型では地方版人口ビジョン総合戦略の策定、健康増進事業、地域特産品PRサイトの構築、益城三十三カ所めぐり整備及び西国三十三カ所観音絵馬修復の各事業を計画し、必要経費を今回歳出のほうで予算計上しているところでございます。

現在、この交付金事業として取り組みの可否を国のほうに照会中でございますが、まだ回答が

来ていない段階でございます。万が一、国の了承が得られない事業がある場合、了承を得た事業への上乗せでありますとか、平成27年度に事業の計画をし、また当初予算に計上しているものの中で、国のメニューに合うものを交付金事業として実施したいと考えております。この場合、平成27年度に入ってから平成26年度の補正予算につきましては、町長の専決処分となることから、次の議会において報告、承認をいただくということになることを御了解願いたいと思っております。

続きまして、議案第2号でございます。平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）です。

1ページをお開きください。平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,758万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,640万3,000円とするとしております。

6ページをお開きください。歳入でございます。7款前期高齢者交付金は確定によります減額補正の計上を行っております。

13款繰入金です。一般会計からの繰入金でございますが、各繰入金の町負担の確定によりまして、増額の補正を計上しております。13款の繰入金1目の基金繰入金です。歳入金が不足するため基金の取り崩しを行うものでございます。

7ページからが歳出でございます。2款保険給付費でございますが、診療報酬、補装具等の療養費に不足が見込まれることから増額の補正となっております。

3款後期高齢者支援金は確定したことによりまして減額の補正を行うものです。

8ページ、6款の介護納付金も確定によります減額補正です。

7款共同事業拠出金は各拠出金の確定によります補正額の計上となっております。

12款予備費です。歳入不足を予備費で補うために減額するものでございます。

続きまして、議案第3号でございます。平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

こちらも1ページをお開きください。平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,774万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,328万7,000円とする。

こちらも6ページをお開きください。6ページからが歳入でございます。歳入につきましては、全て居宅介護及び地域密着型介護サービス給付費の見込みによります増額補正を行っているところでございます。

8ページが歳出でございます。2款保険給付費、また5款の地域支援事業でございますが、決算見込みによります補正額の計上でございます。

10款予備費につきましては、歳入不足を予備費で補うための減額の補正を行っております。

次に、議案第4号でございます。平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）

です。

こちらも1ページをお開きください。平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,797万4,000円とする。

また、第2条では、地方債の補正を記載しております。

4ページをお開きください。第2表の地方債補正でございます。

1、変更。記載の目的は公共下水道事業です。補正後に330万円を減額し、2億3,790万円とするものでございます。こちらは受益者負担金収入が増額となることから地方債の減額補正を行うものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

7ページをお開きください。7ページからが歳入となっております。1款の使用料及び手数料、2款の分担金及び負担金につきましては、決算見込みによります補正額の計上でございます。

8ページでございます。5款の繰入金でございます。受益者負担金の収入増額によりまして、一般会計繰入金の減額補正を行うものです。

8款の町債は4ページの地方債補正で説明したとおりでございます。受益者負担金の収入増額による町債の減額の補正でございます。

9ページからが歳出でございます。1款事業費1目の公共下水道費です。14節の使用料及び賃借料は、管渠工事に係ります機械借上料の増額の補正でございます。

16款原材料費です。新規公共ますの設置に係ります材料代の増額の補正を行っております。27節公課費は消費税の中間納付分が不足することから増額補正でございます。2目施設費12節の役務費です。通信運搬費といたしまして、脱水污泥運搬手数料の計上を行いました。13節委託料です。植栽管理業務委託料は、職員で対応したことから不用額が生じまして、今回減額を行います。また、台風大雨等警報発令時対応業務委託料の減額は、委託業者が時間外で対応した実績がなかったことから減額の補正を行うものです。

10ページ、3款の予備費でございますが、歳入金不足を予備費で調整するために減額補正を行うものです。

議案第5号でございます。平成26年度益城町水道事業会計補正予算書（第3号）でございます。

1ページをお開きください。総則第1条、平成26年度益城町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正、こちらは21款の水道事業費用の増額の補正を行います。資本的支出の補正、こちらは41款益城町水道事業資本的支出の減額の補正でございます。詳細につきましては、3ページの補正予算実施計画明細書で御説明いたします。

3ページで、収益的支出、支出の分でございます。21款1項2目19節修繕費でございます。漏水の修繕費の不足により増額の補正を行うものです。また、5目41節の有形固定資産減価償却費です。確定によります増額の補正でございます。3項4目66節その他特別損失でございます。固

定資産システムの導入によりまして、資産台帳を紙ベースから電算化に移行いたしました。その結果、会計上の資産額と相違がございまして、原因としましては、創設から現在まで資産の更新等を行ったとき、新しいものは翌年から減価償却をしまいましたが、廃止したものが会計上に残ったままとなっており、資産が除却されていなかったことが原因となりました。今回、補正で除却することで、資産台帳と会計上の資産額が一致するものです。補正額につきましては、現金が減るというものではございません。

最後に4ページでございます。資本的支出の支出の部でございます。41款1項2目34節工事請負費です。グランメッセ木山線の道路が現在建設中でございます。配水管がまだ入れられないという状況であることから減額するものでございます。3目の改良事業費16節委託料及び34節工事請負費ですが、津森校区の下水道工事区域が減ったことから、上水道の布設がえを行わないということから、今回減額の補正を計上するものでございます。

以上補正予算についての御説明でございました。

○議長（中村健二君） 日程第3、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第7、議案第5号「平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの説明が終わりました。

日程第8 平成27年度施政方針について

○議長（中村健二君） ここで、日程第8、平成27年度施政方針についてを議題とし、これを許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 平成27年第1回益城町議会定例会が開催されるに当たり、今年度の町政並びに予算編成、また、これに関連する議案の説明に先立ちまして、まず、私の所信を申し上げ、議員の皆様はもとより、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年末には衆議院の解散総選挙が行われ、自民・公明の与党が過半数を獲得し、アベノミクス政策への国民の期待が高まる中、いまだ地方にはその波及効果が及んでいない状態であります。人口減少と地方経済縮小の対策として、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方までその波及効果が及ぶよう、地方自治体においても地方版総合戦略を策定することを努力義務としています。

さて、今回町長として初めての予算編成となりましたが、選挙期間中に町民の皆様にお約束しましたように、町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを目指し、お示したマニフェストを具体的に実行できるよう予算編成を行っております。

それでは、早速、私のマニフェストに沿った主要施策につきまして、所信を述べさせていただきます。

まず、健康福祉施策につきまして、近年において急速な高齢化が進む中で、本町におきましても超高齢化社会を迎え、高齢者世帯が増加し、あわせて認知症者数も増加しております。今後、高齢者に対する生活支援のニーズはますます高まっていくものと考えられます。

高齢者支援につきましては、老人クラブや高齢者相談員などの活動支援やサロンサポーター養成講座の開催など、社会参加の機会を充実させてまいります。また、高齢者福祉への地域住民の参加を促すため、地域サロンの充実を図り、支援をしてまいります。

今後、社会福祉協議会などの関係機関並びに福祉ボランティア団体など、地域住民の皆様と一体となって、高齢者が安心して生活できる施策の推進に努めてまいります。また、介護保険制度の改正に伴い、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施してまいります。

次に、災害時の要支援者対策としまして、災害時に支援が必要となる高齢者や障害のある方などを対象とした災害時要援護者避難支援システムによる支援体制のさらなる充実に努めるとともに、障害者や高齢者が安心して地域で生活ができるよう、「幸せの黄色い旗」を活用した地域で見守る仕組みづくりを構築していきたいと考えております。

次に、障害者福祉につきましては、これまでの身体、知的、精神といったそれぞれの障害の枠にとらわれず、障害がある方々の自立支援を目的に、誰もが住みなれた地域において、ともに生活し、活動できる社会の実現を目指し、安心して生活ができるよう在宅福祉サービスなどの充実に努めてまいります。

さらには、第2期益城町障がい者計画に基づき、利用者ニーズに即したサービスの提供を確保してまいりたいと考えております。

これからの福祉施策の推進に当たりましては、町民の皆様の福祉ニーズに的確に対応するため、地域住民を主体とした見守りや、人と人とのつながりから福祉のまちづくりを行うことを理念に掲げ策定しました「益城町地域福祉計画」に基づいて、高齢者や障害者、さらには乳幼児から大人まで、全ての町民の皆様が住みなれた場所で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、町民の皆様の癒やしの場であります「町民憩の家」につきましては、指定管理者制度を導入し、さまざまなサービス事業を展開することにより、利用者の皆様に楽しんでいただけるよう、施設やサービスの充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う、子ども・子育て支援事業計画に基づき、核家族化や女性の社会進出による保育ニーズに対応するため、認可保育所や家庭的保育室などの地域型保育事業の施設を計画的に整備し、待機児童の解消に努めてまいります。

また、ファミリーサポートセンター事業及び放課後児童健全育成事業や病児病後児保育事業など、仕事と子育ての両立ができる環境を整備するとともに、安心して子どもを産み、育てる環境づくりに努めてまいります。あわせて、中学校3年生までの子ども医療費助成をはじめ、つどいの広場事業やひとり親支援なども引き続き進めてまいります。

一方、社会問題となっている児童虐待などにつきましても、要保護児童対策地域協議会での関係機関との連携強化を図り、迅速な対応と防止に取り組んでまいります。

次に、健康づくりにつきましては、心身ともに健康で長生きすることは、全ての町民の共通の願いです。しかし、近年、生活習慣の変化や運動不足などに伴い、肥満や糖尿病など生活習慣病が増え、その結果、医療費の負担が増大し、大きな社会問題となっております。今後も、より健

康なまちづくりを実現するために、町民の皆様お一人お一人が自分の健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守るという意識の普及、啓発を図るとともに、各種検診、相談、予防、健康教室などの充実を図ってまいります。さらに、受診率の向上のため、引き続き、地域における健康づくりの推進を担う健康づくり推進員の育成を図ってまいります。

また、保健福祉センター「はびねす」を拠点としまして平成25年3月に策定しました健康づくり推進計画、食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、幅広い世代の健康づくりについて総合的に推進してまいります。

予防接種事業につきましては、子どものインフルエンザ予防接種は任意接種であるため、子どもの多い家庭におきましては、大きな経済的負担となっていることから、中学3年生まで接種料金の負担軽減を図ってまいります。さらに、高齢者のインフルエンザ予防接種の個人負担額についても、引き続き負担軽減の拡充を図ってまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険について。

国民健康保険事業につきましては、医療費の急激な増加に対応するため、生活習慣病予防対策事業をはじめとした医療費適正化事業などを引き続き実施します。

また、保健事業としまして、平成20年4月から義務づけられた特定健診、特定保健指導につきましては、町民への啓発を図りながら、病気の早期発見のためのワンコインで受けられる特定健診を実施し、さらなる受診率のアップに取り組み、医療費の抑制に努めます。

国民健康保険財政につきましては、医療技術の高度化や高齢化の進展などに伴い、医療費が増加する一方で、景気低迷による所得の落ち込みにより、国保財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況に置かれていますが、適正な税率の設定及び保険税収納率の向上に努めるとともに、全町を上げて医療費の抑制に取り組み、財政の健全化に努めます。

後期高齢者医療保険事業につきましては、町の事務であります保険料の徴収事務や申請受付などの窓口業務のほか、分かりやすい制度の周知を行い、高齢者が安心して医療を受けられるよう取り組んでまいります。特に、後期高齢者の疾病予防を図るため、後期高齢者を対象とした人間ドックを引き続き実施してまいります。

介護保険事業につきましては、国の介護保険制度改正を踏まえた第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年に向けた「地域包括ケアシステムの構築」、そして「低所得者に配慮した費用負担の公平化」を図りながら、24時間態勢の医療、介護在宅療養と介護予防事業を推進します。また、地域のニーズを踏まえた町独自の介護予防サービスを住民の皆様へ提供できるよう努めてまいりたいと思います。

次に、生活環境の整備について、地域の魅力ある住みやすさが実感でき、安心・安全で快適な生活環境を実現するための生活環境の整備、中でも道路整備は重要な位置づけであると考えております。町民の皆様が多様なニーズを的確に捉え、行政と地域が一体となって、今後も引き続き生活に密着した安全で人に優しい道路の整備、改良に努めてまいります。

平成27年度の道路事業の主なものとしましては、地域再生道路グランメッセ木山線の今年度全線開通に向けた整備及び農免道線におきましては、熊本県が事業主体の俵山方面へ通じる堂園小

森線改良事業と並行し、交差点周辺の整備を行います。また、全国的に道路や橋梁等の公共施設の老朽化対策が急がれておりますが、今後、老朽化の進む橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画をもとに、適時適切な長寿命化を図ってまいります。また、県有工業団地「くまもと臨空テクノパーク」へのアクセス道路の整備としまして平成20年度から取り組んでまいりました町道テクノ工業団地線を本年度末までに完成できるよう整備を進めてまいります。

その他、町通、里道、町有道路及び下排水路につきましても、地域の皆様の要望も取り入れながら、引き続き整備を進めてまいります。

都市計画におきましては、益城町のまちづくりの具体的目標を示した都市計画マスタープランに沿って、計画的に実施してまいります。

特に、市街化調整区域の活性化に向けた地区計画や集落内開発制度を活用し、既存集落のさらなる活性化を推進します。その中で、定住化対策として、中学生以下の子どもがいる世帯が、市街化調整区域の飯野、福田、津森地区の指定区域内に家を新築された場合の補助金制度などの普及を図ります。運用開始からの実績は、平成23年度が9件、24年度12件、25年度が27件、26年度が12月末現在で50件の申請があり、小学生48人、中学生8人、未就学児童126人の増加をみており、地区別では飯野地区33件、福田地区57件、津森地区9件となっております。

次に、町営住宅につきましては、平成24年2月に策定しました「益城町公営住宅等長寿命化計画」に基づき整備改修を進めてまいります。

次に、益城台地土地区画整理事業では、西地区につきましては住居系の区画整理のため、ハウスメーカーの参加を促し、確実な資金計画を策定し、早期着工を目指します。中地区につきましては、組合運営にかかわる方針、組織の再構築を図り、事業実施段階へと進めてまいります。東地区は、4月下旬には市街化区域への編入手続が完了する予定ですので、その後に区画整理組合を設立し事業着手を図ります。

公園整備につきましては、平成25年度から進めてまいりました潮井自然公園整備事業が3年目を迎え、本年度も社会資本整備補助金を利用し、布田川右岸エリアと橋梁上部工を整備いたします。

次に、公共下水道事業の平成27年度事業計画としましては、公共下水道区域内では、北部流域の町道テクノ工業団地線につきまして管渠布設工事を進めてまいります。

特定環境保全公共下水道区域につきましては、飯野処理区及び津森処理区の下水道整備工事を引き続き進めてまいります。

飯野処理区につきましては、飯田地区の管渠布設工事を予定しておりまして、ここが最後の地区となります。また、津森処理区につきましては、下小谷の一部と上小谷の管渠布設工事を予定しております。あわせて、平成26年度で管渠布設が済んでいます県道小森線と下小谷集落内の舗装本復旧工事を予定しております。

浄化センターにつきましては、供用開始後21年が経過した施設の長寿命化計画策定による実施設計を行い、平成28年度から経済的で効率的な改築更新に着手する予定であります。

今後も、下水道事業の目的であります、快適で衛生的な生活環境への改善並びに公共用水域の

水質保全を図るため、着実に事業を推進してまいります。

水道事業につきましては、現在、上水道第4次拡張事業計画に基づき、配水管の布設や老朽施設などの更新を計画的に行っております。

また、簡易水道事業につきましては、平成28年度までに上水道へ統合する方向で国の指導がなされており、当町も統合化計画により、老朽化した施設の更新等を行い、安心・安全な水道水を安定的に供給してまいります。今後は、適切かつ効率的な事業の運営を図り、一層の経営改革と経営基盤強化に取り組んでまいります。

次に、消防・防災対策についてでございます。

町の消防・防災対策につきましては、地域防災のかなめとなる町消防団員の確保と同時に、機械器具の装備拡充を図るため、消防積載車3台及び小型動力ポンプ2台を更新、配備するとともに、地下式防火水槽及び消火栓の新設も計画的に実施してまいります。

また、災害から住民を守るため、国、県の指針に沿い、町地域防災計画の見直しを行い、また、大規模災害に備え、飲料水、非常食及び毛布・マットなどの備蓄、発電機や灯光器などの施設器具等の整備を引き続き計画的に進めてまいります。

さらに、災害に負けない益城を目指し、昨年行いました地域との合同防災訓練を実施し、自助、共助、公助による連携を深め、地域での防災力を高めてまいります。自分たちの地域は自分たちで守るという意識をさらに高め、行政、町民一体となって災害の予防、町土の保全、町民の生命、身体及び財産の保護に努めてまいります。

次に、環境対策についてでございます。

本町は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境の中にあり、誇れる郷土ですが、近年、特にごみ問題や不法投棄、野焼きなどの違法行為が頻発し、また、河川の汚染、さらに、飼い犬、飼い猫や敷地の適正管理が行われないなど、日常生活に密着した環境問題が顕在化しています。

このような状況の中、循環型社会構築に向け、ごみ問題につきましては、減量化や分別収集の徹底に努め、生ごみ処理機購入者への助成や資源ごみ回収活動団体への助成金の交付、さらに、広報活動などにより町民への周知を図るなど取り組みを進めてまいります。

不法投棄や野焼きなどの違法行為につきましては、県や保健所、警察との連携を強化し、広報誌やホームページなどでの啓発を行い、その防止に努めてまいります。

河川の汚染対策につきましては、上流の自治体をはじめ、関係機関と連携し、汚染防止や監視に努めてまいります。今後も、定期的な水質検査、EM活性液やEMだんごの投入など、地域と一体となり、河川浄化に取り組んでまいります。

地球環境の悪化が懸念される中、住民の意識高揚を図るため、地球温暖化対策として、太陽光発電の設置や太陽熱温水器設置への補助を引き続き行ってまいります。

かけがえのない熊本の地下水を未来に残す取り組みとして、県や市町村、企業、地域などと連携し、地下水保全対策に取り組んでまいります。

まず、地下水涵養として、企業や地下水財団が実施する冬季湛水事業（冬水たんぼ）を進めてまいります。さらに、雨水浸透ますの設置や雨水利用を推進する雨水貯留タンク設置の助成を引

き続き行ってまいります。これらの取り組みにより環境への負荷を少なくし、快適、安全な生活環境を創出してまいります。

次に、ごみとし尿などの処理の広域化の検討についてでございます。

ごみとし尿等の処理につきましては、本町及び周辺町村で構成される一部事務組合で行っておりますが、いずれも老朽化のための更新を迎える時期となっております。今後、弾力的で柔軟な広域処理の再編や施設整備等について、効率的、効果的な視点から検討してまいります。

次に、消費者生活相談事業の推進についてでございます。

近年、消費者を取り巻く環境が複雑多様化している中、悪質商法、振り込め詐欺が巧妙化、悪質化し、消費者トラブルの一層の深刻化が見込まれております。

そこで、消費者を守る取り組みとして、弁護士によります無料法律相談や上益城郡5町広域連携による消費生活相談室の設置、さらには、地域と一体となった見守りや啓発等に取り組み、相談体制の充実と消費生活における安全性及び利便性の向上に努めてまいります。

次に、マイナンバー制度についてでございます。

国民生活を支える社会基盤としての社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、プロジェクトチームを設置し、円滑な導入に向け、適切に取り組んでまいります。

次に、地域活性化についてでございます。

国は平成26年11月21日に、人口減少社会に向け、その減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的、計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生法」と各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を総合的に運用し、やる気のある自治体に対して集中的に政策資源を投入することで、地域の活性化に取り組む地方自治体を支援するための「地域再生法の一部を改正する法律」の地域創生関連2法案を可決しました。この二つの法律に基づき、「地方人口ビジョン」及び「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めなければならないとされていることから、平成27年度中に、人口ビジョンを含めた「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していく予定としています。

次に、第5次益城町総合計画後期基本計画についてでございます。

現行の第5次益城町総合前期基本計画が平成27年度中に終期を迎えることから、平成28年度から平成32年度までの後期に向けた基本計画を平成27年度中に策定する方向であり、策定に当たりましては、「益城町人口ビジョン」や「益城版まち・ひと・しごと創生総合戦略」も念頭において、後期基本計画の策定を行っていきたいと思っております。

次に、商工業の振興についてでございます。

アベノミクスによる3本の矢は、一方で、効果は上げておりますが、それが地方の隅々まで波及をしているとは言いがたい状況ではないでしょうか。平成26年4月の消費税の改定においても、地方消費に少なからず影響を与えているのではないかと考えております。

そこで、今年度、「益城町中小企業振興基本条例」の制定を実施いたします。条例制定により、

町の責務、商工会の役割、中小企業の役割と努力、住民の理解と協力などを定め、益城町中小企業の振興を図る目的としています。

また、国の平成26年度補正予算による「地域住民生活と緊急支援のための交付金」を活用して、プレミアムつき商品券の発行を予定しています。これは20%程度の上乗せをした商品券を発行することにより、地域の消費を喚起することを目的として、1年限りの給付事業として取り組みます。さらに、住宅リフォーム助成要綱を整備し、益城町に経済効果を波及させる取り組みを実施していく計画でございます。

次に、農業政策でございます。

農業は安全な食料の安定供給のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観など、有形無形の多面的な機能を有する産業です。しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加と、農業を取り巻く状況は厳しさを増しております。さらに、国内産業等に大きな影響が心配されている環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の行方は、いまだ不透明で先行きが見えない中、本町にとりましても相当な影響があるのではなかろうかと危惧しており、今後の動向が注視されるところです。

こうした諸問題と真摯に向き合い、地域農業の持続的な再生、発展に向けて、平成27年度においては、次のような取り組みを行います。

農地政策の基礎として作成した「人・農地プラン」を定期的に見直し、農地の中間的な受け皿として、新たに創設された農地中間管理機構との連携による農地利用集積、集約化への取り組みを積極的に支援するとともに、担い手対策として、国などの事業の活用による新規就農者の育成、確保を図り、農業所得の向上並びに経営の安定化による農業後継者の増加を推進してまいります。

また、農業経営の安定と食料自給率の向上を図るための経営所得安定対策につきましては、より一層の定着充実を促進してまいります。

また、農村基盤の整備につきましては、地域住民が参画した農地・水保全管理支払交付金事業より移行となった日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金事業を推進してまいります。

六次産業化ネットワーク活動の取り組みとしましては、昨年5月、立地協定を締結しました「合同会社マイルド」は「西日本フレッシュフーズ」として、本年4月末竣工を目指して工場の建設が進められており、「株式会社マース」は本年3月末竣功の予定となっております。

これらの工場の操業に伴い、地域の生産者と連携した農産物の活用により、農業生産者の経営の安定化と収益性の向上、さらには新規就農者の増加や新規雇用も創設され、若者の定住化など、地域の活性化につながることを期待され、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、農林整備につきましては、県営事業の農業用管水路特別対策事業として福原地区、かんがい排水事業として砥川排水機場及び井寺排水機場の改修、ため池等整備事業として田原堰改修を実施いたします。

中山間地域総合整備事業につきましては、次期計画を要望するために、広域連携型構想及び基本計画の策定に取り組んでまいります。

南・中尾地区の圃場整備につきましては、事業の実施に向けた促進計画と策定を進めてまいり

ます。

また、既存の農業用施設である農道、水路につきましては、「多面的機能支払（長寿命化）」により、老朽化した施設の更新を推進してまいります。

林業に関しましては、益城町森林整備計画に基づき、飯田山林道や川内田、船野山林道、その他、作業道などの整備や町有林の間伐など、実情に応じた適正な整備を図ってまいります。

農地に関しましては、農用地利用集積計画に基づく農用地の利用権設定等を通じた担い手への農地利用集積や耕作放棄地の発生防止、解消に向けた指導などを重点に、農地の保全、有効活用に取り組みます。

次に教育関係についてでございます。

今日、子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、子どもたちが仲間とともに生きる喜び、学ぶ楽しさを感じるためには、子どもたちにとって安全で安心できる教育環境を整えることが最重要課題であると考えます。

本町では、小中学校の第1学年の学級に補助職員を配置する「いきいき益城っ子育て事業」、そして、各小中学校に学年を問わず授業補助や生徒指導などを行う補助職員を配置する「ドリーム益城っ事業」を行っており、学校や保護者の皆様からも大きな評価をいただいているところであり、今年度におきましても、学校等の意見を聞きながら改善を行うとともに、引き続き実施してまいります。

また、特別支援教育の充実のために、各小学校に配置しております特別支援教育支援員につきましても、本年度も引き続き配置するとともに、学校における教育課程や学習指導などの学校教育に関する専門的事項の指導に当たる学校教育指導員については常勤の職員として迎え、学校教育の充実を図ります。

次に、学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす活動の場であり、よりよい環境のもとで教育が受けられるように施設整備の充実も重要な課題です。

近年、全国的に記録的な猛暑に見舞われる中、学校における学習環境の整備が必要になってきている状況から、空調設備（エアコン）を平成26年度に二つの中学校に整備するとともに、平成27年度には町内の五つの小学校にもエアコンを整備する計画でございます。

さらに、各小学校に電子黒板や大型テレビなどを備えつけるとともに、全職員にノートパソコンを備えて行っている、通知表・指導要領等を電子化する校務支援システムを全国に先駆けて導入しておりますが、このICT教育の充実につきましても、ICT支援員の配置とともに、引き続き取り組んでまいります。

次に、学校給食センターにつきましては、公の施設のあり方検討委員会から、施設自体の建てかえについての検討をするように答申を受けておりますので、本年度は建設検討委員会を設置したいと考えております。また、月額500円の給食費補助についても引き続き行う予定でございます。

次に、町内五つの小学校の児童数に大きな差が生じている問題につきましては、現在、飯野小学校と津森小学校に導入している小規模特認校制度の充実に向けてまいります。

また、教育に対するニーズの多様化に合わせて、学校間、地域と学校という形で、教育、防犯、防災などでの連携を進める必要が生まれています。このような状況の中、教育委員会と学校、家庭、地域等が連携しながら、子どもたちの安全確保や子どもたちが楽しく生き生きとした学校生活を送れる学校、さらには、家庭や地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを目指すコミュニティスクール事業の推進に努力してまいります。

生涯学習につきましては、町民の学習活動支援が十分に行えるよう、公民館を核とした生涯学習のまちづくりの実現に向けた推進体制の充実を図ります。また、学習ニーズの把握に努めるとともに、地域の課題や現代的課題に対応した短期講座などを実施し、多様な学習機会の提供に努めます。新たに、「益城町出前講座」を実施し、町民の要請に応じ、町職員などを派遣し、町民と行政との協働のまちづくりを推進してまいります。

地域のボランティアが学校を支援する「学校支援」、子どもの安全・安心の居場所確保とそばんによる学力充実を図る「放課後子ども教室」などの事業を通して、益城町の学校、家庭、地域の教育力の向上を目指します。

次に、スポーツ振興につきましては、スポーツ推進委員の役割や活動状況を広く周知し、積極的な活用を図ります。各種スポーツイベントやスポーツ教室を通じて、健康の維持、増進を目指し、豊かな活力ある地域社会の確立を図ります。

オープン7年目を迎える交流情報センター「ミナテラス」では、各種イベントやIT学習講座などを充実させ、施設利用者の拡大を図ります。

図書館におきましては、入館者が本年1月末現在で60万人を超えており、大変好評を博しているところです。特に、子どもの読書活動を推進するため、「益城町子ども読書活動推進計画」を策定し、小学校図書館、保育園、幼稚園の配本事業等により、子どもの読書環境の整備、充実を図ります。

文化財保護につきましては、町内に所在する埋蔵文化財をはじめとする有形・無形文化財の調査及び研究を実施し、保存と活用を図ります。特に、益城町史において欠くことのできない重要な文化財、遺跡につきましては、「益城町指定文化財」とし、恒久的な保護と積極的な活用を行います。

健康増進や文化財活用のために設定しました「益城三十三カ所めぐり」につきましては、安全に目的にたどり着けるよう、案内版や朱印帳等を整備する予定です。「四賢婦人記念館」につきましては、ふるさと学芸員による案内や展示物を充実させ、多くの来館者が訪れるよう進めていきます。

基本的な人権が尊重されることは明るく住みよいまちづくりの基盤であります。各種関係団体と連携し、人権教育及び人権啓発の推進に努め、差別のない明るい社会を目指します。

4月より、体育施設、文化会館に指定管理者制度を導入します。経費の削減はもとより、民間の能力やノウハウを活用した住民サービスの質の向上が見込まれ、大変期待をしているところです。

最後に、皆様御承知のように、平成27年度から教育委員会制度が改革されることに伴いまして、

町長としての教育委員会へのかかわりが重要になり、改正された法律の附則規定により、本町におきましては、現教育長の任期の間は現状のままで実施していく部分もありますが、いずれにしましても、総合教育会議において意見交換をしっかりと行うことが重要だと考えております。

最後になりますが、冒頭、そして中でも何度も出たように、昨年11月、まち・ひと・しごと創生法案が可決されました。平成20年に始まった人口減少は、今後加速度を増して進み、このまま推移しますと、今から35年後には現在の居住地の約6割以上の地域で人口が半分以下に減少し、2割の地域で無居住化すると推測され、地方においては地域経済社会の維持が困難な局面を迎えることが予想されます。

これを防止するためには、東京一極集中の歯どめをかけ、地方に仕事をつくり、若い世代が安心して結婚、子育てができる社会をつくり、地域が活性化する施策に取り組む必要があります。

本年度から、国が使い道を限定する補助金と違い、自治体の判断で柔軟に使える新たな交付金が支給されます。その一方で、地方自治体には、地域の実情に合った具体的な創生策を打ち出すことが求められております。これからは、自治体が地域活性化のための政策を積極的に打ち出すことにより交付金が多く交付するため、以前にも増して行政経営の能力が問われることとなります。町長のリーダーシップはもちろんのこと、職員の企画力、発想力、業務マネジメント力などを含め、仕事に積極的にチャレンジする職員の育成が不可欠となっております。合わせて、町、議会、企業、そして町民の皆様が一緒になって知恵を出し合い、共創によるまちづくりを進めることが大切になってきます。

10年後、20年後を見据えたまちづくりを実現するため、まさに「オールましき」の体制で取り組むことをお願い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。御清聴ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 日程第8、平成27年度施政方針についてが終わりました。

ここで暫時休憩します。

11時40分から再開します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

日程第9 議案第6号 平成27年度益城町一般会計予算

日程第10 議案第7号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第11 議案第8号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 議案第9号 平成27年度益城町介護保険特別会計予算

日程第13 議案第10号 平成27年度益城町公共下水道特別会計予算

日程第14 議案第11号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計予算

日程第15 議案第12号 平成27年度益城町水道事業会計予算

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、日程第9、議案第6号「平成27年度益城町一般会計予算」から日程第15、議案第12号「平成27年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第6号から順次御説明をいたします。

平成27年度予算は、町長選挙後最初の予算編成となりますが、選挙期間中にお約束しました、町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを目指し、平成27年度予算編成方針に基づき予算編成に当たっています。

まず、議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算の規模は106億6,613万5,000円で、前年度当初予算に比べ16億6,613万5,000円、率にして18.5%の増となっています。前年度予算は、町長選挙の関係で新規事業や投資的経費を極力抑えた骨格予算で編成していましたので、前年度当初予算に比べ大きく増加しているものでございます。

歳入では、町税が固定資産税などで2,338万7,000円の増加により0.7%の増、地方消費税交付金が昨年の4月から消費税5%から8%へ引き上げられた影響で5,000万円の増加により15.6%の増、地方交付税は同額を計上、国庫支出金が前年度、投資的経費を計上していなかったことや、小学校の空調整備工事の交付金などで2億7,527万3,000円の増加により28.0%の増となっています。

自主財源は46.8%で、主なものは、町税が33億779万1,000円、繰入金が9億1,000万円、分担金及び交付金が2億5,253万5,000円、繰越金が3億円となっています。

一方、依存財源は53.2%を占め、主なものでは、地方交付税が21億3,000万円、国庫支出金が20億6,135万6,000円、町債が9億5,190万円となっています。

歳出では、民生費が障害者福祉関係の扶助費、介護保険特別会計繰出金、保育所・認定こども園運営費、地域型保育事業給付費などにより、前年比3億6,603万8,000円、率にして10.6%の増となっております。

土木費が前年度骨格予算により投資的経費を計上していなかったことから、地域再生道路事業費、潮井自然公園整備事業費などで4億4,624万1,000円、率にして60.1%の増、教育費は全小学校に空調機を整備するための事業費、中央公民館のトイレなど改修事業費、総合体育館駐車場から益城中央小跡地への進入路整備費などにより、前年比4億5,271万2,000円、率にして45.9%の増となっています。

また、子ども・子育て支援新制度に伴う保育料の改定、子どもインフルエンザ予防接種委託料、高齢者のインフルエンザ予防接種補助の増額、高齢者等を地域で見守る仕組みづくりのための黄色い旗購入費、健康寿命延伸を目的とした健康づくり事業の効果を高めるための体組成計購入費を新たに計上し、提案をさせていただいています。

次に、特別会計につきましては、議案第7号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算は、総額を47億8,909万3,000円、議案第8号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を3億4,635万円、議案第9号、平成27年度益城町介護保険特別会計予算は、総額を29億2,146万1,000円、議案第10号、平成27年度益城町公共下水道特別会計予算は、総額を13億3,873万

9,000円、議案第11号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,623万2,000円、議案第12号、平成27年度益城町水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を4億5,661万7,000円、水道事業費用を4億3,957万8,000円、また、資本的収入及び支出の資本的収入を3億3,140万9,000円、資本的支出を5億7,390万円とするものでございます。

なお、係数等について言い間違いがあったかもしれませんが、各係数等は各予算書及び決算書に記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いたします。

それでは、平成27年度の会計ごとの当初予算につきまして、予算書により、後ほど、企画財政課長から説明をさせますので、よろしくお願をいたします。

○議長（中村健二君） 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

○議長（中村健二君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） こんにちは。企画財政課長の西橋でございます。私のほうから27年度に計上いたしております当初予算について御説明申し上げます。議案第6号から議案第12号まででございます。

まず予算書の1ページをお開きください。議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算でございます。

平成27年度益城町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ106億6,613万5,000円と定める。これは、昨年と比べますと、16億6,613万5,000円の増、率にいたしまして18.5%増加しております。ただし、平成26年度の当初予算は骨格予算での計上であったため、増額幅が大きくなっているところでございます。

第2条では債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金の最高額を5億円と定めております。また、第5条では歳出予算の流用について定めているところです。

7ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございます。

事項としまして、固定資産評価がえ及び固定資産課税土地評価業務委託事業でございます。期間を平成27年度から平成29年度まで、限度額を1,760万円としております。平成27年度を基準年といたしまして、固定資産の評価額の見直しを行うことから、評価業務の委託料を3カ年に分けて支払うため、債務負担行為起こすものです。

定住促進補助金交付事業でございます。期間を平成28年度から平成30年度まで、限度額を4,500万円というふうに計上したところです。

8ページをお開きください。第3表の地方債でございます。

まず、起債の目的から、臨時財政対策債、地域活性化事業債は、町長車の購入、軽自動車の4台分としての計上、また、給食配送車の購入に係るものでございまして、購入予定額の90%を限度額としております。

防災対策事業債でございます。防火水槽1基分の建設でございまして、ここは事業費の75%の限度額です。緊急防災・減災事業債は、消防緊急デジタル無線整備、また、小型ポンプ2台、積載車3台の購入を予定しております。100%の限度額の計上でございます。

上益城中央2期地区中山間地域総合整備事業債、また、砥川・井寺排水機場の基幹水利ストックマネジメント事業債、福原地区に充てるための特定農業用管水路等特別対策事業債、田原堰改修の県営ため池等整備事業債、地域再生道路建設事業として地域再生事業債、橋梁改修事業債、潮井自然公園整備事業債、ここにつきましては、町が負担する90%を限度額として計上しております。

小学校空調設備設置事業債、町内五つの小学校に空調機を設置するものです、木山中学校屋内運動場改修事業債、木山中学校の体育館改修事業です、公民館トイレ等改修事業債、それから、総合運動公園東側出口増築事業債、以上につきましては、工事費等の75%を限度額として、今回計上しております。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、ここに計上のとおりでございます。

11ページをお開きください。歳入でございます。

1款の町税です。調定見込み額に収入見込み率を掛けて予算計上したところでございます。

13ページでございます。2款地方譲与税です。地方譲与税等につきましては、昨年度と同額、もしくは同額程度の予算計上としたところでございます。

14ページをお開きください。6款の地方消費税交付金でございます。平成26年4月に5%から8%へ消費税が引き上げられました。消費税は事業者によりまして納入時期が違っていることから、平成26年度は引き上げ分の消費税交付金が12カ月分交付されてはおりません。27年度は12カ月分交付がされるため、昨年と比べまして増額の計上となっているところです。

15ページ、一番下の11款地方特例交付金です。この交付金につきましては、住民税の住宅借入金特別税額控除による減収見込み額に相当する額が交付されるものでございます。昨年と比べまして増額の計上としております。

16ページでございます。14款分担金及び負担金2項負担金1目の民生費負担金3節の児童福祉負担金でございます。私立の認可保育所空港保育園、100人の定員でございますが、ここが4月に開設することから、昨年と比べまして増額の計上となっております。

17ページ、15款使用料及び手数料1項使用料5目の教育使用料でございます。説明は次のページ、18ページでございます。2節の授業料でございます。平成26年度の実績見込みから、授業料減免対象者が増えておりまして、平成26年度の当初予算と比べ減額の計上となっております。

19ページ、16款の国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金3節の児童福祉費負担金です。説明の一番下でございます。地域型保育事業給付費国庫負担金です。小規模保育事業、家庭的保育事業に対する国庫負担金の計上となっております。

20ページをお開きください。16款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節の総務費国庫補助金です。社会保障・税番号制個人カード関連事務委託交付金は、個人番号の発行等事業プロジェクト管理、それから個人カード等の作成、発送の委託の交付金となっております。その下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、システム改修、中間サーバー等の整備に係る費用を国庫補助金として計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金1節の社会福祉費補助金です。こことその下の3節の児童福祉補助金に記載があります臨時福祉給付金交付金、また、子育て世帯臨時特例給付金交付金でございますが、消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、低所得者及び子育て世帯に対して臨時的な給付措置が27年度もとられるということになったことからの計上でございます。また、3節の児童福祉費補助金につきましては、保育緊急確保事業補助金、それから、認定こども園、一時預かり事業国庫補助金は、子ども・子育て支援法に基づきます国庫補助金の計上となっております。

21ページ、9目の教育費国庫補助金でございます。1節小学校費補助金、説明一番下でございますが、学校施設環境改善交付金事業交付金は、小学校空調整備に対して、配分基準額の3分の1が交付されるものでございます。

23ページでございます。23ページの節の一番上でございます。3節児童福祉費負担金、説明の一番下にあります地域型保育施設給付費県負担金です。国庫補助金と同様に、小規模保育事業、家庭的保育事業に対します県の負担金としての計上でございます。

26ページをお開きください。17款県支出金3項県委託金1目総務費委託金3節の統計調査費委託金です。説明の上から4行目でございます国勢調査交付金です。平成27年10月1日現在で国勢調査を実施することから、県の委託金としての計上となっております。4節の選挙費委託金です。平成27年度中に投開票予定の選挙執行委託金の計上でございます。

次は、30ページをお開きください。30ページ、22款諸収入5項雑入5目の雑入でございます。1節雑入の説明の下から4行目でございます。派遣職員人件費の計上がございます。ここは、広域連合の新しく一部事務組合の広域化に係ります人件費として支出するものでございます。益城町からは係長級職員の1名を派遣いたします。ここは、一部事務組合の広域化協議会負担金といたしまして、郡内5町に西原村を合わせた6町村により、各町が600万円ずつ持ち出しまして、この協議会の運営に充てるというところでございます。

31ページの説明の上から5行目でございます。空港周辺環境整備事業助成金でございますが、27年度は、交流情報センターのテーブルの購入、それから益城幼稚園幼児用のテーブル、椅子等に対して、購入金額の90%が空整協事業として助成されるというものでございます。

32ページでございます。23款の町債につきましては、8ページ、第3表地方債で説明のとおりでございます。

続きまして、34ページからが歳出でございます。

1款議会費1項議会費1目の議会費でございます。次のページに入ります、11節の需用費です。修繕代の計上がございます。この議場の天井の吹き抜けが落ちたことから、この撤去費用という

ものをここに上げさせていただいております。

次に、36ページでございます。2款総務費1項総務管理費1目の一般管理費でございますが、説明は39ページで御説明したいと思います。18節の備品購入費でございます。庁用車購入の記載がございます。町長車1台、クラウン・ハイブリッドの購入を予定しております。また、総務課所管の軽自動車2台を購入予定です。町長車は今年13年目を迎えます。車検費用ほか改修費用が85万円ほど必要になるため、今回買いかえの計上をしたものです。また、庁用車として使用しております軽自動車は15年目を迎え、老朽化が目立つことから買いかえるところでの計上となっております。

次に、42ページをお開きください。3目の電子計算機運用費でございます。43ページ、13節の委託料でございます。システム開発委託料の記載がございます。社会保障・税番号制度のシステムによります総務省、厚労省からの法改正等に対するの開発委託料として支出するものでございます。

次が、57ページまでお開きいただきたいと思っております。57ページ、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目の戸籍住民基本台帳費でございます。説明は次のページ、58ページでございます。13節の委託料です。説明の下から3行目に、社会保障・税番号制度個人番号カード関連事務委託料がございます。個人番号カード発送プロジェクト管理、また、通知、カード等の作成、発行ほかの事務委託料としての計上です。それから、コンビニ交付システム構築委託料、コンビニ交付システム連携対応業務委託料につきましては、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修等として支出するものでございます。

61ページをお開きください。選挙対策費でございます。5目の県知事選挙費、それから、次のページの6目県議会議員選挙費、63ページの8目町議会議員選挙費、全て平成27年度中に投開票が予定されている選挙費用に対する計上となっております。

64ページ、お開きください。2款総務費5項統計調査費2目の統計調査費です。2目につきましては、平成27年10月1日を調査日といたしまして国勢調査が実施されるため、そこに係る経費の計上となっております。

67ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。説明は69ページになります。69ページ、一番下にあります19節負担金補助交付金でございます。説明欄につきましては70ページになります。70ページ、説明の一番下でございますが、臨時福祉給付金の計上がございます。低所得者に対し、消費税の引き上げによる影響を緩和するために交付されるものでございます。

72ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費11節の需用費でございます。説明欄に、黄色い旗購入費を計上しております。高齢者、障害者を地域で見守る仕組みづくりといたしまして、黄色い旗の購入、1,000枚分を今回計上しております。モデル地区をこれから選定して実施する予定にしております。

73ページ、18節の備品購入費です。庁用車購入費でございます。こちらのほうも庁用車が15年目を迎えるものから、老朽化が目立つため、買いかえの予定として計上したものでございます。

74ページでございます。28節の繰出金です。繰出金の説明の一番下でございます。低所得者保険料軽減強化費繰出金です。介護保険の1号被保険者の保険料について、住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象に、低所得者の高齢者の保険料を軽減するものでございます。町負担分が4分の1となっていることからの繰り出しでございます。

5目社会福祉施設費です。75ページの上から2行目に13節の委託料がございます。4月1日から町民憩の家を指定管理のほうへ移します。その指定管理の管理料としての計上でございます。また、15節工事請負費につきましては、引き込み電柱取りかえ工事を予定しているところです。

9目の後期高齢者医療費でございます。説明は次のページ、76ページでございます。13節の委託料でございます。説明、一番上でございます。健診委託料でございます。この中に、まじき健診、特定健診の集団、特定健診の個別が含まれておりますが、1人当たり500円でこの健診が受けれるように、特定健診の集団と特定健診の個別につきましてはワンコイン500円で健診が受けれるように配慮したものととして委託料を組んでおります。

77ページでございます。3款民生費2項児童福祉費1目の児童福祉費でございます。説明は80ページまで飛ばさせていただきます。80ページの18節備品購入費です。放課後児童クラブ環境整備費です。広安西小で、現在の児童クラブではちょっと人数が多過ぎて入らないということから、もう1クラブ増設をいたします。そのための必要経費を今回計上しております。

19節負担金補助及び交付金です。説明の欄の一番上です。保育所・認定こども園運営費でございますが、空港保育園、私立の認可保育園、定員100人でございますが、ここが新たに開設することから、昨年と比べ増額の計上となっているところです。地域型保育事業給付金は小規模保育、家庭的保育事業への給付金として支出するものです。認定こども園、一時預かり事業補助金ですが、12園、21人分の計上となっております。説明の81ページの19節のところの説明の一番下でございます。子育て世帯臨時特例給付金の計上がございます。こちらも消費税引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置を行うということから、27年度も計上しているものでございます。

次に、3目の児童福祉施設費でございます。説明は83ページのほうでいたします。83ページ、15節の工事請負費です。トイレ改修工事を第二保育所、手洗い場増設工事を第三保育所、保育室改修工事を第四保育所、砂場改修工事を第五保育所で行うということからの計上となっております。

次に、86ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費2目の予防費でございます。説明は次のページ、88ページで御説明いたします。13節の委託料でございます。説明の上から2行目、子どもインフルエンザ任意予防接種委託料、それから高齢者インフルエンザ定期予防接種委託料、こちらも個人負担金を27年度から1,000円で接種できるように配慮したものでございます。

次に、89ページでございます。3目の環境衛生費です。説明は90ページで御説明いたします。90ページ、19節の負担金補助及び交付金です。説明の上から2行目でございます。熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会負担金です。郡内の5町、それに加えて、西原村を加えた6町村が各600万円ずつ持ち出して、この協議会の運営を行うというもので、当町も600万円の新しい計

上となっているところです。

96ページをお開きください。96ページ、5款の労働費1項労働諸費1目の労働諸費19節の負担金補助及び交付金です。新しい取り組みといたしまして、シルバー人材センター事業費補助金を計上しております。社会福祉協議会から補助金交付の要請があり、交付するものでございます。シルバー人材センターの運営に係る費用が不足するということから要請があったものでございます。

101ページをお開きください。101ページの5目農地費13節の委託料でございます。説明の一番下です。中山間地域総合整備事業広域連携型構想策定業務委託料です。金山川堰、飯田農道整備に係る構想策定というところでの計上となっております。次に、102ページの説明の一番上でございます。南・中尾地区促進計画書策定等委託料、こちらも促進計画書の策定の委託料でございます。換地等の委託、また、地形図作成の委託も含まれているところでございます。

19節負担金補助及び交付金です。説明の下から2行目です。団体営農業農村整備事業補助金、こちらは島田地区への補助金となります。それから説明の一番下です、農業農村整備推進交付金事業補助金です。こちらは土地改良への補助金としての計上となっております。103ページの説明の上から2行目です。中山間地域総合整備事業広域連携型基本計画策定負担金です。こちらも金山川堰、飯田農道分としての負担金でございます。上から5行目でございますが、南・中尾地区圃場整備等実施計画書作成負担金、こちらも事業費の25%を支出するというところでの計上となっております。

次に、109ページをお開きください。3目の観光費8節の報償費でございます。平成26年9月に債務負担行為を上げさせていただいた分でございます。益城町四季写真コンテストの審査のお礼、また、写真コンテストの副賞、それと彼岸花の整備お礼として計上したものでございます。

119ページをお開きください。8款土木費4項都市計画費1目の都市計画総務費です。説明は120ページになります。120ページ、13節の委託料でございます。説明二つ、都市計画図版データ更新及び印刷業務、また、益城町基本図・数値地形図修正業務委託料につきましては、27年度新規の計上となっているところです。

次に、135ページまで飛ばさせていただきます。135ページ、10款教育費2項小学校費1目学校管理費です。説明は137ページでいたします。137ページ、13節の委託料でございます。説明の一番下です。小学校空調整備工事管理委託料、町内5校の小学校に空調整備をすることから、工事管理の委託料としての計上です。また、138ページの15節工事請負費でございますが、こちらも小学校各5校に対して空調整備を行うための工事の請負費としての計上となっております。

次に、139ページ、10款教育費3項中学校費1目学校管理費です。こちらも説明が141ページでさせていただきます。141ページ、13節の委託料、説明の一番下でございます。木山中学校屋内運動場改修工事管理委託料、これと関連いたしまして、次のページの15節工事請負費でございます。木山中学校施設整備工事費として上げております。議案第1号の平成26年度一般会計補正予算（第5号）で御説明いたしましたとおり、木山中学校体育館の屋根の改修を26年度に予定しておりましたが、体育館の内壁、外壁等の改修も必要であるということから、改めて27年度に予算

計上するものでございます。

144ページでございます。10款教育費5項幼稚園費1目の幼稚園費です。説明は146ページのほうで行います。15節の工事請負費です。第二幼稚園のトイレ改修工事としての計上としております。また、18節の備品購入費です。こちらも歳入のところで空整協からの歳入を御説明申し上げましたが、益城幼稚園の幼児用のテーブル、椅子等につきましては、空整協のほうから補助があったもので購入するというところでございます。

147ページの10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費です。説明は次のページ、148ページでございます。19節の負担金補助及び交付金です。説明の欄の次の149ページの上から3行目です。ふるさとづくり施設整備費補助金です。全員協議会のときにちょっと表現が間違っていてしまっていたようです。大変申しわけありません。安永5町内公民館、ましき野です。ましき野の公民館新築に1,000万円、また、櫛島公民館に750万円の補助金をこの中で計上しているというところでございます。

次に、2目の公民館費です。説明は150ページをお開きください。13節の委託料でございます。説明の欄でございますが、140ページの上から3行目、中央公民館改修工事設計委託料、また、その下の中央公民館改修工事管理委託料、それから15節の工事請負費につきましては、中央公民館の廊下、天井の改修として計上しております。トイレ改修もここに含まれております。

18節の備品購入費です。施設器具費でございますが、中央公民館、福田分館、また、津森分館に、空調の設備を整えるというところでの計上となっております。

152ページでございます。13節の委託料でございます。ここは文化会館が指定管理に移行することから指定管理委託料を計上したところです。

155ページをお開きください。9目の交流情報センター運営費でございます。説明は158ページをお開きいただきたいと思っております。158ページ、18節の備品購入費です。説明の上から3行目、施設器具費の記載がございますが、交流情報センターの視聴覚室のテーブル等の購入を予定しております。この視聴覚室のテーブルにつきましては、歳入のところでもお知らせしましたように、空整協からの助成を受け、整備するものでございます。

次に、10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費です。説明、160ページをお開きください。19節の負担金補助及び交付金です。説明の上から5行目にロードレース大会補助金の記載がございます。公認大会として12月に開催を予定されていますロードレース大会への補助金としての計上となっております。

次に、161ページ、2目の体育施設費13節の委託料です。説明の一番上に指定管理料が記載がございます。体育施設関係の指定管理に伴いまして、この管理料を計上したものでございます。

15節の工事請負費です。説明は162ページでございます。説明の一番上にあります総合運動公園東側出口増設工事請負費でございます。総合運動公園グラウンド駐車場から旧中央小学校跡地への侵入路を整備するものとしての計上でございます。

3目学校給食費です。1節の報酬、説明の一番下にあります給食センター建設検討委員会委員報酬、また、次のページの9節旅費の費用弁償、そして13節委託料、これ説明は次のページの説

明の一番下でございます、学校給食センター建設基本計画策定委託料でございます。ここに付きましては、学校給食センターが昭和54年12月に建設されて、建築後35年が経過しております。平成26年2月に公の施設の検討委員会から、施設建てかえの実現可能性について早急に検討することという答申を受けまして、平成27年度に学校給食センターの建設検討委員会を設置するものでございます。

164ページの18節備品購入費です。給食センターの配送車の購入を予定しておりまして、予算の計上となっております。

165ページです。14款の予備費につきましては調整額の計上となっております。

次に、議案第7号でございます。平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算書179ページをお開きください。

平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ47億8,909万3,000円と定める。これは前年と比べますと4億9,980万9,000円の増です。率にいたしまして11.65%増加しております。

第2条で、一時借入金の最高額を3億円と定めております。

186ページをお開きください。186ページからが歳入でございます。

1款の国民健康保険税は、平成26年度収納見込みより積算をしたものでございます。

188ページです。5款の国庫支出金です。一般被保険者の給付費等に係る国庫支出金でございます。給付費の伸びに伴い前年と比べまして増額の計上となっております。

189ページ、6款療養給付費等交付金です。退職被保険者の給付費等に係る支払い基金からの交付金として計上しております。

7款前期高齢者交付金です。65歳から74歳までの国保被保険者を対象といたしました各保険者間の医療負担を調整するため、支払い基金から交付されるものです。

8款県支出金です。国民健康保険一般被保険者の療養給付費等に係る県の支出金としての計上となっております。

190ページです。10款共同事業交付金です。国民健康保険一般被保険者の高額医療に係る国保連合会からの交付金として計上したものです。

191ページです。13款繰入金です。各項目に対して、一般会計からの繰入金の計上となっております。

14款繰越金は、平成26年度からの繰越金の見込み額の計上となっております。

193ページからが歳出でございます。1款の総務費につきましては、平成26年度と比べまして大きく変わることはありません。

次に、195ページをお開きください。2款の保険給付費です。平成26年度の決算見込みにより計上したものでございまして、昨年と比べまして大きく増額計上となっているところでございます。

次に、198ページをお開きください。3款の後期高齢者支援金、ここから199ページの4款前期高齢者納付金、5款老人保健拠出金、6款介護納付金につきましては、平成26年度決算見込みに

より計上したものでございます。

200ページをお開きください。7款共同事業拠出金です。国保連合会から通知により、今回計上しております。

また、8款保健事業費です。1項特定健康診査等事業費1目の特定健康診査等事業費でございますが、201ページの13節委託料でございます。説明の上から3行目に、特定健診委託料の記載がございます。ワンコインと括弧書きをしておりますが、個人負担を500円で受診ができるように計上したものです。今回、350人を予定しての計上となっております。

203ページをお開きください。12款の予備費につきましては、調整額の計上となっております。次に、議案第8号でございます。205ページをお開きください。

平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億4,635万円と定める。これは昨年と比べますと815万2,000円の増加でございます。率にいたしまして2.4%増加しております。

また、第2条では、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めております。

210ページをお開きください。歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は平成26年度収納見込みにより計上しております。

また、4款繰入金は一般会計からの法定の繰入金の計上です。

211ページ、5款の繰越金は平成26年度からの繰越金の見込み額の計上でございます。

212ページからが歳出でございます。1款の総務費につきましては、平成26年度と大きく変わっての計上というところではございません。

213ページ、2款の後期高齢者医療広域連合納付金です。療養給付費等の伸びによりまして、納付金も増額傾向にあります。

10款の予備費につきましては、調整額の計上となっております。

次に、215ページでございます。議案第9号、平成27年度益城町介護保険特別会計予算でございます。

平成27年度益城町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億2,146万1,000円と定める。昨年と比べまして2億6,383万5,000円の増、率にして9.9%増加しております。

第2条での一時借入金の最高額を3億円と定めております。

220ページをお開きください。歳入でございます。1款の保険料です。介護保険料の見直しによりまして、昨年と比べますと増額の計上となっております。

221ページ、4款の国庫支出金です。介護給付費に係る国庫支出金としての計上です。

222ページでございます。5款の支払い基金交付金です。介護保険給付費に係ります支払い基金からの交付金の計上となっております。

6款県支出金は介護給付費に係ります県負担金の計上です。

223ページ、10款の繰入金です。こちらは一般会計からの法定の繰入金となっております。

次に、224ページです。11款の繰越金でございます。平成26年度からの繰越金の見込み額の計

上となっております。

225ページからが歳出です。1款総務費です。平成26年度と比べて大きく変わるところはございません。

228ページをお開きください。2款の保険給付費です。こちらは平成26年度の決算見込み額に伸び率を掛けて計上したものでございます。

232ページをお開きください。5款の地域支援事業費でございます。要支援、要介護状態になる前からの介護予防事業に係る費用としての計上となっております。

236ページをお開きください。最後のページ、10款の予備費でございますが、調整額としての計上となっております。

続きまして、237ページでございます。議案第10号でございます。

平成27年度益城町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億3,873万9,000円と定める。昨年と比べますと6,759万円の減額の計上となっております。率にして4.8%減となっているところです。

第2条で債務負担行為、第3条で地方債を定めております。また、第4条では、一時借入金の最高額を10億円と定めているところです。

240ページをお開きください。第2表の債務負担行為です。事項としまして、益城町公共下水道に伴う水洗便所等の改造のため、借り入れた金融機関に対する損失補償としております。期間、限度額につきましては、掲載のとおりでございます。

次に、241ページ、第3表の地方債でございます。起債の目的を公共下水道事業、限度額を2億6,610万円としております。起債の方法、利率、償還方法については、掲載のとおりでございます。下水道事業に対して1億8,940万円、また償還金に対しまして7,670万円を地方債として起債するものでございます。

244ページをお開きください。歳入でございます。1款使用料及び手数料です。こちらは加入件数を見込んで計上したものです。

2款の分担金及び負担金です。新築家屋の件数を見込んで計上しております。

245ページ、次のページです。3款の国庫支出金は、昨年と比べまして事業費が減少していることから、減額での計上となっております。

5款繰入金です。公共下水道事業に係ります一般会計からの繰入金となっております。

246ページ、お開きください。8款の町債につきましては、先ほど第3表、地方債で説明のとおりでございます。

247ページからが歳出でございます。1款の事業費1項公共下水道費1目公共下水道費です。248ページで御説明申し上げます。13節の委託料がございます。説明の上から4行目、津森地区測量業務委託料の記載がございます。これは津森地区の事業が進んだことによりまして、測量業務委託料が昨年と比べ減少した計上となっているところです。

また、249ページ、15節の工事請負費です。こちら飯野、津森地区の汚水支線管渠築造工事が進んでいることから、工事請負費が昨年と比べ減少した計上となっております。

2 目の施設費でございますが、昨年と比べて大きく変わることはありません。

252ページをお開きください。252ページ、2 款の公債費でございます。地方債の元利償還金の計上となっております。

3 款予備費につきましては調整費です。

次に、257ページでございます。議案第11号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条です。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,623万2,000円と定める。昨年と比べますと112万6,000円の増加でございます。率にして1.3%増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を5,000万円と定めております。

262ページをお開きください。歳入でございます。1 款使用料及び手数料、こちらは見込みによる計上となっております。

263ページ、5 款の繰入金です。事業費に係ります一般会計からの繰入金の計上です。

次に、264ページからが歳出でございます。1 款の事業費につきましては、昨年と比べ大きく変わることはありません。

266ページです。2 款の公債費でございます。地方債償還金の計上となっております。

次のページ、3 款予備費につきましては、調整額の計上となっているところです。

次に、議案第12号、平成27年度益城町水道事業会計予算書でございます。

1 ページをお開きください。平成27年度益城町水道事業会計予算。

第1条、平成27年度水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条で、業務の予定量は次のとおりとするということで記載しております。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。第3条で、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとするとしております。

3 ページでございます。資本的収入及び支出。第4条で、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,249万1,000円は、当過年度損益勘定留保資金2億4,249万1,000円で補填するものとするとして定めております。

4 ページをお開きください。地方債です。起債の目的は水道整備事業です。限度額を2億4,800万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。この水道整備事業につきましては、東南部地区簡易水道施設整備事業、また、飯野地区簡易水道施設整備事業、上水道第4次拡張事業に対して限度額を定めたものでございます。

また、第6条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費を上げております。

次に、23ページをお開きください。平成27年度当初予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。

11款2項2目の1節他会計補助金でございます。備考欄に、下水道コンビニ収納システム補助金の記載がございます。平成26年4月からスタートいたしましたコンビニ納付に係るシステム開発料でございますが、下水道課と案分して今回計上しているというところでございます。

また、4目消費税還付金でございます。1節の消費税還付金ですが、予算書上での仮受消費税と仮払消費税により算出しております。工事等が年度末に減額されますと、還付金の計上が少なくなっていくということでございます。

また、5目長期前受金戻し入れでございます。国庫補助金長期前受金戻し入れです。これは、地方公営企業法の改正によりまして、みなし償却制度が廃止されたことによりまして、減価償却費の戻し入れで現金が入ってくるものではございません。

次に、24ページです。収益的収入及び支出の支出の部でございます。主なものとしたしまして、21款1項1目19節の修繕費です。備考欄で構築物の記載がございます。北池久保水源地、東南部地区の下陳浄水場、第1配水池の門扉、以上3カ所の修繕費として計上しております。

また、2目配水及び給水費19節の修繕費の備考欄、構築物のところでございますが、飯野地区の鬼塚配水池の電気室屋根防水修理の計上となっております。

25ページでございます。17節の手数料でございます。ここは平成26年度までの予算では16節委託料で計上しておりましたが、27年度、17節の手数料で計上することとなったものでございます。

26ページでございます。31節の負担金でございます。備考欄に、熊本県簡易水道協会負担金の掲載がございます。国庫補助金事業を行っていることから、負担金の事業割が増えている状況となっております。

5目減価償却費41節の有形固定資産減価償却費です。法改正に伴いまして、みなし償却が廃止され、現在償却している資産のうち、国庫補助があったものについては国庫補助金の金額をさかのぼって償却することとなったものでございまして、昨年と比べ増額の計上となっております。

28ページでございます。資本的収入及び支出の収入の部です。31款1項1目の企業債でございますが、ここは4ページの地方債で説明したとおりでございます。

29ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出の部でございます。41款1項3目改良事業費34節の工事請負費です。備考欄に、東南部地区簡易水道施設改修工事の記載がございます。昭和56年に竣工しまして機械等も老朽化している状況でございます。施設整備につきましては、平成28年度までに簡易水道を上水道に統合する簡易水道統合化計画によって実施するところがございます。統合後は補助金がつかなくなりますので、統合前に国からの補助金を受けて今回整備するものとして計上したものでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 日程第9、議案第6号「平成27年度益城町一般会計予算」から日程第15、議案第12号「平成27年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

2時35分から再開します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

- 日程第16 議案第13号 益城町中小企業等振興基本条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 益城町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 益城町立幼稚園保育料等条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 町道の路線認定について

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第13号「益城町中小企業等振興基本条例の制定について」から日程第31、議案第28号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第13号、益城町中小企業等振興基本条例の制定について御説明申し上げます。

現在、益城町の事業所の大多数が中小企業であり、経済活動の全般にわたって重要な役割を果

たしており、町民生活全般に多大な影響を与えております。また、それに伴い、効果的な中小企業振興策の策定が議会や商工関係団体等、各方面から強く求められています。本町の発展に大きくかかわっている中小企業の重要性を鑑み、明確に中小企業振興の方向性を示し、中小企業基本法第6条に定められております地方公共団体としての町の責務を果たすため、条例を制定するものであります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例を整理するものでございます。

今回、整理を要します条例は、1、益城町不当要求行為等の防止に関する条例、2、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例、3、益城町特別職報酬等審議会条例、4、益城町報酬及び費用弁償条例の4条例でございます。

次に、内容について御説明申し上げます。まず、第1条の益城町不当要求行為等の防止に関する条例の一部改正でございますが、これまで教育長は、教育委員としては地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職である一面、そして、常勤の教育長としては教育公務員特例法第2条の規定による教育公務員的一面と、これまでこの両面を持った身分がございました。今回の法改正によりまして、新教育長は任期も3年となり、教育長として議会の同意を得ることになり、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職となったことに伴い、益城町不当要求行為等の防止に関する条例第2条第1号を改正するものでございます。

次に、第2条の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございますが、これまでの教育長給与は教育公務員特例法の規定により支給されていましたが、改正後の新教育長給与は地方自治法の規定により支給することになったことに伴い、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例第1条を改正するものでございます。

次に、第3条の益城町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、さきに述べましたように、これまでの教育長給与は教育公務員特例法の規定により支給されていましたが、改正後は特別職の給与となることに伴い、益城町特別職報酬等審議会条例第2条を改正するものでございます。

最後に、第4条の益城町報酬及び費用弁償条例の一部改正でございますが、新制度においては、これまでの教育委員長と教育長を一本化して新教育長が設置されることに伴い、益城町報酬及び費用弁償条例、別表第1を改正するものでございます。また、附則の第1項にありますように、施行期日は平成27年4月1日からでございます。次に、附則の第2項にありますように、今回の改正につきましては、現在の教育長任期の間は、改正前のそれぞれの規定はなおその効力を有するとの経過措置の規定をしているところでございます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第15号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

この条例の制定は3年ごとに見直すことになっている介護保険料について、国の介護保険法施行令に基づき、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得区分に応じた介護保険料額を定めるための条例改正であります。

介護保険料算定方法は、第5期介護保険事業計画期間の被保険者数と給付費の実績と伸び率等に基づき、第6期介護保険計画期間の見込み額を算出し、国の定める介護算定基準に従い定めております。

第2条及び第4条の主な改正内容は、所得段階を8段階から10段階とし、現行の基準年額5万8,800円から6万6,000円に改正するものです。基準月額4,900円から5,500円の改正となり、実質月額600円、年額7,200円の増となっております。

介護保険料の値上げの理由としまして、高齢化の進展により、要介護認定者や介護サービス利用者等の増加により、介護費用が年々増加していることが大きな要因となっております。平成27年1月時点での県の推計によりますと、上益城郡の平均基準月額は5,602円、熊本県平均月額が5,774円となっており、郡内や県の平均基準額と比較しても低い料金設定となっております。また、低所得者に配慮した料金設定として、第1段階に該当する年金収入80万円以下の方に対して軽減強化を図り、保険料率を50%からさらに5%引き下げ、45%での保険料設定となっております。

第9条の介護保険料延滞金の条例の一部改正内容は、延滞金計算の基礎となる納付金額と延滞金額の端数処理を町税と同じ算定条件とし、納付者への公平性を図るための改正となっております。

附則第7条の改正につきましては、介護保険制度改正による地域支援事業の中で、新たな町の介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期については、平成29年3月までの猶予期間が設けられております。経過措置の条文を町の介護保険条例に規定しなければならないこととされ、今回の条例の制定を行っております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第16号益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の制定は、第3次一括法により、国の定める指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準が新たに制定される県の条例に委任されたことに伴い、第93条第2項の改正が必要となったため、条例の一部を改正することとなりました。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第17号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、整備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の制定は、第3次一括法により国の定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、新たに制定される益城町の条例に委任されたことに伴い、第67条第2号の改正が必要となり、条例の一部改正となっております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第18号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の制定は、第3次一括法により国の定める指定介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準を、町の条例に規定する改正が必要となり、条例の一部改正となりました。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第19号、益城町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の制定は、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法に基づく義務づけ、枠づけの見直しに伴い、条例を制定する必要があります。

具体的内容は、介護保険法改正により、要支援サービスを町の地域支援事業に移行する上での指定介護予防支援事業者に関する基準を、町の条例で定めた内容となっております。介護予防を実施する上で、介護事業所に管理責任者、保健師、介護予防に関する知識を有する者を置かなければならないなどの規定と、個人情報の漏えいの防止規定もあわせて明記されています。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第20号、益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の制定は、第3次一括法により国の定める地域包括支援センターに関する基準を、町の条例に定める必要があるために条例の制定となりました。

内容としましては、厚生労働省で定める基準を参酌し、保健師、社会福祉士、介護支援専門員の3職種に関する設置規定と地域包括支援センター運営協議会の円滑な運営上の規定の内容となっております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第21号、益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が交付され、平成27年1月1日から施行されました。その概要としまして、児童福祉法第21条に基づき実施していた小児慢性特定疾患治療研究事業が、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施、その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るため、新たに児童福祉法第19条の2で、小児慢性特定疾病医療費の支給について規定されております。このため、法改正による変更を行うものでございます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第22号、益城町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の制定に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から実施されます。子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園等の特定教育保育施設や家庭的保育、

小規模保育などの特定地域型保育事業の保育料については、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、認定区分ごとに国の定める基準の範囲内で市町村が定めることとされております。

本条例は全10条で構成され、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の町が定める額、その他保育料に関する必要な取り扱い事項を定めたものでございます。なお、保育料につきましては、国の定める基準の範囲内で、低所得層から順次応能負担として設定しております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第23号、益城町立幼稚園保育料等条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、議案第22号で説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援新制度における保育料は、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、国の定める基準の範囲内で市町村が定めることとされております。

本条例は全9条で構成され、町立幼稚園の町が定める額、その他保育料に関する必要な取り扱い事項を定めたものでございます。保育料につきましては、国の定める基準の範囲内で、低所得層から順次応能負担とし、平成27年度は現行のままで据え置き、平成28年度、平成29年度は激変緩和措置として平成30年度の最終決定保育料よりも低く設定しております。なお、国の基準では、公立、私立を問わず、支給認定区分ごとに同一の保育料としておりますが、町立幼稚園の保育料につきましては、現在までの経緯及び行政サービスという観点から、私立幼稚園と比べて低い保育料で設定しております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第24号、益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、児童福祉法が改正され、保育所における保育の基準につきましては、条例委任を廃止し、子ども・子育て支援法施行規則に保育の必要性の基準が規定されたことから、本条例を廃止するものです。このため、益城町保育の必要性の認定に関する規則を整備し、保育の必要性の基準、保育必要量の区分、優先保育の基準等を規定しているところでございます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第25号、益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により児童福祉法が改正され、保育所の設置目的が改められたことに伴う改正でございます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第26号、益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、議案第22号で説明いたしましたとおり、子ども・子育て支援新制度における保育料は、

世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、国の定める基準の範囲内で市町村が定めることとされております。

本条例で規定しております町立幼稚園の授業料等に関する事項につきましては、先ほど説明いたしました議案第23号、益城町立幼稚園保育料等条例で規定しております。このため、本条例の授業料等に関する事項について、一部削除するものでございます。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第27号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、平成26年の人事院勧告による国家公務員の給与改正の中で、平成27年4月1日からの給与制度の総合的見直しによる給与条例の一部改正になります。

改正点は、職務や勤務実績に応じた給与配分で、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の改正の2点になります。

第10条の2、第2項は単身赴任手当の改正で、基礎額を2万3,000から3万円に引き上げ、加算額の上限も4万5,000円から7万円に引き上げるものです。

第17条の2は管理職員特別勤務手当の改正で、管理監督職員、課長などが、災害への対処などの臨時、緊急の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で手当を支給するよう支給対象を拡大したものです。

附則は、条例の施行期日と単身赴任手当について、民間の状況を踏まえ、引き上げを段階的に行うことを規則で定めることを規定したものです。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第28号、町道の路線認定について御説明いたします。

今回の路線認定につきましては、いずれも開発行為により造成された区域内道路の路線認定を行うものであります。

路線番号396、広崎支線は広崎地内、路線番号397、婦多ノ免線、路線番号398、天神免1号線、路線番号399、天神免2号線及び路線番号400、天神免3号線につきましては、いずれも福原地内の2カ所の開発行為区域内道路でございます。

いずれの道路も生活に密着した道路であるため、町道に認定する必要があることから今回提案するものです。なお、路線の認定場所、延長につきましては議案の後ろにつけております参考資料をごらんください。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午後2時58分

平成27年3月第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年3月3日午前10時00分招集
2. 平成27年3月4日午前10時00分開議
3. 平成27年3月4日午後2時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 野田 祐士 君	2番 高橋 津代美 君	3番 宮崎 金次 君
4番 坂本 貢 君	5番 甲斐 康之 君	6番 寺本 英孝 君
7番 坂口 政弘 君	8番 石田 秀敏 君	9番 坂田 みはる 君
11番 竹上 公也 君	12番 福永 誠一 君	13番 稲田 忠則 君
14番 荒牧 昭博 君	15番 渡辺 誠男 君	16番 山内 親宣 君
17番 江越 信保 君	18番 中村 健二 君	

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	教 育 長	森 永好誠 君
会 計 管 理 者	内田 吉十司 君	総 務 課 長	矢 嶋 正昭 君
総務課審議員	中 桐 智昭 君	秘書広報課長	堀 部 博之 君
企画財政課長	西 橋 幸子 君	税 務 課 長	森 田 茂 君
住民生活課長	森 部 博美 君	子 ども 課 長	花 田 博文 君
健康づくり推進課長	福 島 幸二 君	いきいき長寿課長	緒 方 潔 君
福 祉 課 長	田 中 秀一 君	農 政 課 長	山 本 信行 君
建 設 課 長	坂 本 忠一 君	都市計画課長	杉 浦 信正 君
下 水 道 課 長	上 田 勝二 君	学校教育課長	藤 岡 卓雄 君
生涯学習課長	安 田 弘人 君	水 道 課 長	西 村 秀幸 君
代表監査委員	濱 田 義紀 君		

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さんおはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してあります通り、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。なお、次に先立ち申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられるようお願いします。

日程第1 総括質疑

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第5号「平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

17番江越議員。

○17番（江越信保君） おはようございます。17番江越でございます。2点お伺いしたいと思います。

1点目でございますが、平成26年度益城町一般会計補正予算書（第5号）でございます。この件で、地域再生の関係で、今回補正にプレミアム商品券ということで上げておられます。

補助金が国から出て、そしてそれを、それぞれ商品券としてなされるようでございますが、この商品券の、これは非常に活性化のために、地域の活性化のためにはすばらしい案だと思います。これは、私たちの町だけじゃなくて、ほかの市町村もこういった形をとるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、このプレミアム商品券で2万7,000セット予定なさっておりますが、このせっかくの商品券でございます。これは、いつぞや、商品券ということで何年前にございましたが、それに非常に似たようなものではないかなとふうに思いますが、ここでこの商品券2万7,000セットをつくっても、それが全部使用されるのかなと。全てがやはり商品に変えていただければ幸いです。中にはそのまま商品に変えない方もいらっしゃるんじゃないかなと思ひまして、前回商品券を出されたときに、全部変えられたのか、あるいは残ってしまったのか、その辺のところが分かれば教えていただきたいと思ひます。

できたら、今申し上げましたように、効率のいい商品券として、皆さんたちに使っていただきたい。そして、我が町の商業の発展に、活性化につなげていきたいという思いがあるものですから、ちょっとその辺のところをひとつお願いします。

もう1点は、議案第5号でございますが、平成26年度益城町水道事業会計補正予算書（第3号）の中で、ページは3ページでございます。

3ページの支出の21款益城町水道事業費用3項の特別損失でございます。66節のその他特別損失で、3億4,313万1,000円というこの特別損失が出ましたが、電算に切りかえにつき、除算ミスであるということでございました。

この件について、もう少し詳しく教えていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） おはようございます。

企画財政課長西橋でございます。17番江越議員の御質問にお答えいたします。

議案第1号平成26年度益城町一般会計補正書（第5号）中、歳出の多分、23ページの19節のところでの御質問というふうに理解しております。

前回の商品券に関して、全てが消費されたのかどうかという御質問でございました。相当前のことだったのではないかとこのように思っております。

前回のこの商品券発行については、ちょっと私のほうで資料等もなく検証しておりませんので、また後ほど、これについてはお答えしたいと思っております。

5、6年ほど前に地域創生の地域活性化の交付金というような形で、現金、銀行振り込みになりましたけど、こちらのほうについては現金でしたので、それが全て消費されたかどうかということは、はっきり分かっておりません。多分、そのまま貯蓄のほうに回ったであろうというようなことも、今回、国のほうも踏まえまして、今回商品券という形で、地域の消費の喚起を図るところからの取り組みであろうかと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 西村水道課長。

○水道課長（西村秀幸君） 水道課長の西村です。17番江越議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）中、3ページ、21款益城町水道事業費用3項特別損失、4目その他特別損失66節その他特別損失、補正額で3億4,313万1,000円についての詳しく内容を教えてくれということです。

固定資産関係は、取得した資産は、定額法の償却率で計算し、台帳を作成します。また、会計上も台帳と同じ、取得額を会計上で処理します。年度の減価償却額は、予算書に計上し会計上で処理します。固定資産台帳は、減価償却が終われば台帳から外します。

減価償却が終わっても資産がある限り、会計上には残存価格が残った状態になってしまいます。資産がなくなれば除却処理をして、会計上の資産もその分はなくなり、減らしますが、今回は、除却されていなかったということで、残存価格等が残った分で、実際はもう物はないのに、会計上だけが残っていたということで、電算化したことによってそれが判明しましたので、今回これを特別損失として上げているところで、これから先はですね、固定資産台帳のほうのシステムと会計上のシステムが一致していくということになります。以上でございます。

○議長（中村健二君） 17番江越議員。

○17番（江越信保君） 企画財政課長、そして、水道課長、ありがとうございました。

この一般会計補正予算書の23ページの件でお尋ねさせていただきましたけども、私も定かでないかもしれませんが、何枚か、3枚か5枚つづりであったというふうに思っております。その商品券というのがありましてですね。本当に大事な、そしてまた、金券でございますし、しっかり皆さんたちに使っていただけるような、広報等も含めてやっていただきたいというふうをお願いをして、この件については終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

それから、水道課長からの今答弁がございました。減価償却がその会計上に残っていたんだと

いうことをございまして、今までやはり、いろんなこういった備品等についても、紙から電算機に変えるときに、こういったものが多分起きてくるじゃないかなと思います。ちょっと私の頭をよぎったのが、あの年金問題ですね。紙から電算機に移すときに、不明のあれがございましたけど、そういうことにならないようにということで、これ額がちょっと大きかったものですから、今、課長の答弁を聞きましてですね、ああ、そういうことだったんだなというように思いました。

今後、やはりいろんな形で電算化されていくと思いますので、台帳等もですね、やはり、しっかりするところをして、早目に、まだやってないところがあれば、こういった電算化にして、管理をしっかりしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。ありがとうございました。以上、終わります。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎であります。

私のほうは、補正予算関係、2点だけ質問させていただきます。

まず、そのうちの1点目は2つあります。

歳入の項なんですけど、11ページ、国庫支出金の、これは16款国庫支出金2項国庫補助金の中の総務国庫補助金、総務費国庫補助金ですね。これの地域住民生活等緊急支援のための交付金、これが8,761万9,000円積み上げられております。これがどういうふうな目的で、どこの支出につながっているかについて、ちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう1点、同じ関連でありますけども、15ページになります。

諸収入雑入の中の、これは、節ではプレミアム商品券の個人負担金1億3,300万円、これがここに入っておりますけども、どうもその11ページと15ページの関連でですね、ここがどういうふうな形で入ってきて、どういう支出につながっているかというのを、ちょっと分かりづらいものですから、説明していただければありがたいと思います。これが1点目。

それから2点目はですね、ページの23ページになります。

商工費の2目商工振興費19節負担金補助金及び交付金、ここに、プレミアム商品券交付事業と、それから、住宅リフォームの助成事業補助金というのが二つ上がっております。

るるここまで説明を受けましたので、大体理解はできたんですけども、特にもう1度、再度確認しておきたいのはですね、なぜここに住宅リフォーム助成事業補助金が入ってきたのか、これだけ、再度ちょっと答弁をよろしくお願いします。以上、2点です。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第1号平成26年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、まず歳入のほうで、11ページです。16款2項1目の1節総務費国庫補助金です。この地域住民生活等緊急支援のための交付金の歳出がどこかという御質問でございました。

1個ずつ申し上げたほうがよろしいですね。

まず、歳出のほうのページから申し上げたいと思います。

まず、16ページにあります企画費の1節、9節、11節、13節、ここは国のまち・ひと・しごと総合戦略によります地方版の総合戦略を策定するための費用として計上しているものでございます。

それから、18ページになります。

3款1項、ここは1目社会福祉総務費になりますが、19節の負担金補助交付金、障害者タクシー券交付事業、こちらも地域創生の生活支援型として、一定の障害にある方についてタクシー券を発行するというものでございます。

それから、4目の老人福祉費で、7節、11節、12節、19節、こちらも地域創生の生活支援型でございます。75歳以上の自動車及び自動2輪車を所有していない人に対してタクシー券を交付するというものでございます。

次に、20ページです。4款1項2目予防費の13節委託料、健康づくり教室等委託料でございます。ここは、地域創造の先行型として健康増進事業を図るものとしての計上となっております。

また、21ページに入りまして、8節の、失礼しました。8目の保健福祉センター運営費13節委託料、18節備品購入費です。こちらのほうも、健康づくり健康増進事業といたしまして、体組成計を購入いたしまして、健康づくりを行うというところで計画をしております。

次に、23ページになります。

7款商工費1項商工費2目の商工業振興費1節、11節、12節、こちらはプレミアム商品券の発行等に係ります各事務費の計上です。また、13節の委託料、こちらも地域特産品のPRサイト構築委託料、こちらも地域創生の先行型として計画をして計上したものです。

また、14節、18節、19節、こちらは、プレミアム商品券の発行事業及び住宅リフォーム助成事業に係ります各費用の計上として、こちらは消費喚起型として計上しております。

それから、27ページになります。

10款教育費6項社会教育費5目の四賢婦人記念館運営費11節の需用費です。こちらも地域創造先行型として、四賢婦人記念館の整備を図るものとして計上したものです。また、6目の文化財保護対策費、11節及び12節です。こちらは、地域創造先行型としての計上となっております、益城三十三ヶ所めぐり整備費用及び西国三十三ヶ所観音絵馬修復費用として計上しているというところでございます。

また、最後に28ページでございます。

10款教育費7項保健体育費2目の体育施設費18節の備品購入費です。こちらも地域創造先行型といたしまして、健康増進事業として体組成計を購入予定として計上したものです。

こちらが歳入に対する歳出の部分でございます。

同じく補正予算の14ページですね。

22款諸収入5項雑入5目雑入1節の雑入の中のプレミアム商品券個人負担金、こちらがどういふものかということでございますが、今回国からのほうの補助金によりまして、このプレミアム商品券を発行するわけですが、一セット当たり500円の商品券を12枚つづり、これを一セットと

いたしまして、5,000円で発売するというものでございます。6,000円分を5,000円で発売でございますので、約20%のプレミアムつきというところです。

それにあわせまして、子育て世帯につきましては、県のほうから一世帯当たり2,000円の上乗せができるということで補助を受けております。子育て世帯に対しては、同じ500円分の商品券が12枚セットになったものを3,000円で発売するということになっております。

このことから一般の世帯につきましては、5,000円券を2万7,000セット、1億3,500万円の自己負担、また、子育て世帯につきましては、5,000円のを2,000円で発行いたしますので、2,000円の1,000世帯分200万円、これを差し引きますと、1億3,300万円の売り上げという形になっております。

また、最後に、23ページの19節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券交付事業と住宅リフォーム助成事業補助金の計上があります。なぜこの補正予算に計上したかという御質問でございました。

プレミアム商品券については、地域の消費を喚起するということから、国のほうが一つの案として、このメニューを示してまいりました。全国ほとんどの市町村はこれに取り組むだろうというふうに思っております。県内でも、ほとんどの市町村がここに取り組む。以前調査があったときは、2市町だけがちょっとまだ未定というところでありましたけれど、ほかのところは全て取り組むという回答を受けたという連絡が来ております。

また、住宅リフォーム助成事業補助金につきましても、今回、この消費喚起というところから見ますと、国からこういった助成があるものを使いながらやったほうが、町の一般財源を使うことなく、とりあえずはまあできる、一つの年度としては、国から全額補助があれば、町の一般財源を使わずに今回できるだろうというところでの計上となっております。

国のほうが26年度の補正予算で対応ということから、自治体のほうも26年度の補正予算で対応しなければなりません。当然これは、26年度といいますと、あと二十日程度しか残っておりませんので、27年度への繰り越し事業として実施するというところになります。以上でございます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 質問に対する答弁ありがとうございました。

歳入の件については、大体よく分かりました。分かりましたが、どうしてもですね、こういうふうに、歳入の項目がぽっとあって、それが支出にいろんなところから出てると、我々はですね、これを資料を見るとき、どうしても分かりづらいです。ですから、備考の欄にですね、三角とか点とか入れていただくとですね、ああ、これはこの関連のやつだなというのが分かって、非常に分かりやすいかなと思います。

企画財政課では規則どおりにおやりになつとるかもしれんけども、我々はちょっと分かりづらかったなど、こういうふうに思います。

それから、その件はもうそれでいいんですが、ちょっと関連してですね、今のところでもう一つだけちょっと教えていただきたいんですが、まず、個人負担金がですね、1億3,300万円にも関わらず、支出をするプレミアム商品券交付事業、これが1億6,200万、ここで金額の差があ

りますよね。これは、つまり、一般会計で、その足りない分はおさえてると、こういうことですかね。これが一つと、それから、住宅リフォームの助成事業というのは、確かにですね、悪いことではないと思うんですけども、ただいろんな産業がありますから、ここだけにですね、こういう補助を与えるというのが、本当にですね、いろいろなことを考えられて、これしかないということなのか、それとも、とりあえずこれなのか。多分、ほかの企業、ほかの業種からですね、いろんなことを言うてくると思うですよ、これをやったら。だから、そこがちょっと心配なんですね。そういうことについては、どういうお考えなのか、これをあわせてお答えいただければいいと思いますが、もう1回質問を言います。

個人の負担金、これはですね、ページ15ページですね。商品券個人負担金、これが1億3,300万円になってます。しかし、支出をします。プレミアム商品券ですね、交付事業は、1億6,200万円になってます。この差額は、一般財源で補うということになるんですかね、そこを1回確認をしたい。

それからもう1つはですね、住宅リフォームそのものについてはですね、決して悪いことじゃないとは思いますが、ほかの事業、業種からですね、なんでここだけだというクレームが来たとき、どういうふうに対応されるのか、これあたりも含めて検討されてるのかどうか、これについてお答えをいただきたいと思います。以上、2回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長西橋でございます。宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

歳出23ページの19節プレミアム商品券交付事業の件でございます。

個人負担金があるけれども、一般財源がここに入るかという御質問でございました。

このプレミアム商品券と住宅リフォーム助成事業、ここについてのこの発行及び補助金については、全て国の交付金を使う予定でございます。そのほかですね、例えば、需用費でありますとか、備品購入費でありますとか、一部この交付金だけでは賄い切れない部分が出てまいりますので、その部分については一般財源のほうで賄っていくという予定でございます。

この支出のうち、全てのこの住民生活緊急支援のための交付金を充てる、先ほど申し上げました事業につきましては、国庫補助金が8,754万9,000円、充てております。県補助金が209万3,000円、その他個人負担金といたしまして1億3,300万円、そこに不足する一般財源を1,182万2,000円、今回こちらの事業に充てるというところでございます。

それともう一つ、住宅リフォームについて、どのように、これ以外にも何かなかったのかという御質問でございます。

確かにですね、もし考えれば、非常に多くの施策をこちらの予算の中に組み込んですることができたかもしれません。ただ、一つ申し上げて、これは言いわけでも何でもありませんが、国から、こういう交付金を出しますよというふうに来たのが、1月に入ってからだったと思います。2月には、もう一体どういうものに取り組むかというものを、県を通じて国のほうに報告しなければなりませんでした。

この商品券というのは、当初から国のほうが、新聞等での発表のほうがずっと早かったのですが、これを言っておりましたので、ああ、こういう事業を今回取り組む必要があるんだということ自体は分かっておりましたけれど、ほかの事業については、幾つかのメニューの例として出してありました。この中に住宅リフォーム助成も入っております。きのう、この議会が終わった後DVDをごらんいただきましたけれど、そのとき資料を差し上げてあります。この中に、取り組むことができる事業というものの中に、この住宅リフォーム助成というものも入っております。住宅リフォームに関する事業という表現だったかと思えます。そこら辺も見まして、こういう事業にも取り組むことができるのだなというふうに考えまして、今回計上しております。

それとあわせまして、プレミアム商品券につきましては、当然登録した事業者の方に、この商品券を使っていただくという形に持っていきたいと考えておりますけれど、例えば、リフォーム業者に対して、その商品券が一体どのくらい使えるのかなということもありまして、個別にこれを出したという経緯もございます。

参考までに、先ほど江越議員の御質問の中で、町が行った、以前行った発行したものについての検証は、なかなかちょっと難しいというお話をさせていただいたところですが、過去にはほかの県・市・町等で行ったプレミアムつき商品券の発行実績というのがありまして、大体プレミアム分の2倍から6倍半ば、6.5倍程度でしょうか。このくらいの発行実績、消費喚起が行われたというような実績もございましたので、今回こういった二つの事業に使わせていただくという形をとったというところでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。よく分かりました。

最後にですね、僕はこれが最後の質問になりますので、もう1度確認しておきたいんですが、今回、補正予算の中に、先ほどから言っております住宅リフォーム助成事業補助金、これが入っております。これは、何回か説明の中で、まだ政府といいますか国からですね、正式なあれはもらってないと、だから、もしこれが助成金の該当に入らない場合は、町長の専決決裁でほかのほう回すと、多分プレミアム商品券のほうに回すと、こういう御説明でした。

で、過去にですね、補正予算とか当初年度予算、こういうところで、内容が決まらないのに専決決裁という項目の中で予算なりが決定されたことが、あったら教えてください。議会の議決というのが、そういう幅を持たせた議決なのか、これが非常にちょっと心配なものですから、過去にそういう事例があったかどうかだけ教えてください。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長西橋でございます。3番宮崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今回のように補正予算に上げながら、途中で専決処分によって変わった事例があったかどうかという御質問でございました。私は、平成22年の7月にこの企画財政課に参りまして、5年ちょっとぐらいは経つわけですが、今まで記憶した中、私がここで企画財政課に所属した中で、記憶の中では、そういったことはなかったかと思えます。ほとんどの専決処分というのは、不

用額を落としたり、また、この3月の定例議会の後、収入が増えたりしたものについての専決処分がほとんどではなかったかと思えます。

ただ今回、皆様方に御説明いたしました経緯と申しますと、非常に住民生活に大きく影響する部分でございます。町の中だけで決裁を受けて処分できるようなものではございませんでしたので、あえて皆様方に、今回こういう形で事前にお話をして了解を得ていただきたいということでお話をしたというところでございます。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 1 番野田です。何回も同じ質問になって申しわけないんですけども、ページは申しませんけれども、プレミアム商品券と住宅リフォーム、私のほうからもちよっとお尋ねしたい分があるので、一緒に質問になって申しわけないですけども、お答えお願いいたします。

まず、プレミアム商品券の件ですけれども、課長から今、たった今説明がありましたように、るる事前に説明をいただいております。とても分かりやすい説明でありました。その中で大きなものが、まち・ひと、しごと創生プラン、要するに、地方をどうやって元気にしようかという中での補助事業だということだったと思えます。

もちろん、リフォームに関しては、急急だったということでもありますけれども、プレミアム商品券については、ある程度の情報といいますか、前置きがあったという中でのプレミアム商品券ということでもありますけれども、この補助事業で受けるということであればですね、ほかの補助事業のプレミアム商品券以外のもので、受け方、本当に、まち・ひと・しごと創生プラン、地方を元気にするためにはプレミアム商品券がよかったのか、あるいは、ほかに何か構想があって、それを断念してそっちに行ったのか、というものがあれば教えていただきたいというのが第1点目であります。

2 点目の住宅リフォームに関しては、の質問でありますけれども、これ私一般質問でもさせていただいた分がありまして、住宅リフォームをされれば、先ほど同僚議員が言われたように、ある程度の町の活性化、個人の活性化にもなり、町の業者の活性化にもなるということで質問させていただいたところでありますけれども、そのときの町長の答弁も、町の業者さんを中心にといいいますか、主体に考えているということで、たしか答弁があったと思えますけれども、その辺のですね、規約について、もうできているのか、もしくは今からなのか、今からであれば、何でもう、緊急な補助事業だったということで、今からつくりますということでも、もちろん構わないと思うんですけども、もしそうであれば、その辺をどのようにつくっていかれるのかをですね、1 回目質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長西橋でございます。1 番野田議員の御質問にお答えいたします。

平成26年度の一般会計補正予算（第5号）中の御質問でございました。

まず、商品券以外に、ほかの施策はなかったのかという御質問でございます。

国のほうから、まず1番にメニューとして上がってきたのが、プレミアムつき商品券、これは、地域消費喚起型生活支援型の部分です。プレミアム商品券、それから、低所得者向け灯油購入助成、ふるさと名産品商品旅行券等というところで上がってまいりました。

益城町の現状を考えたとき、例えば、ふるさと名産品商品旅行券、益城町に旅行に来てもらうというようなことだったんですけど、その仕組みづくりには、非常に多くの時間がかかるのではないかとこのことを考えまして、1番住民の方に広く利益を与えるであろう、このプレミアム商品券について取り組もうというふうになりました。

それから、住宅リフォームにつきましては、要項はもう既に、町長決裁ももらってできているというところなんです。それだけでよかったですかね。

(自席より発言する者あり)

益城町住宅リフォーム助成事業実施要綱というのを、もう既に2月の半ばごろにですね、一応策定したというところなんです。この要綱がないと、なかなか、このような議会の場でもそうですし、住民の方への説明というのも早急にはできませんので、事前に要綱はつくらせていただいております。以上です。

○議長(中村健二君) 1番野田議員。

○1番(野田祐士君) 1回目の質問、御答弁ありがとうございました。

今、まち・ひと・しごと創生プランについてはですね、国のほうからおりてきたプランと、町で一つ持っていたプランとあるということだったんですけども、できればですね、できれば、町としてですね、これは、地域の特性を生かした創生プランということであると思うんですよ。だから、できれば、町としてですね、独自に取り組むような創生プランについての補助を受けられるような取り組みであったり、何ですか、そういう場をつくつとかなないと、今から、こういうのが急におりてきました。国ではこういうふうな、何種類かあります。そのうちのどれを選びますか。これを選びましたというのではですね、ちょっと町として悲しいかなと、もうちょっと町としての取り組みをですね、真剣にもちろん考えていらっしゃるとは思いますけれども、煮詰めながらですね、考えていただきたいというふうに思います、これは、はい。

それとですね、要綱、リフォーム事業についての要綱ですけども、その要綱というのは、いつの時点で私たちは閲覧することが可能なんでしょうか。それによって、先ほど同僚議員も言われたように、まだもしかしたらおらないと、補助ですから、おらない可能性もあるという中で取り組みをしなければいけないと。

また、その要綱の部分に関して、先ほども言いましたけれども、一般質問でも質問させていただいたとおりですね、個人を助けるとともに、町のそういう業者の方であったり、経済効果、町が生み出す、個人が生み出す、法人が生み出す経済効果もありますので、そういうのをどう取り入れられているのか、要綱以外に、そういう要綱とは別にですね、規約等もですね、もしつくっていただければ、そういうのもですね、入れていただければ、町長もその辺は答えられておりますので、1番いいかなと思いますので、その辺を、取り組みについて、もしよければ2回目の質

間でやりますので、答えていただければと思います。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。1番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今回、住宅リフォーム助成事業の実施要綱はもう策定しておりますけれど、この要綱自体は、国の補助金をもらいながら行う事業で、国からの補助金も金額が定まっているのは今回限りだろうというふうに考えております。そのため、1年限りの要綱という形で現在つくっております。今後、また町の一般財源を使いながらこの住宅リフォームに取り組む場合は、改めた要綱をまた作成する必要があるというふうに考えてます、思います。改めてつくるのか、もしくは、一部改正でつくるのかというところはございますけれども、今回の住宅リフォーム助成事業につきましては、1年限りの実施要綱というふうにしております。そのため、例規集あたりには、今のところ、載せる予定はございません。

それと、この住宅リフォームの流れでございますけれども、まず、リフォームをする事業者を募りたいというふうに考えております。これは、住宅リフォーム助成事業に係る施工事業者登録申請要領というものを、まだこれはまだ案の段階でございますけれど、作りまして、この住宅リフォームに係る事業者のまず登録をしていただく。で、この登録をされた事業者の方に依頼をされて、一般の個人の方がこの住宅リフォームに取りかかるというような流れを考えております。

一つの住宅リフォームに関しまして、大体1割程度、1割の、1割に相当する額、そして、最高限度を20万円というふうに要項で定めております。

ただ、この工事経費の総額は30万円以上のものにするというふうにしております。全国的なリフォームの費用の相場あたりを調べましたところ、大体20万から50万、ものによりますけれども100万から150万程度のリフォームという名前がついたものについては、一般的に費用を上げられてるようです。としますと、大体平均しまして、幾つかのリフォームをあわせてされるという例が多いという情報も入っておりますので、30万円を最低のところ、今回要綱をつくっております。

また、実施している自治体も数多く今現在あるんですけれども、施工対象額もやはり、30万だったり、50万だったり、100万だったり、で、補助率も1割から2割、それから、上限も大体10万から25万円程度、30万というところもありますけれども、そういったところで設定されているようでした。以上です。

○議長（中村健二君） 1番野田議員。

○1番（野田祐士君） ありがとうございます。

ちょっと1年というのはですね、今初めて聞いたんであれですけども、続ける、それを見て続けていく可能性もあるということですよね。はい、分かりました。

リフォームに関連して空き家対策等もですね、多分今からは、いろんな意味で増えてくる可能性もありますので、その辺も鑑みながら取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） おはようございます。13番稲田でございます。

議案第1号平成26年度益城町一般会計補正予算書（第5号）の中から、1点だけお尋ねいたします。

ページは18ページをお願いいたします。

18ページですね、3款民生費の中でですね、1項社会福祉費の中で、ここに19節とですね、それとその下ですね、すいません、4目の老人福祉費の中ですね、19節ですね、負担金補助及び交付金、最初に言いました社会福祉費の中でですね、負担金補助及び交付金のこの障害者タクシーですね、交付金事業ちゅうことで、説明ではですね、これは、地方創生の先行型ですね、やるということで先ほども言われまして、ちょっと説明ではですね、500円券を6枚ですかね、つづりですかね、その330名ということでちょっとお聞きしておりましたけども、そこをもう1点ですね、はっきりと知っておきたいのでお願いいたします。

それとですね、2点目に言いました4目の老人福祉費の中ですね、この19節の負担金補助及び交付金です。高齢者タクシー券の交付事業で740万計上されております。これも、一応ですね、説明では500円掛けるの6で、6枚ちゅう形でですね、2,460名分ちゅう形でちょっとお聞きしておりますけども、そこをもう少し詳しくですね、お知らせ願いたいと思います。1点目終わります。

○議長（中村健二君） 田中福祉課長。

○福祉課長（田中秀一君） 福祉課長の田中です。13番稲田議員の御質問にお答えします。

議案第1号平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、ページで18ページですね、社会福祉費社会福祉総務費の19節補助金負担金補助及び交付金の障害者タクシー券交付事業対象者とか、その辺がどういうふうになってるかという御質問だったかと思えますけれども、一応、障害者につきましては、平成15年4月2日から平成9年4月1日まで、結局、18歳以上75歳未満ということになるかと思えますけれども、こちらの方の身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級のいずれかを所持しているものというふうに規定しております。

また、障害児につきましては、平成9年4月2日以降、結局18歳未満ということになりますけれども、に生まれた方で、条件は先ほどと一緒です。身障者手帳の1級、2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級または2級のいずれかを所持しているものというふうに規定しております。

ただ、身障者手帳の中には、益城町、すいません、1級、2級の身障者手帳を所持している方は、大体340名ほどおいでになりますけども、この中で、身障者手帳に、手足が不自由な方と、あと内部疾患ですね、心臓とか、こちらのほうも含まれておりますので、基本的に車をお持ちでない方というのは、もう手足が不自由な方ということで、内部疾患の方は持っておられるんじゃないかということで推計いたしまして、約330名ぐらいが、例えば、手足の不自由な方とか

そういうふうな感じで、車をお持ちでない方が多いんじゃないかならうかということで、一応、330名ということで推計しております。これの、一人500円掛ける6枚つづりで3,000円ということで、正確には99万ですけれども、あくまでも見込みですので、100万円という金額を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（中村健二君） 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（緒方 潔君） おはようございます。いきいき長寿課長の緒方でございます。13番稲田議員の御質問にお答えします。

3款民生費、ページが18ページ、3款民生費の中の4目老人福祉費、その中の19節負担金補助及び交付金740万についてでございます。

こちらは、高齢者券、高齢者タクシー交付事業ということで、先ほどプレミアム商品券とかございますけれども、地域創生事業の中で、75歳以上の高齢者に対しまして、車を持たない高齢者を対象に、タクシー券を交付するというところでございます。大体75歳以上の人口をちょっと調べましたところ、約4,500人ほどおられます。その中で車を持たない方、このあたりをどうやって特定するのか、非常に難しいということで、あくまで想定ということですが、約半分の2,460名分を想定しております。

今回、500円掛けるの6枚ということで、3,000円分になります。これの2,460名分ということで740万を計上していると。どのようなやり方でやるのかということになりますので、まず、車を持たない方あたりに、75歳以上の高齢者に対して、まず通知をおあげして、そして、こちらのほうに申請をしていただくというような形を、ちょっととっていきいたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 13番稲田議員。

○13番（稲田忠則君） 1回目の質問に対しまして答弁ありがとうございました。

内容的にはですね、十分分かりました。その中でですね、やはり、益城町におきましては、今緒方課長が言われましたように、高齢者の方ですね、75歳以上、4,500名以上おられるちゅうことでですね、その中で2,460名分組んであるちゅうことでございますけれども、近隣ですね、嘉島町ですかね、西原村あたりをちょっと聞きますと、前からですね、タクシー券がですね、これは正確か何か分かりませんが、1万円ぐらいのですね、タクシー券をやっているということをお聞きしておりました。

益城町ではですね、初めてのこういう試みでございますのでですね、今回は3,000円分ということでですね、スタートされると思いますけれどもですね、これは状況を見ながらですね、やはり、利用しますとですね、結構、タクシーもですね、初乗りからしますと、やっぱりもう500円からしますとですね、やはりそういうことで、将来的にはですね、またいろいろ利用状況も考えながらですね、もうちょっと上げていただくような感じもですね、していただかないというふうに思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。ないようですから。8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 8番石田です。議案第1号について何点かお尋ねいたします。

最初に11ページですね、歳入関係でございますが、16の2の7の2ですね、都市計画費補助金1,207万5,000、社会資本総合整備総合交付金定住促進関係、これ、実績の50%という説明でございましたが、この制度が始まりましてからですね、今日までのトータルの実績ですね、飯野校区、福田校区、実績が出ているようでございますので、校区ごとの戸数、それに転入者の人数、分かれますならば、校区それぞれの子どもの数、これをお教えいただきたいと思います。

次にですね、先ほど質問がありました18ページ、障害者タクシー券交付事業、それと、下の4目の高齢者タクシー券交付事業についてですね、これを利用する場合ですね、タクシー業者さんは、町内業者に限定されるのか、それともフリーなのかお尋ねしたいと思います。

特に、このタクシー券につきましてはですね、先ほど同僚議員から嘉島、西原の話もございましたが、これを利用する場合にですね、買い物あるいは通院関係がほとんどになるんじゃないかならうかと予測されるわけでございますが、例えば、通院の場合、500円の6枚で3,000円ということでございますので、タクシーで病院に行く場合、行きがけに500円使う、帰りにまた500円使うということになりますと、1日で1,000円使う、そういうことになりますと、もう3回ぐらいしか行かれんような計算になるわけですね。そういうことで、通院の場合におきましては、高齢者の方はほとんど、病院にかかっておられる方は、月に1回、薬を取りに行かれるというような方がほとんどと聞いておりますが、回数をですね、やっぱ、月に1回、年に12回ぐらいは使われるようなことは考えられなかったのか、お尋ねしたいと思います。

それと、23ページですね、一番下の住宅リフォーム助成事業補助金に関しまして、担当課長のほうから、1年限りの実施要綱はもうできておりますということでございましたので、この要綱をですね、この議会中に配付していただけたらと思います。特に委員会前にですね、委員会前に。あしたにでもよろしくございます。

それとですね、25ページの一番上です。

住宅管理費の中の役務費委託料住宅明け渡し整備費、住宅明け渡し訴訟委託料、200万円と300万円の減となっておりますが、本予算の編成のときはですね、訴訟をやる気十分であったようなことでございましたが、26年度中に明け渡し訴訟は、何件かされたのか、全くされなかったのか、そこら辺をお尋ねします。

それとあわせまして、現時点での長期滞納者の状況はどのようになっておるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中村健二君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。8番石田議員の1回目の質問に対してお答えいたします。

一般会計補正予算の中でのページ、11ページ、定住に対する補助金ということの、まず第一に御質問でございますが、これはですね、社交金、これは26年度分のみでございます。33件、交付決定以降にですね、提出されて、決定されたものに対する補助金2分の1です。2,415万が、一応対象となりまして、33件ですね、33件の2,418。

（「校區別にお願いします」と呼ぶ者あり）

すいません、校区別にはちょっと示しておりませんので、委員会のほうで、もしよろしかったら、そのときに資料をお渡ししたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。校区別にはちょっと集計しておりませんでしたので。

(「そのくらいはできると思うですけど、では、委員会のときでも結構ですよ」と呼ぶ者あり)

はい。では、すいません、そのようにさせていただきます。

同じく25ページ、土木費の中で住宅費住宅管理費の中での住宅明け渡し整理費という中での減額200万、また、住宅の明け渡しの整理費につきましては、無断で出ていったとか、そういうのがちょっと該当するところがありませんでしたので、これにつきましては不用額となっております。住宅の明け渡し訴訟の委託料300万に関しては、訴訟は本年度26年度では行っておりません。それに伴いまして一応減額と。

この明け渡しの訴訟につきましては、うちのほうですね、多少事例等も聞いております。明け渡し訴訟をしても、なかなか出ていかないというふうなのが現状であるということで、その訴訟にするまでにですね、どうしても、この滞納の部分を解消するべく、町のほうですね、できるだけ解決しながら、どうしてもできない部分に関してのやろうということで、今、職員のほうでも鋭意努力しております、今現在ですね、20万以上の滞納のある方、該当するものが57名おります。57名おまして、その分の方に対しましてですね、訪問であったり、役場のほうにですね、呼んで、夜等、仕事であるから夜しかできないということであったときには夜、役場のほうに来てもらって、話等をしてですね、いろんな生活の部分を知ったり、生活の中で改善できるものがあるかと。あと借金の部分があるかと、借金につきましては、そういうふうな借金で、なかなか家賃のほうに回すことができないということであった場合、過去にですね、借金はどれだけ払っていらっしゃいますかとか、その内容を聞きながら、あと住民生活課によるその借金の相談窓口とかにですね、一緒に相談しに連れて行ったりとか、そういうふうなのをしながら、57名おりましたけれども、今、52名に対してのですね、今後払っていきますということと、あと、現年度を入れながら過年度分も入れていただくという誓約書を書いていただいて、その誓約のほうは、今のところ、履行されている、いないというふうなのがありますけれども、今まで払ってなかった方も履行ができるような形で、少しずつ今改善になっておりまして、残り5名の方に対してですね、催促等も全然応じないという方がおりますので、これに関してですね、今、弁護士さんと話をして、これに対しては行こうということで、今準備ををしております。

今後、6月議会にですね、その訴訟に関するやつをですね、ちょっと条例的にもやっていきたいというふうに思っておりますので、27年度で一応やっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長(中村健二君) 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長(緒方 潔君) いきいき長寿課長の緒方でございます。8番石田議員の1回目の質問にお答えします。

高齢者タクシー券の利用につきましては、まず町内限定かフリーかということでしたので、こ

ちらはもう町内の3社を限定して、一応行う予定でございます。それから、3,000円ということで、500円の6枚と、病院通院あたりに往復であつという間に使ってしまうのではないかとということで、今回3,000円ということで、あくまで助成を対象にしているということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、なぜ、この1,000万枠、740万なのかということで、プレミアム商品券、それからリフォームあたりを、創生事業のほうで交付いたしました。その財政あたりで割り振りをされまして、そこで、うちのほうが約1,000万以内あたりでちょっと考えてほしいということでしたので、今回、75歳以上の車を持たない方あたりを対象に絞り込みをしまして、大体、申請していただかないと、非常に人数が分かりませんので、そこらあたりは、一応2,460名ぐらいということで予測を立てております。実際はどうなるかは判断が分かりません、こちらのほうも。以上でございます。

○議長（中村健二君） 8番石田議員。

○8番（石田秀敏君） 答弁ありがとうございました。

まず1点目の定住促進関係の実績、これ、委員会のときで結構ですので、校区別の戸数、新たに転入された総数、そのうちに子どもさんの数ですね、をお願いしておきます。

タクシー券につきましては、これはありがたい制度でございますので、でくだけ多くの方、75歳以上の方ですかね、余裕ができれば回数もまた増やしていただけるようなことになれば結構かと思えます。

住宅リフォームの件に関しましては、1年限りの期限つきの実施要綱でございますが、配付のほうは、明日中にでもよろしく願いしておきたい。

住宅の明け渡し関係でございますけれどですね、訴訟まで持っていくには、なかなか手続等いろいろ問題があるということは、毎年度説明は聞いております。同じ説明だと思います、毎年。しかしながら、もうこれはやるんだというようなことで予算を組んだはずだったと思います。

だから、そういうことが繰り返にならないようにですね、やはり、負担していくところは負担していただく公平さを保っていただかにかい、これ以上格差が出ないようにですね、やはり、ちゃんとやっていただきたい。全く応じない方が5名おられるということでございますので、27年度には訴訟をする予定という話だったと思います。それにしましては、もう新年度予算におきましては、30万と30万ですかね、60万ぐらいしか組んでありませんので、時期が来たら補正予算でも組まれて、やっぱし、これは徹底してやっていただかないと、けじめがつかんと思いますのでですね、強く要望しておきたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですから、ここで暫時休憩します。11時25分から再開します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第5号「平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」についての質疑が終わりました。

次に、議案第6号「平成27年度益城町一般会計予算」から、議案第28号「町道の路線認定について」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

ないようですから。5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 失礼しました。5番甲斐です。

私は、予算案ではなくて条例について何点か質問をしたいと思います。

まず、議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これについてと及び15号の介護関係ですね、それに関する条例について質問したいと思います。

まず、14号についてはですね、教育長というものがですね、新教育長という形になります。教育長そのものは、教育委員であって、かつ教育長兼務という形ですね。教育委員というのは特別職であったんですが、今までの教育長は一般職という形で、今回、教育長と新教育委員で教育委員会を構成して、教育長は常勤の特別職となったと、このことが今回の改正にあるという、思います。

教育委員会の改革についてはですね、大津市のいじめ自殺、これを隠蔽したというような批判を背景にですね、今の政権がそこに目をつけて、教育委員会の廃止を図ったというのが起こりのように言われております。しかし、この廃止案に対しては、その広範な人々が反対したということで、制度は残すけれども、首長である町長の関与等を強める、こういう法案ができたというふうに思います。

先日の資料でもですね、今まで教育長は、その教育委員の互選で任命をされております。この資料によると、今度は、町長が新教育長を任命することができると。それから、町長が教育委員会との協議体である総合教育会議を招集すると。町長が招集すると、ですね。それから、教育に関する教育の目標、政策の根本的な方針である大綱を町長が策定するというように、仕組みが変わっております。このことを見るとですね、本来、その自治体というかな、独立していた教育委員会の意思決定にですね、町長が今後深く関与するようになるというふうに考えられます。

町長並びにその教育長はですね、今回の法改正についてどのようにお考えになっておられるのか、お答えをお願いしたいというのが質問です。1回目の質問です。

それから、議案第15号益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定、これについては、6期介護保険料の引き上げが提案をされてるというふうに思います。基準額で、資料を見ますと、基準額で大体4,900円から5,500円、600円引き上げられるようになっております。非課税世帯においてもですね、引き上げの差はあるものの、やっぱり引き上げになってると。で、新しくその段階を示されていますが、7段階、8段階の世帯の方たちは、額が1,000円から2,000円の引き上げと、月ですね、なっております。

私たちはですね、消費税増税後、暮らしはやっぱり厳しくなっているんだと思いますが、そうした中でですね、子どもが実施したアンケートでも、やっぱり、介護保険料だとか国保料が高いと、国保料が高いといった意見が多くありますので、このままですね、引き上げをどうかということですね、民意を無視することはできませんので、そういうことについてですね、担当課のほうはどのように考えておられるのかということを質問したいと思います。

それから、関連ですが、16号から25号まで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第三次一括法ということで、基づく条例の改正であると思います。個別にいろいろですね、聞きたいところがあるのですが、なかなか時間の関係もありますので、内容的にも非常に複雑になっております。こういうものを執行するに当たってですね、町民の方とか執行部にとってですね、何か問題点なんかがありますね、あるのではないかと思ったりするんですが、そういうのを感じてられておれば、答弁をお願いしたいというふうに思います。1回目の質問終わります。

○議長（中村健二君） 藤岡学校教育課長。

○学校教育課長（藤岡卓雄君） 学校教育課長の藤岡でございます。5番甲斐議員の議案第14号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質問でございます。

この件につきましては、先日、全員協議会の中でも説明させていただきましたが、議員の御質問の内容としましては、町長の、首長の法改正によって関与が深くなっていく部分に対する疑念、御心配だと思います。

この前の質問の中でポイントが四つありましたけど、今回の法改正で、教育長にも権限がするという点で、ポイント2には教育長のチェックの機能強化という点もあったと思います。それから、町長の関与に関しましては、大綱を定めるようになっておりますが、その中で、教育委員会と意見調整ができない部分については盛り込む必要がないというようなのも、教育委員会がそれに従うわけではないという通知も来ております。それから、いろいろ文科省から通知が来ている中で、首長の関与に関して、教科書の採択、それから、人事異動に関しての関与は好ましくないという文科省の通知も出ておりますので、議員心配なことはないと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（緒方 潔君） いきいき長寿課長の緒方でございます。5番甲斐議員の質問にお答えします。

議案第15号につきまして、今回、第6期介護保険料の改正案ということで提出させていただいております。介護保険料につきましては、前回基準月額4,900円から今回の5,500円ということで、月額約600円、非常に低所得者にとりましては、懐の痛いといいますか、大変負担を強いるところでございます。納付者の立場からしますと、やはり、値上げは避けたいというふうに思っております。

しかし、介護保険の業務を預かる立場としましては、2点ほどちょっと気をつけるべき点がご

ざいます。

今回の介護保険料の設定につきましては、まず1点目が、介護給付費の給付費の伸び率と、それから、認定者の増加ということで、国の3年ごとの見直しを義務づけられております。その国が示す算定基準をもとに算定しているかどうかということで、県や今回の算定に関しましての算定見込み額を、県や国へ報告しなければならないと、安易に金額を算定できないというような仕組みになっております。

それから、もう一つは、3年間の保険料基準額を変えられないという点でございます。どんなに介護給付費が伸びましても、一旦基準額を決めてしまいますと、そこに3年間で耐えられる保険料でなくてはなりません。

今回の5,500円というような設定にした背景といたしますと、やはり、当初この厚生労働省が示しますワークシートというのがございます。これはもう全国一律のシートなんですけども、そこに、今回の被保険者数、また、認定者数、そして、介護給付費の実績、それから、伸び率あたりを入力していく作業となっております。

今回の保険料を、その入力シートに算定しましたところ、大体約5,700円台ができました。そこからいかに下げていくのかと、やはり、低所得者あたりも対象に、負担を強いることとなりますので、少しでも私たちは下げたいという気持ちで、100円下げるためには約3,000万ほど予算を投入しなければならないと。今回、600円の値上げでございます。この600円を下げるためには、約1億8,000万ほど予算がかかります。それを下げる、今回5,500円に引き下げたという中身ですけども、町の基金1億3,000万、約、それを約8,600万ほど投入するというような形で、今回の5,500円台まで引き下げたというような形になっております。

1月の県の報告ですけども、これは中間報告になりますけども、県の平均が5,774円と、それから、郡の平均が5,602円、そして、2月13日付の熊日の全国紙紙面にもちょっと出ておりましたが、参考までに、5,550円というような数字が出ておりました。そこら辺を踏まえて、今回、私たちは、5,500円まで引き下げたというような形をとっております。できれば、4,900円台を維持していきたいという気持ちはもう、私たち皆さん同じ気持ちだと思います。

今回の、やはり、介護給付費の増加ということに対しましては、やはり、応分負担という保険料、それから、国・県・町の公費あたりを、財源になりますので、そこらあたりを踏まえた数字で出しております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） 5番甲斐です。2回目の質問をしたいと思います。

今、教育委員会の関係では、町長の独占はないよということで、いうようにありました。本当に、そういうふうになれば、私どももいいと思います。

今までですね、やっぱり、教育委員というのは、住民の代表でありますので、住民の中に入って、子どもの意見だ、保護者の意見だ、学校現場の意見だ、こういうものをしっかり捉えてですね、委員会の中に反映さしていく、そういうことが大事だろうというふうに思います。

私も一般質問の中で、ちょっといろいろしたことがあるんですが、教育委員会の会議がですね、

透明化をですね、今度も出てますけども、やっぱり、会議録もできてないというところもあるよ
うなんですけど、ここはできてると思いますが、その会議録のですね、ホームページで公表する、
やはり、事前に、場合によっては事前に、会議の日時を公開してですね、傍聴できる、そういう
ふうな工夫もね、していただきたいなというふうには考えております。

私どもが教育委員を議会で任命したりしますよね。同意をしますよね。そういうことから言え
ばですね、もっとやっぱり、教育委員会そのものの公明性、公開をですね、ぜひ進めていけたら
いいなというふうに思います。そういうことで、町長がですね、深く関与してるのか、していな
いのか、というところもですね、町民の中に明らかになってくるというふうに、私は思います。

そういうことで、その辺をですね、どのようにお考えなのか、2回目の質問ですね。

それから、介護保険についてはですね、なかなかその4,900円をそのままですね、維持してほ
しいところがありますが、そういういろんな事情があるというふうな話であります。私どもとし
ては、そういう現状でですね、お願いしたいというふうに思っております。

この介護保険については、今の返答で結構です。

○議長（中村健二君） 藤岡学校教育課長。

○学校教育課長（藤岡卓雄君） 学校教育課長の藤岡でございます。甲斐議員の2回目の質問に
お答えします。

教育委員会会議のあり方についての御質問でございますが、先ほども申しましたように、ポイ
ントの中で、会議の公開というのもうたわれております。現状を申しますと、会議録は作成して
おります。その会議の、教育委員会会議の中でいつも話題になりますのが、議員の質問にありま
したように、周知の関係です。会議の日時の周知、関係ですね、傍聴できるような形の体制です。

今、現状は、委員さん、それから、教育委員会側、毎月1回は会議をしておりますが、会議の
日程を、大体第1月曜日という形で定めているところですが、月によっては行事の調整等で難し
い部分もございますので、なかなか周知について、どのようにするかというところ、今教育委員
会議内でも常に検討しているところです。

それから、会議録のホームページ公開については、議会録もそうですけど、そのままなのか、
微妙なところをちょっと修正する必要があるのかというところを、この前教育委員会でもちょっ
と検討したところでございます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） では、3回目の質問します。先ほどの会議の透明化、これについてはで
すね、今、やっぱ情報公開ということでいろいろ進めておりますので、基本的には、私どもが教
育委員を任命、同意するについてですね、この方はこういう考えを持っているんだなというよ
うなところがはっきりですね、分かるように、全てをですね、公表してほしいという希望がありま
す。

それについて、積極的にですね、応じていただきたいなというふうに思いますので、よろしく
お願いします。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。2番高橋議員。

○2番（高橋津代美君） 2番の高橋です。

議案6号平成27年度益城町一般会計予算の中から、ページ72ページの3款民生費1項社会福祉費の11節黄色い旗の購入費についてお尋ねしたいと思います。

1,000枚ということになっておりますが、高齢者を対象に、どのような使い方をなさるのでしょうか。まずお尋ねしたいと思います。

○議長（中村健二君） それだけですか。まだあるなら質問してください。

○2番（高橋津代美君） いえ、これだけです。

○議長（中村健二君） 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（緒方 潔君） 2番高橋議員の質問にお答えします。

ページ、72ページ、3款民生費の中の11節需用費の中の黄色い旗購入費ということで、23万8,000円計上しております。これは、内容につきましては、高齢者の見守りということで、地域住民間の会話を増やし、それから、地域の支え合いの地域づくりを目的に、軒先に黄色い旗を掲げて、「きょうも元気ですよ」というようなメッセージを伝えるというようなことが目的でございます。27年度は、モデル地区としまして公募をかけ、それから少しずつ広げていきたいというふうに考えております。

一応、ひとり暮らしの高齢者を対象にしているわけではございません。非常に、そうなりますと、訪問販売とかそういった危険を伴うようなこととなりますので、今回は皆さんの全世帯にそこらあたりを掲げて、特にひとり暮らしだからといって、そこで区別するような形ではございません。

皆さん方の地域住民間の、何と申しますか、会話、触れ合いとか、そこら辺をこの旗によって効果を及ぼすと、及ぼしていただきたいという願いで計上をしております。一応、1,000枚ということで計上させていただいております。1枚大体238円ということになります。以上でございます。

○議長（中村健二君） 2番高橋議員。

○2番（高橋津代美君） ただいま1,000枚という答えが教えていただきましたけれど、益城町1万1,606戸、で、これから試みだと思えますけれども、元気な高齢者、要は弱者だけでなくて一般家庭でもオッケーということでございますが、全国で今、大地震あるいは災害に関して、黄色いハンカチ、黄色い旗、注目を浴びている現在でございます。何かあったときには、その目印として、黄色い旗はとても安否確認にはもってこいだと思えます。

今おっしゃいましたので、1番心配したのは、我が家はひとり暮らしの高齢者だと、いたずらに、侵入者や悪いほうに使われるとまずいという心配があったものですから。

そのうちに、この1,000枚に関しては、希望者は申請するということになるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（中村健二君） 緒方いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（緒方 潔君） 高橋議員の2回目の質問にお答えします。

まず1,000枚ということで、まずモデル地区を公募をかけて、そこで手を挙げていただいた地

区に旗をお渡しして、そこで、例えば、竹とかいうような木材とかでもよろしいです。そこら辺で、自分たちで旗をつくって、そして、皆さんが利用できるような形をちょっとつくっていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 2番高橋議員。

○2番（高橋津代美君） 大体内容は分かりました。これからですね、私自身がパソコンをやっているものですから、ひとり住まい、女性、若い女性、高齢者、一目にモニターで映るように設定することが簡単にできます。そういうこともこれからお考えいただければなと思っております。特別なことも必要なく、LINEというものもありますけれども、無料でビデオで見ることもできますので、こういう案も考えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 3番宮崎でございます。

平成27年度益城町一般特別会計予算書の中で4点、それから、議案、条例等の改正、これで2件質問をさせていただきます。

まず1点目は、平成27年度予算の特性、つまり、特性でも特色でもいいんですが、例年の予算と違うところ、これを教えていただきたい。それが第1点です。

2点目はですね、これは、私、いつも、基金と予算というのはですね、非常に一体に考えなきゃいかんと、こういうふうに言っております。それで、基金の状況については確認をしましたが、1番心配してるのは、基金は今年大丈夫かということであります。大丈夫か。

3点目、これは、指定管理者制度がスタートします。この指定管理者制度は、我々が検討するに当たって、町の財政は、財政にはプラスになると、こういうふうに説明を受けてます。ですから、今年度の予算が、指定管理者制度を取り入れたことによって、財政的にはプラスになっているという証拠、証明、これをいただきたい。

つまり、これは、人力的なやつでも結構です。常勤、非常勤の配置数、もしくは財政、金ですね、金の積み上げ、これによって、去年よりもこれだけ安くなるんだよというのを示していただきたい。これが3点目であります。

それから、4点目はですね、本予算を組むに当たり、事業の精選、もしくは優先順位の決定から、先送りされた事業等があれば教えていただきたい、これが4点目です。

予算関係は、以上の4点です。

続いて、条例等の修正の問題ですが、議案第23号益城町町立幼稚園保育料等の条例の制定について、その中の別表第1、保育料について、2点質問があります。

まず1点目は、なぜ平成27年度から保育料を上げないのか、何で27年度はゼロにして、28年度からこの施策を取り入れるのか、これが1点目です。

2点目、この本年度取り入れてないがために、町はどれだけこれに金を費やするのか。これは、28年度、29年度と比較されても結構です。

これが議案第23号関連の質問です。

続いて、議案第24号、これはちょっとあれなんですけど、私の感触がちょっとあれなものですから、益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてということで、本文、これは、益城町保育の実施に関する条例を廃止をする。附則として、施行日は27年4月1日と、こういうふうに書いてあります。

ただ、どうもこれは違和感があって、私らであれば、「益城町保育の実施に関する条例の廃止は、平成27年4月1日をもって廃止する」、こういうふうには本文に書くんですが、あえて附則に発効日を書いた理由というか、大したことじゃないかもしれないんですけど、ちょっと気になったものですから、確認をさせてください。

以上、予算関係が4点、それから、条例関係が2点、6点質問します。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます。3番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度益城町一般会計予算の中からございました。まず、27年度予算の特長は何かという御質問が第1問です。

西村町長が就任しまして初めての当初予算を今回組んだわけでございますが、今回の当初予算には、西村町長が選挙時に挙げましたマニフェストが相当含まれておりますので、そこら辺をちょっと申し上げたいと思います。

まず、先ほど高橋議員のほうから御質問がございました幸せの黄色い旗購入、これは、高齢者・障害者を地域で見守る仕組みづくりの中でございます。また、特定健診の個人負担金を500円で受けられる、ワンコインで健診を受けていきたいと思いますという政策です。それから、子ども及び高齢者のインフルエンザの予防接種個人負担金、これを1,000円で接種を受けることができるようにしようというところです。そして、小学校の空調設備、また、低所得者に配慮した保育料の見直しということで、今回、条例の案が提出されております。

さらに、これは26年度の予算でございましたけれど、75歳以上の車を持たない人へのタクシー券の配布、これもマニフェストの一つでございました。そして、住宅リフォーム補助制度、こちらもマニフェストの一つとして、今回取り組むというところでございます。

それから、基金でございます。これは、27年度益城町一般会計予算の28ページで、20款の繰入金2項基金繰入金の中での御質問であったらうと思っております。

まず、26年度の基金の状況をここで申し上げておきますと、当初予算から今回の5号補正まで、基金の繰り入れ、もしくは戻し入れ等を何回か行っておりまして、今現在、3億5,710万円の基金の取り崩しを、あくまでも予算書上でございますが、やるというところに残っているところです。

ただ、これも、最終的な決算見込みの中では、全て解消してしまうのではないかなというふうに予測を立てております。歳出、26年度の歳出等におきましては、入札残でありますとか、さまざまな予算の中での残り分、不用額と、また若干の歳入の増加あたりも見込んでおりますことから、26年度の基金も最終的には取り崩す必要がないのではないかなという見込みを持っております。

ただ、27年度につきましては、いつもの基金の繰り入れで考えますと、9億1,000万円という、昨年から比べましても8,000万円、通常よりもかなり大きな金額になっております。あくまでも見込みでございますので、年度内の調整がどういうふうになっていくかは、まだ定かではないところですが、希望的な観測としては、これもゼロに持っていきたいなというふうには思っております。ただ状況によりますので、ここではっきり、幾らぐらい繰り入れて、幾らぐらい繰り戻すかということは、はっきりちょっと言えないんですけど、まだまだ基金の残高からすれば耐えられる状況にあるということでございます。

それから、新年度予算につきまして、予算組み立ての際の事業の先送りはなかったかどうかという御質問でございました。確かに、予算が各課から上がってまいりまして、まず企画財政課のほうでヒアリングを行うわけですけど、その中で、落とせるものは落としてくださいというような調整は図っております。ただ、それは、例えば、ここにこういう費用を持ってくるのはちょっと多過ぎはしないかというような段階でございまして、事業そのものを先送りにしたというのは、今回はなかったというふうに思っております。以上です。

(「ちょっと、宮崎議員、よかですか」と呼ぶ者あり)

○議長(中村健二君) 質問の途中であります、午前中はこれで終わります。

午後1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長(中村健二君) 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

矢嶋総務課長。

○総務課長(矢嶋正昭君) 総務課長の矢嶋です。3番宮崎議員の質問にお答えいたします。

まず、指定管理者制度の導入でですね、財政はプラスになったのかという質問、それとあと、人事関係はどうなったかということでございます。

まず、財政面について、私のほうからお答えいたします。

指定管理者導入による財政面については、総合体育館、それから文化会館、それから憩の家等ですね、指定管理者募集をするときにですね、まず、前もって管理、指定管理料というのを提示いたします。幾らでやってくださいよということで、うちのほうでやります。で、そのときにですね、近年の実績、いろいろ勘案いたしまして、ちまたでは8割だろうとか、7割とか、いろいろ話も出ておりますが、大体85%ぐらい、うちでかかっている値段の85%ぐらいでどうでしょうかということで、各業者さんに提示いたします。それを了承の上、今回引き受けていただいておりますので、実質85%で受けていらっしゃるんで、15%ほどは、従来やってるよりも安くなってるのではないかと、そういうふうに考えております。

それから、次にですね、町の人事定数のことでございます。まずこれ、前回もですね、甲斐議員のほうから質問ございまして、けどもですね、町の職員の定数、これはもう決まっております。

てまして、益城町職員定数条例で定められております。町長部局職員が185、それから、教育委員会の職員が53、それから、水道事業の職員10人等、合計で257とされておまして、このうちです、業務をやっているというのが、現在のところでございます。

今回も予算編成に当たりましては、この基準をもとにですね、やっております。なお、職員定数維持のために、職員採用やります。減った分を補っていきます。基本的には、もう退職者補充ということで、新規採用も行っているというのが基本的原則でございます。今、平成26年4月1日現在、定数が先ほど言いました257名に対しまして、実際は247人になります。今年の3月31日をもちましてですね、私を含め定年退職ということで、一般職が5人、それから、保育士が一人、それから、技能労務職が一人と、あと自己都合等ございまして、大体計の11人が辞めます。この定員から外れるということになります。

またですね、民間委託に伴う職員、先ほど言いました文化会館とか、総合体育館、こちらのほうに職員がおります。こっちのほうはですね、職員、文化会館が、事務系が二人、それから、技能労務職は1、計の3名、それから、総合体育館のほうは、事務職が1、技能労務職が1、計の2名、計5名の人数がこちらのほうに入ってくるということになります。先ほど11名抜きましたので、その穴埋めとして5名がこっちに入って、役場のほうに帰ってくるような形になります。

そして27年度の新規採用といいますとですね、一般事務で3人、それから、保育士が2名、それから、建築で一人ということで計6名募集をして、今のところ採用が決まっておりますので、差し引き11から、5足す6イコール11ということになります。ただ、だから、減りもしない、増えもしないと、現状維持という状況でやっております。

ただ、非常にですね、これは、この件につきましてはですね、宮崎議員からも、以前から相当なプレッシャーがかかっておまして、人間は増やすな、指定管理をするんだから、もうちょっとメリットを出せというふうな御指摘も受けておりました。査定のときにですね、財政サイド、それから、人事サイド、けんけんがくがくやりまして、何とかこの辺で、ぎりぎりの今年の場合にはですね、最低これでいこうということで決まりました。

ただ、また別にですね、非常勤の職員の皆さんも、ちょっと若干見直すところは見直すということで、少しでも少な目の人間で、大きなサービスをやっていこうという根本の姿勢は変わっておりません。

また、非常勤の憩の家、それから、総合体育館、それから、文化会館、何人いたかということでございますけども、憩の家が5名、それから、総合体育館が16名、文化会館が2名ということで、計23名おられました。この方々は、希望すれば採用になるし、新たにやっていくということで、もう役場のほうから離れたということでございます。

最後になりますけども、今後も高度多様化する住民ニーズに対応するために、行政コスト、それから、人件費等の適正化に努めてですね、限られた職員、それから、専門の非常勤職員等で、益城町の行政運営、それから、住民の福祉の向上に努めていきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それから、もう一つ、議案第24号益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定、これ

について、私のほうから見解を申し上げたいと思います。

本町でですね、条例を議案として議会に提出する場合、作成のときですね、ここに持ってまいりました。行政の法制執務詳解とって、こういう本があります。マニュアルみたいなものですが、これに基づいてですね、やります。で、今回の条例を廃止する場合は、その中のここに書いてあるんですけども、ここに例として、何々県の何々条例を廃止する条例と、何々県何々条例を廃止する、平成何年何月の何々県条例第何号は廃止すると。そして、附則として、この廃止の日ですね、この条例は公布の日から施行するとか、4月1日から施行するとかいうふうな形を、今までから、従来からとっておりますんで、これに基づいてですね、今回対応してるということでございます。以上です。

○議長（中村健二君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。3番宮崎議員の質問にお答えします。

議案第23号益城町立幼稚園保育料等条例の制定についてということで、別表第1ということで、これが今回示しております町立幼稚園の保育料になります。

なぜ平成27年度から上げないのかという御質問だったと思いますけども、御存じのようにですね、昭和47年から益城幼稚園、それから、昭和53年にですね、第2幼稚園ができております。それ以来、四十数年間ですね、この3,000円という数字は、そのままでございます。

こういうことを考えた場合、子育て世帯のですね、経済的負担を考慮してですね、1年は据え置いて、あと段階的にですね、上げたいと、激変緩和をするためのですね、経過措置をですね、3年間設けさせていただいたということでございます。

全国の自治体のですね、情報を見ますとですね、ほとんど町立幼稚園の場合はですね、経過措置を設けております。

それからですね、上げた場合と上げない場合の町の財政負担ですかね。27と28の比較でようございますか。上げない場合はですね、就園奨励費、町立幼稚園では減免と言ってますけども、これが約500万ぐらい支出をしております。今度、上げない場合はですね。で、上げた場合は、この減免規定はなくなりまして、しかし、今度は保育料がアップしていきますので、それだけ町の収入というのは増えてきます。ただ、上げた場合と上げない場合は、若干、上げない場合の負担がちょっと大きいということですね。ちょっと計算はちょっとしてませんが、そのように思っております。

ただ、先ほど言いました、ある程度、その辺のところ、3年間の考慮をですね、その辺のところ、ちょっと財政負担はありますけども、1年間はそのままにして、ある程度優しい保育料でですね、設定しております。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） それぞれの答弁ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

まず、1番目に質問しました27年度予算の特性でございますけども、これは、財政企画課長がおっしゃいましたようにですね、やはり、西村町長が初めて本格的な予算を編成をされたというところに尽きるかもしれませんが、ただ、その中身がですね、やっぱり町民から見ると、西村町長

が町長になられるときですね、いろんなことをおっしゃってます。これが公約かどうか分かりません、これですね。皆さん、特にですね、やっぱり、ツケを残さないとかですね、若者にツケを残さない、血税の無駄遣い、こういうことを大分力を入れて言っておられたような気がします。ですから、それが当然、この27年度予算にですね、反映されておられるんだらうとは思いますが、やっぱりちょっと気になるのはですね、これが非常にやっぱり膨れてると、膨れ上がってると。

では、ちなみに申し上げます。

26年度末の今、我々がここ審議をしました、この補正予算の1番1ページ目に書いてあります。補正をして、その結果、大体105億です。しかしながら、この27年度予算立ち上がり、年度当初これがもう既に106億6,000万からスタートしてます。ということは1億6,000万、年度当初からスタート時、もう増えてると。これから4回の補正をつけ加えていくと、どのくらい大きくなるんだらうと、これがやっぱり一番心配するところであります。

ちなみに、町の借金、町債はですね、昨年度に比べて2億5,000万ほど増えてます。さらに、基金の取り崩し、これが9億1,000万、大体例年ですね、8,000万、8億ぐらいはやりますから、まあ、1億1,000万ぐらいい増えてるという感じではありますけども、ともかく予算の総額が増えた、収入は増えない。ですから、当然、借金か、もしくは、基金を取り崩してですね、手当てをせざるを得ない。何でそうなったか。それは、課長会議で皆さんが、何回も何回も審議されて、多分やられたから一番よく御存じだらうとは思いますが、やっぱり、うちはこれが欲しい、あれが欲しい、これは絶対欲しい、そういう積み上げでもってですね、こんなに膨れてる。誰かが交通整理をしないからだらうと、私は思います。

金が増えたのがどうのこうのじゃないんですけども、そのところをよく皆さんにですね、認識してもらわないと、多分、今後ですね、町の財政どうなるんだらうと、こういうことであります。

そこで、町長にはですね、町長に質問なんですけど、町長は、ツケを残さないとかですね、無駄遣いだとか、危機の突破とかですね、危機状態とか、いろんなことをおっしゃってますけども、今回のこの予算をですね、組まれてみて、どういうふうにお感じになったのかというのが第1点であります。これは、課長にお答えしてもらうわけにはいきませんので、町長に直接お答えしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、2番目の基金の状況なんですけど、これは、今の基金の状況で大丈夫かと、こういうふうに言いました。課長のほうから、大丈夫ですと、こういうお答えだったんですが、3月補正後の基金の状況を確認しましたところ、約34億円です。ちなみに昨年度は38億円です。

それから、今年度27年度のこの予算の中に、基金の取り崩しが最初に入ってます。この金額が9億1,000万です。先ほども言いましたけども、昨年8億です。ですから基金の状態は今年度の立ち上がり、これは25億4,000万円、これぐらいの基金しかありません。去年度よりもですね、随分低いです。

ちなみに、4月から皆さんが事業をいろいろやる時、基金から金を借りて多分手当てをされ

と思うんです。その金がどれくらい要るのか、大体私も分かってますけど、この要は、20億の中で運用せざるを得ない。20億といいますか、要は財政調整基金ですけど、財政用調整基金、ちなみに、これがですね、財政調整用基金と言われるのが20億ちょっとしかありません。20億7,000万か。これは、財政用基金9億と減債基金4億、公共施設整備費、整備基金、これが7.6億、この合計が約20億7,000万、この中で、多分、最初は運用されるんでしょうね。これだけあるから大丈夫だと、さっきは言われたんで、大丈夫なんだろうけど、よく各課長さんもですね、それを承知をして、今年はスタートからちょっと厳しいよと、こういう認識を持っていただかないと困るのかもしれないね。

これは、そういうことだということで質問は終わらせていただきます。

それから、指定管理者制度の話ですけども、これは確かにですね、総務課長が言われたように、正職員についてはですね、余り私も、これはいじくりようがないと、首にするわけにもいきませんから。ただ、説明の中で、今まで欠人員だったところに、帰ってくる人員が当てはめるような感じで、大体つじつまが合うと、こういうニュアンスで言われましたけども、ちょっと本当にそれはどうかと、感じがします。

ですから、これはですね、指定管理者制度で、何人か、当然こちらのほうに帰ってまいります。5人で言われましたかね。帰ってきた分の非常勤の人たちが、当然減らなきゃいかんわけですよ。

それからあと、今回、定年退官される、退職される人の非常勤で入られる人の分も、非常勤は多少いじくらなきゃいかんのかなと思う。そこらあたりのトータルが知りたかったんです。ですから、そのトータル的な人員で、去年はこれくらい金を使いました、人件費で。今年はこれぐらいです。それだから、指定管理者制度に入っても十分と得なんです。そこらあたりが知りたいことでしたので、もしそこにつけ加えて、何かおっしゃることがあれば、次の答弁でお答えください。

それから、条例の改正のところですね、4番目に出しましたあれですね、花田課長からお答えいただいた議案23号の話で、確かにですね、来年といいますか、27年度は授業料というか、保育料、これを上げないというのは、もうこれは一番的を射たことかもしれません。しかし、これを上げなかったら、町としてはどれくらい財政負担がね、かかるんだということはきちっと把握をして、それも比較の要因として挙げて、そして、来年度はやめます、こういうふうにしてもらわないと、ただ配慮だけです、やられた日には、もう町はですね、随分と、ただ、少しは、上げないほうが云々と、私はそんなもんじゃないと思いますよ。少しはどころの話じゃないと思う。よくよく担当のほうで確認をしとってください。

そして、やっぱり保護者に説明するときもですね、本来は、町はこれくらい負担がかかるんだと、だけど、今年はですね、皆さんに周知をさせていただくために、これは町のほうで負担しますが、事後はもうこうやっていただくという一つの理屈づけにもしていただかないと、ただただその配慮だけです、やったら、町のほうの財政は非常に厳しくなります。

それから、最後の条例のところは、了解をしました。

もう1回質問だけ言いますと、1番目のですね、平成27年度予算の特性、これが大体金額を申し上げました。町長からコメントをいただきたいと思います。

それから、指定管理者制度、これのところのですね、人力的、もしくは財政的なやつで何か資料があれば説明していただきたい。以上、2点だけ、よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西橋企画財政課長。

○企画財政課長（西橋幸子君） 企画財政課長の西橋でございます、3番宮崎議員の2回目の御質問です。町長への御答弁を要請されておりましたけど、まず最初に、私のほうから若干、27年度の一般会計予算について、この上がった部分をですね、ちょっと御説明申し上げたいと思います。

確かに、昨年度の当初予算からの比較というのは、なかなか難しゅうございます、骨格予算でしたので。ただ、例年度から考えたとしても、やはり、27年度予算というのは、5億5,000万程度上がっているのかなというふうに感じております。

その中で、上がった要因をですね、どこの部分が上がったのかということですけど、まず、保育所が一つの認可保育園というのが新しく開設されます。100人規模の保育園でございますけど、ここで保育所運営費というのが、一園分上がっていると。それから、地域型保育所、これは、家庭的保育施設であるとか小規模保育施設であるとか、これが、新しく国のほうからの認可を受けたということで、ここも町の負担が上がっていると。そして、環境衛生施設組合の負担金、これも昨年と比べると、若干上がっているなというふうに感じております。

そのほか一番大きい要因といたしましては、やはり、小学校への空調設備、こちら辺で、工事費で3億2,000万ほど上げておりますので、一番大きい要因としては、ここが考えられます。それから、木山中学校の体育館の補修あたりも、昨年度上げました分よりも若干、その金額を上げたところでまた、再度計上したという経緯もございます。

そして、あとは、ふるさとづくりの補助金あたりが、例年に比べると上がっております。これは、やはり、当然、やっていくことが必要な部分であろうかというふうに考えておりますので、確かに例年より上がっていることに大変心配していることは一緒でございます。ただ、町としてしなければならない部分であるというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 矢嶋総務課長。

○総務課長（矢嶋正昭君） 3番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

手元にちょっと資料がございましてですね、26年、27年の非常勤職員の数値といたしますか、金額を出しております。この中にはですね、保育士さんとか、それから、給食、それから、幼稚園の教諭さん、それから、学校の「いきいき益城っ子」とか、そういうのは除いておりますけども、26年が9,173万7,000円、これはもう全部、今までありました文化会館とか、体育館とかも全部含んだところでございますけども、ざっとしたところで、9,173万7,000円ということで、今年がですね、今のところ、6,210万か、62,100の1,000円ですからですね、なります。ちょっと引いてみますと、大体2,963万7,000円ぐらいの減になっていると。まあ、この中にはですね、委託費として中に入っている部分もあるかと思いますが、大体目に見えて、大体そのくらい、最低でも500万ぐらい

は浮いてるのではないかと推定はしております。以上です。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございます。

町長からですね、どういうイメージというか、コメントをいただきましたかったので、もう1回です、またよろしくをお願いします。

それから、今、企画財政課長から言われましたやつなんです、確かにですね、必要なやつを皆さん提案されて、この予算書というのはつくられているのはもう当然のことだし、私もそう思います。無駄なやつは1個もないと、そう思いますが、だけど、やっぱり実行の可能性といえますかね、そこらあたりは十分配慮して、やっぱりみんなで考えてやらならないといかん。特にですね、もう1回言っておきますが、事業を、その予算書をつくるに当たってですね、皆さん、いろんな枠をかけて、大分絞られたことは聞きました、いろいろ。

だけど、さっきちょっと質問したとき、何か事業の優先順位とかですね、そういうのが余り、ちょっと今回やられてないように、各課が、これは必要だ、あれは必要だというやつが、もろに上がってきたような気がするんです。それで膨れ上がってる。そこはきちっと交通整理をして、今年ちょっと我慢してくれと、こういうふうな感じが必要じゃなかったかと思えます。

で、特にそれを感じたのは、小学校のエアコンの話、これを、それは町全部をですね、5校を一緒にばんとやるというのは、どっからも苦情は来んし、一番すばらしいことだと思うんです。だけど、よくよく検討して、まず田舎のほうからやるとか、まず大きいところからやるとか、何かそういう工夫するのがあるんじゃないかと。

それから、今回皆さんも承知をされとると思いますが、車を5台新しく入れかえられます。あっちも必要、こっちも必要、ばんと。もう少し、何かこう、皆さんでよく話し合われて、精選すべきところは精選して、来年に回せるとこは回して、余りですね、借金を増さんようにしていただきたいというのが、その理解です。

最後に町長のコメントでいただいてですね、質問を終わらせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、3回目の質問にお答えをしたいと思います。

まず、最少の経費で最大の成果を上げるというのも、私たち公務員の使命ということで考えております。先ほど、予算的なものということでお話があったんですが、中身については企画財政課長のほうから話があったようなことになりますが、やはり、借金あたりは臨時財政特例対策債とか、そこあたりの仕組み、やり方あたりがどうしても、消えていかないし、後で地方交付税で町にあげますよという話になりますが、なかなかその制度上の問題が、これはもう全国一緒かなということがありますので、なるだけそこを増さないような努力をやってるところです。

それと、陳情につきましては、もう皆さん方御存じのように、当年度ちょっとやらなくて翌年度に回して、補助金がつくとかですね、交付金がないとか、職員のほうに探してもらっているところ。そういったことで、なるだけ歳入を上げるという方法も考えてます。それと、皆さん方の企業ですね、企業あたりを誘致したりとかして、ここあたりの税収も上げる方法を、今や

っているところであります。

これ、皆さん方も本当に、まち・ひと・しごと創生法案があります。ここあたりも地域に仕事をつくっていくことになりますので、これは議員さんの皆さん方、力をもらってですね、職員も一緒になって、皆さん方と、町民の皆さん方と一緒にまた考えていきたいと思っておりますので、そういったことでよろしくお願ひいたします。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 1 番野田です。条例のほうの議案第22号、23号について、まずお尋ねいたします。

ここで保育料についての条例出ております。

1 点目お尋ねしたいのは、保育料の徴収の仕方ですね。今回から、委員会でもお話出たと思うんですけども、今回から町で徴収して、それを各幼稚園・保育園等があれば、そこに支払いをしていくという形になりますけれども、徴収が町主体となるということで、住宅費、先ほどの話と一緒にするわけにもいきませんけれども、前回、不納欠損600万だったですかね、したという経緯もあります。その辺で、もし条例に載っているような形でですね、保育士等の支払いについて、難しいとか、できないとかいう話になった場合、その方法、手段について、どのように考えていらっしゃるのかについてお尋ねをいたします。まず、徴収方法ですね、について質問です。よろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。1 番野田議員の質問にお答えします。

まず、議案第22号、これが保育所と私立幼稚園の保育料ですね。23号が先ほど言いました町立幼稚園の条例になります。

徴収方法はですね、今度から、幼稚園、それから、認定こども園、それから、地域型保育事業については、園で徴収します。で、そのうち、町立幼稚園はですね、もう町ですので町で徴収ということになります。それから、保育所は、当たり前前に町で徴収になります。来年度から、町の町立の幼稚園と、あと保育所ですね、町立と認可、両方ありますけれども、口座振替で徴収したいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） ありがとうございます。口座振替ということですが、何回も繰り返して申しわけないんですけども、住宅費で不納欠損で処理したという経緯がございます。倫理的な問題とかあるかと思っておりますので、子育て支援の部分についてと、住宅費について同一で考えるのはいかがなものかという気もいたしますけれども、決算内容的には同じになると思っておりますので、あえてお尋ねしましたところであります。

もし、支払い等滞った、滞る、口座振替等がなかったとかいう場合については、これは、町が保育料をいただくと、町長に納付するという形でありますので、どのような形で督促等も条例には書いてありますけれども、どこまでやるのかと、最終的にはまた、言い方は悪いですけど不納

欠損かという話でありますので、その辺も、どこまでどういうふうな形でやるのかということについて、もう1度お答えください。それが1点目です。

それと、あと一つ、すみません。2点目でもう一つだけつけ加えて聞いておきますけども、今回、保育料が町のほうは、ほかの市町村に比べて、多少安く設定をされた、計算上設定をされる予定である案というものを提案していただいております。大変結構なことだと思っております。

子育てをする町と、子育て支援の町としては大変結構なことだと思っておりますけれども、一つお尋ねしたいのは、初めからですね、安目に設定をするという考え方、そういう提案で出されているということですが、これを補助制度、一遍、例えば規定の形で払っていただいて、それをお返すするという考え方はなかったのかということのを、ちょっとお尋ねしたい。

というのが、逆に上げる場合ですね、安く設定していたらですね、少しでも上げたら、上がったとしか多分感じないと。ただ、例えば1万円を8,000円に設定していて、8,000円初めからいただく分とですね、1万円を、1万円払っていただいて2,000円返す分、それが、8,500円になれば、8,500円、500円上がったという認識になる。しかし、1万円を、今度8,500円だったら、1,500円返ってくる。500円返ってくる分が少ない。どちらのほうの考え方、私は後者のほうがよかったんじゃないかなと、個人的な見解ですけども持っていますので、そういう考え方はなかったのかということも、あわせてお尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 野田議員の2回目の質問にお答えします。

現在ですね、保育料の徴収ですけども、園のほうにですね、納付書を送って、園で集めていただいて、役場に払い込みという形をとっております。27年度からはですね、口座振替という形をとります。そうなったときに、月末振替ですけど、落ちらんだった場合はですね、まず五日後ぐらいに、あたりに、月初めあたりになると思いますけど、不納通知というのを送ります。それで1回払い込みを依頼すると。そしてそれでまだ入らんだった場合はですね、二十日過ぎにですね、督促状を出します。それで2回ですね。それで入らんだったときは、催告なり、その辺のところを、今、催告書あたりを考えております。

それから、2番目の質問ですけども、こういうことですかね。例えば、今回の町立幼稚園と私立幼稚園、差をつけていますよね。要するに、その例えば、私立幼稚園が1万円。

（「公立幼稚園と私立幼稚園があって、例えば、熊本市と益城町と、例えば、国の基準と益城町という形で、暫定的な基準があるわけじゃないですか。例えば、3万5,000円で打切りとか、いろんなのを含めてですね、それを安く設定したわけじゃないですか、今年度、益城町は。基準値に比べて安く設定していると、保育料をですね。それを基準値に払っていただいて、補助的に返すという考え方はなかったのかということですね。補助として返す」と呼ぶ者あり）

後ですか。

（「後で、はい」と呼ぶ者あり）

いや、もう公共料金については、もうそのまま設定するものと考えておりますので、補助金で

後で返すとかいう考えは、一切ございませんでした。

○議長（中村健二君） 1 番野田議員。

○1 番（野田祐士君） 公共料金なのかどうなのか、ちょっと、公共料金と言われれば公共料金になるということでしょうから、それは考え方の相違かなという気もします。

あと、先ほど言われた子育て支援においてですね、徴収できない場合、いろいろな督促、2回の督促とか、警告とかもあると思うんですけども、そういうを出すということもですね、慎重にですね、いろんな方法があるのであれば、また考慮しながらですね、考えておいていただいたほうが、あつてはならないことですが、可能性はあるということで十分考慮してやっていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中村健二君） ほかに質疑はありませんか。ないようですから、議案第6号「平成27年度益城町一般会計予算」から議案第28号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査していただきたいと思えます。

議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第28号「町道の路線認定について」までの28議案につきましては、皆様方のお手元に配付してあります常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第28号までの28議案につきましては、常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に委託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後2時10分

平成27年3月第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年3月3日午前10時00分招集
2. 平成27年3月5日午前10時00分開議
3. 平成27年3月5日午後4時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 3番 宮崎 金次議員
- 17番 江越 信保議員
- 5番 甲斐 康之議員
- 2番 高橋津代美議員
- 1番 野田 祐士議員
- 11番 竹上 公也議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 野田 祐士君 | 2番 高橋 津代美君 | 3番 宮崎 金次君 |
| 4番 坂本 貢君 | 5番 甲斐 康之君 | 6番 寺本 英孝君 |
| 7番 坂口 政弘君 | 8番 石田 秀敏君 | 9番 坂田 みはる君 |
| 11番 竹上 公也君 | 12番 福永 誠一君 | 13番 稲田 忠則君 |
| 14番 荒牧 昭博君 | 15番 渡辺 誠男君 | 16番 山内 親宣君 |
| 17番 江越 信保君 | 18番 中村 健二君 | |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎 博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|---------|----------|--------|
| 町長 | 西村 博則君 | 教育長 | 森永 好誠君 |
| 会計管理者 | 内田 吉十司君 | 総務課長 | 矢嶋 正昭君 |
| 総務課審議員 | 中桐 智昭君 | 秘書広報課長 | 堀部 博之君 |
| 企画財政課長 | 西橋 幸子君 | 税務課長 | 森田 茂君 |
| 住民生活課長 | 森部 博美君 | 子ども課長 | 花田 博文君 |
| 健康づくり推進課長 | 福島 幸二君 | いきいき長寿課長 | 緒方 潔君 |

福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は6名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に宮崎金次議員、2番目に江越信保議員、3番目に甲斐康之議員、4番目に高橋津代美議員、5番目に野田祐士議員、6番目に竹上公也議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

3番宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

今回も一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

また、本日も傍聴席に早朝から、私の保護者も含めて多数お見えであります。本当にありがたいことだと思います。

さきの12月議会では、我が町の将来構想、計画的な財政運営、地域再生道路の活用の3点について質問させていただきました。今回も欲張ってですね、3点質問させていただきます。

今回の質問は、まず、第1番目に、我が町の地震防災対策について。

2番目に、都市計画道路広崎・木山線について。

3番目に、我が町の政争の打破について。

この3点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も、さわやかに、元気よく質問していきたいと思います。

では、早速、1番目の質問であります、我が町の地震防災対策についてから質問させていただきます。

皆さんも御承知のように、20年前に起きた阪神・淡路大震災や、4年前に起きた東日本大震災による被害の大きさから、全国的に地震災害に対する備えの重要性が叫ばれ、各地方自治体では、政府の指導のもとに真剣に地震災害への備えを進めております。私も、東日本大震災の直後に議

員になったことや、私の前の職務等から、我が町の防災体制について関心があり、これまで本会議で数回、改善策等を中心に質問・提言をさせてもらってきましたが、残念ながらほとんど反応していただけなかったというのが実情であります。

では、なぜ、執行部の皆さんは、口では自然災害から町民の生命・財産を保護するのは自分たちの仕事だと言いながら、私の目から見れば、ほんのお茶を濁す程度の備えしかしないのか。不思議というか、正直あきれてしまいます。

ほかの町と違って我が町は、布田川・日奈久断層を震源とする地震の発生が予想されているにもかかわらず、これらの地震に対する対処がほとんどできていないのに、なぜ心配しないのだろうかと思ってしまいます。その原因がどこにあるのかを明確にするのも、今回の質問の狙いでもあります。

さて、台風や大雨等の自然災害からの被害は、一般的に被害が事前に予想され、時間の経過とともに逐次増大しますが、地震の場合は天候や気候・時刻に関係なく、ある日突然に発生し、あらゆるところを容赦なく一瞬にして襲い、被害も瞬時に発生します。つまり、自然災害の中で最も恐ろしく、対応が難しいのが地震災害で、防災の専門家の中には、地震に対する備えが十分できていれば、ほかの災害に対しては十分対応できるとさえ言い切る人もおられます。さらに、地震災害への対処は、みずからも被害を受けた中で救助活動を行うことが求められるので、地震災害発生以降のどたばたした中で既に計画されている以外の行動をするのは、非常に困難をきわめてしまいます。であるからこそ、全国の自治体は、これらの地震災害の特色を踏まえて、住民の生命・財産を保護するために、平時から地震防災対策に力を入れて取り組んでいるものと思います。

そこで第1回目の質問ですが、近い将来発生が予想されている、布田川・日奈久断層を震源とした震度6クラスの地震に対する町の防災対策について、2点伺います。

まず、第1点目は、地震に対する防災対策について、ほぼ完璧に準備ができているのを100%とした場合、今、我が町は、どの程度準備ができているのか。

第2点目は、地震に対する備えの中で、今後、町として速やかに準備すべきであろうと思う対策は何か。以上、2点について質問をします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。平成27年第1回益城町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、6名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

また、傍聴席のほうには、早朝からわざわざお越しいただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、3番宮崎議員の地震防災対策についての御質問にお答えさせていただきます。

今年、平成7年1月12日に発生しました阪神・淡路大震災から20年、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から4年が過ぎようとしています。今後とも、これらの災害を教訓としまして、防災対策及び被害を少しでも減らす減災対策に努めてまいりたいと思います。

さて、宮崎議員におかれましては、議員就任以来、幾度となく議会の一般質問を通じ、御意見・御指導をいただきました。おかげさまで町の地域防災計画の見直しをはじめ、今まで一度も実施したことがなかった図上による総合防災訓練を行い、対策本部設置や、避難所の運営、また、町民の皆様による避難訓練、防災計画に基づいた災害時の必要最低限の備蓄品の整備、自主防災組織の設立、啓発活動などの防災対策などを行うことができました。しかしながら、議員の御質問の、地震に対しての防災対策はどこまでの準備を行えば完璧なのか、これは非常に難しい問題であり、これで十分だとはなかなか言えないと思っております。

町としましては、今後も、町の地域防災計画に基づき、災害対策本部設置・運営マニュアルの策定及びこれを活用しました訓練、年度計画に基づいた備蓄品の整備、避難所運営マニュアルの見直しや自主防災組織設立等を行い、いつ起きるか分からない地震災害に備え、町民の生命・身体・財産を守る防災・減災対策に取り組む所存であります。

今後とも、宮崎議員におかれましては、これまでと変わらぬ御指導をお願いいたします。

今後、町として速やかに準備すべきことにつきましては、日ごろの防災訓練や、備蓄品の整備はもとより、何より大事なものは、各地域において自主防災組織を早急につくっていくことかと思っております。

皆さん、御存じのことと思いますが、昨年11月22日夜、長野県北部でマグニチュード6.7の地震が発生しましたが、震度6弱の大地震であったにもかかわらず、たった一人の死亡者も出ませんでした。最も被害の大きかった白馬村では、住民26人が崩れた建物の下敷きになりましたが、近隣の住民の皆さんによって全員が救出されました。それは、家が崩れなかった住民の人たちが、崩壊した家屋に集まって初期救助に積極的に取り組み、建物の残骸を片づける住民、下敷きになった住民に「頑張れ」「今、救助隊が到着するから少しだけこらえて」などと大声で励ます住民の人たちの役割分担があったからで、地元の区長によりますと、常日ごろから住民間の強い連帯感があり、区長がふだんから地域住民の顔を知っていたため、安否確認も順調に行われたとのことでした。

このように広域的な災害になりますと、公的な防災機関による公助はすぐには期待できず、救助・救援活動が本格化するまでは時間がかかるものです。やはり、災害発生直後は、このように地域住民同士の連携、いわゆる地域防災組織での初期活動が一番大事になってくるものと思われれます。近隣同士のつながりが希薄化している現在の社会状況におきましては、非常に難しい面もありますが、常日ごろから連帯意識を持ち、お互いを助け合うことが大事ではないかと思っております。

町としましても、自主防災組織につきましては、昨年度より力を入れ説明会等に出向いているわけですが、地域によってなかなか設立に至らないというのが現実であります。しかしながら、災害が発生してから救出には数時間から数十時間が鍵となり、白馬村のような地域、または自主防災組織を増やしていくことが、被害を最小限に食いとめる一番よい方法ではないかと考えております。

今後も、町では、地域防災組織結成の手助けのための予算を計上し、区長さんをはじめ、地域

の住民の方々に、組織の必要性についての説明を行っていき、できるだけ多くの組織化ができるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（中村健二君） 3番宮崎議員。

○3番（宮崎金次君） ただいま町長から答弁をいただきました。私のことをお褒めにいただくのは非常にありがたいんですが、それよりもですね、町の防災体制についてきちっと把握をしてやっていただきたいなど、こういうふうに思います。

今、町長の答弁では、町の地震に対する準備の程度については、どの程度が一番100%かちゅうのが分からぬので何ともないと、今、淡々と自分たちのできることをやっていくんだと、こういう答弁でございました。

それから、今後、町として準備すべき対策、これは自主防災組織をなるべく多く固めていくんだと、こういう答弁でございましたけども、町の今、どのくらい準備が進んでるかというのが、大体、認識がないと準備はほとんど進んでいかないと。極端に言えば、100%だと言ってしまえば何も準備しないわけで、多分その認識がですね、不十分だから、今まであんまり準備が進んだのか、進んでないのか分からぬと、こういう感じを私は受けております。

で、私の感じとしては、今、町の地震防災対策は、大体20から30%ぐらいの準備しかできてないというふうに認識しております。

では、何で地震災害対策が進まないのか。私なりに考えて、次の4点があるんじゃないかと思えます。

まず、第1点に、我が町は地震災害は起きないとの認識、思い込み、これがまずある。町民は、我が町は安全で、まさか震度6クラスの地震が町を襲うことなどあろうはずはないと、そういうふうにほとんどの人が思ってるんじゃないか。そして、そう思い込ませる原因の一つは、この今、益城町で、町長からもいみじくも言われましたけど、地域防災計画ございますけども、この中には、布田川・日奈久断層を震源とする震度6クラスの地震への被害見積もりや対処要領が全くと言っていいほど記述されておられません。

聞くとところによりますと、平成24年度に益城町建築物耐震改修促進計画というのが町でつくられています。この中に、この一環として、地震ハザードマップというのが各世帯に配られたと、こういうふうに聞いてます。ちょっと世帯にいてないという人もおられますけども、一応、町でつくられて、全世帯にハザードマップが配られたと、こういうふうに言っておられますが、こういうのがあるにもかかわらず、何でこの地域防災計画の中にこれが反映されてないのか。これが一番の意識を高めなかった原因だろうと私はこういうふうに思います。

第2点目に、町長以下職員の地震災害への認識が甘いと、こういうことであります。先ほども申し上げましたが、地震は、時を選ばず、場所を選ばず、強さを選ばず、ある日突然に発生して大きな被害をもたらします。地震の自然災害が発生した場合は、被害が出ている地方自治体、つまり、我が益城町で被害が出たら、益城町の町長が対策本部長となって、この地域を仕切ることになります。例えば、災害救助のために駆けつけた自衛隊、警察、消防、日赤等の機関は、町長の指示なしでは動けないということです。つまり、自衛隊や警察等が町に救助のために到着した

としても、町長からの指示がない限り救助活動は基本的にはできない、こういうことであります。こういう認識のもとに災害対処計画や職員の訓練がなされていない、これが第2点目であります。

第3点目に、住民が自分たちの命は自分で守ろうという意識がまだできてないということでもあります。これは、先ほど町長が言われました、我が町の自主防災組織、町全体として自主防災組織が遅々として進まない現状にあります。県は、これを60%、構成率ということではありますが、我が町は、正直言って5%以下です、今は。ほとんどできてないというのが実情だろうと思います。

第4に、地震対処のための具体的な計画作成がなされていないということでもあります。特に、計画作成の前提となる被害見積もりもなく、対策本部の活動権限等の規定もなく、関係防災機関との協定も未整備。食料、燃料、輸送、土木建築業界、九電、NTT、空港関係機関との災害時の協定もほとんど未整備で、訓練も不十分であります。かなりずけずけと言わしてもらいますけれども、そういう認識がないから、一歩もかなり進まない。ほかの町では、災害を受けたところ、災害に非常に熱心なところは、どんどんそういうのが事前に整備されてます。

ですから、私のこれまでの経験から、自然災害が発生し、家屋が倒壊、ライフラインもずたずたになって多くの住民に大きな被害が発生してるところに、救助活動のため何回か派遣されたことがあります。大現場に到着したとき、被害を受けた自治体が設置した対策本部は、ただ呆然として、自分たちのやるべきことは分からず右往左往、あげくの果ては罵声が飛び交います。これらの混乱した状態を収集するのに、早くて1日、遅ければ3日ぐらいかかってます。その間、多くの住民の命が失われ、さらに、二次災害に苦しんでいるのを間近に見た経験がありましたので、少し僭越とは思いましたが、もし、我が町にも不幸にもそういう災害に襲われたとき、絶対そのようなことがあってはならないとの思いから申し上げさせていただきました。

私は、遅々として進まない我が町の防災体制をこの4年間見てきて、防災に関する専門的な教育を受けたこともなく、大きな災害を経験したこともない人にはやっぱり難しいのかなと思います。ですから、町民の生命と財産を保護し、町民に安心と安全を与えたいのであれば、前にも提言して、ちょっとこれは無視されましたけども、やっぱり一、二年の短期間ぐらい防災の専門家を非常勤として配置して、きちっとした防災体制を整備すべきだと思いますが、これに対して町長はどう思われますか。防災の専門家を配置して、町の防災体制を整備するという提案に対する町長のコメントを、第2回目の質問といたします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

今、100%として、20%から30%ということで、大変厳しい評価をいただいておりますが、さきの東日本大震災におきましても、やはり人はいろいろなことを何か忘れてしまう、災害のことを忘れてしまうということがあります。ここあたりが非常に問題かなということで、東日本大震災におきましても、津波警報が毎回出てたのにもかかわらず、またかということでそれを無視された方が亡くなられたとか、そういうこともあったみたいで、やはりなれというのが一番怖いかなと考えております。

それと、避難訓練ですね。東日本の大震災におきましても、保育園あたり幼稚園あたりで亡くなられたところでも、避難訓練をやられてないところがたくさん子どもたちが奪われたということで、ただ、先ほどお話しがありましたように、町民の皆さん方も、自分たちのことは自分たちで守るという意識がやはり根づいていかにやいかんかなということで私のほうは思っております。例えば、地震警報が出て、それが空振りに終わったときに、何ば行政はしよっとかいと、そういった話。津波警報でも一緒です。また外れたと。そんなことをどうしても行政頼みになってしまうところがありますので、これは健康も一緒だと思います。自分の健康は自分で守ることが、そこあたりもやっていただくような形で、町民の皆さん方も意識づけをやっていただくといいのかなということで、考えております。

先ほど、専門家を特化してということでお話がありました。役場の仕事の中、行政、今、ほかにもいわゆる専門家を入れてやったほうがいいんじゃないかというのも幾つかありますので、この点については、また担当あたりとも話をして検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

防災専門家を入れて云々ということについては、今後、ほかの部門もあわせて検討されるということでございますので、ぜひですね、前向きに検討していただければと、こういうふうに思います。

以上で、地震防災対策についての質問を終わらしていただいて、2番目の質問、都市計画道路広崎・木山線について入らせていただきます。

今、我が町は朝夕、車の渋滞に悩まされる県道熊本高森線や、交通量が最近とみに多くなった第二空港線に対し、間もなく開通する空港からグランメッセまでの地域再生道路により、少しは渋滞の緩和が期待されております。しかしながら、いずれ交通のネックになるのは広崎付近で、今以上の渋滞が起きるのではないかと心配されております。

そこで、今の状態を何とかするために、町の各種の計画等を勉強させてもらったところ、数十年前に計画された都市計画道路が最新の第5次、この37ページと、それから、益城町都市計画マスタープランですね、この中に厳然として残っている道路、これが都市計画道路広崎・木山線であります。これを見てとても違和感を感じましたので、以下、2点について質問をいたします。

まず、1番目は、都市計画道路広崎・木山線が計画をされて、かなりの年月が経過し、道路予定地域には既にたくさんの住宅が建ち、これから町の計画として道路をつくることなどとても難しいと思われているのに、なぜ計画として残されているのか。

第2点目は、本道が計画されているために新たな道路の整備ができていないのではないかという意見もあるが、事実なのか。以上、2点であります。

なお、質問に入る前に、もう一度ちょっと、私のほうの説明が悪かったんですが、都市計画道路広崎・木山線というのは、皆さん御承知だろうと思うんですが、そのこの辻の城のところ、消防署のちょっと下から大きな道路が入ってます。それから、広安小学校の前、あそこを通る道路で

す。そして、高速道路の手前で県道熊本高森線にぶつかるようなそういう計画の道路であります。では、今の質問に対し、答弁をよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番宮崎議員、2問目の質問にお答えします。

都市計画道路広崎・木山線は、昭和49年に熊本県が都市計画決定しました、全長4,050メートル、幅員18メートルの新規道路です。この道路は県道熊本高森線の熊本市境から福富までの4車線化と、福富から北側へ分岐し、広安小学校南側を通り、馬水北、安永、宮園、辻の城までを2車線化で整備する計画となっています。

当該道路は、辻の城地区の区画整理事業の幹線道路として一部供用され、広安小学校南側に一部用地が確保されている状況です。計画予定地内の住宅につきましては、将来の事業の円滑な施行を確保するための規定である都市計画法第53条によりまして、都市計画決定以降建築された方は、計画道路予定地であることを承知した上、2階建て以下で容易に移転、または除去することができる建築物を条件として建築されています。

当町では、平成21年度に都市計画決定後、20年以上計画し、一部着手したものの、残りの区間について事業のめどが立っていない当該道路につきまして、社会経済情勢の変化を踏まえて、その必要性や効果などの検証を熊本県と一緒にいき、事業の困難性はあるものの、県道熊本高森線の混雑解消の観点から、依然として整備の必要性が高い結果となっております。加えて、益城台地土地区画整理事業が実施されますと、第二空港線、県道熊本高森線や、そこに接続する町道の混雑が予想され、町民の皆さんの日常生活に支障を及ぼすこととなります。そのため、将来、発生交通量の増加に伴う交通処理対策としても本道路は重要な役割があり、整備はどうしても必要ということになります。

当該道路につきましては、今後、整備手法・財政計画など、事業化に向けた庁内協議を行い、平成29年度以降に予備調査・予備設計に移行し、住民への説明段階に入っていきたいと思っております。

また、本道路が計画されているために、新たな道路が整備できないということに関しましては、そのようなことはございません。安全・安心に暮らせるまちづくりの実現のためには、道路網の整備が必要不可欠であり、都市計画道路グランメッセ木山線を基軸とした計画的な道路網の整備をしていきたいと思っております。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

要するに、今の都市計画道路はまだ放棄をしてないと、平成29年度から着工できるように準備進めていくと、こういうお答えだったと思います。

私は、この質問に先立って、県の都市計画課の担当者にいろいろお話を伺いました。伺う大きな狙いは、今、町が一番困ってる熊本高森線ですね、県道、これの渋滞をどうやって緩和するんだと、県のほうはどういうふう考えてるんだと、ここらあたりを重点に質問をさせていただきました。それで、大きくそのとき考えたのが三つであります。

まず、一つは、県道を4車線化してしまう、ずっとですね、辻の城ぐらいまで。という案が一つ。

それから、今、都市計画で道路をつくっている広崎・木山線、この道路の一部修正をしてですね、実行可能な道路をつくる。

もう1点は、今ある既設の道路、大きく3本、第二空港線、それからグランメッセまでの地域再生道路、それから県道、これを横軸に、縦軸、町道、農道、林道、里道、これを含めて、横軸、碁盤の目のようにして交通を緩和する。こういう3案があるような感じがします。県のほうとしては、県道とか国道、これについては県が介在するけども、町が計画するやつには基本的に介在しませんと、町の予算でやってくださいと、こういうことであります。

今、町長の答弁からもですね、何とかこれを放棄しないと。それはいいんですけども、問題は、じゃあ、県道熊本高森線はこのまま放置するのかと。多分、この渋滞緩和を、交通量を緩和するために、都市計画で道路が計画されたんだろうと思うんです。そして、20年、何にも手を打ってこなかったと。ここが一番問題で、やっぱりそういう意識を持ってですね、やらないと、既にですね、この県道はかなり渋滞します。早くその渋滞を緩和するような方策をですね、やっていた方がいいと思います。

そこで、この問題の最後の質問をいたします。

今の町長の答弁と、私の今の質問といいますか、にあわせてですね、今後、この熊本高森県道をですね、これを町長はどういうふうにお考えになってるのでしょうか。どういうふうにして緩和、それから、町民の交通の便を確保されようとしてるのか。よろしくをお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、2回目の質問にお答えをします。

確かに、宮崎議員が言われるとおり、熊本高森線、非常に今、昼も渋滞しているような状況であります。ただ一方で、第二空港線、ここあたりもかなり渋滞が朝夕ひどいということで、逆にこの付近の建設が何もできないというような状況になっております。ただ、今の現状では、そこを緩和するためにはこの都市計画道路の整備が一番必要かということで考えておりますので、それでやっていきたいと思うんですが、やはり、福富・木山区間あたりをしたときに、事業費あたりもかなりの金額が予想されます。それと一番問題は、今の住んでいらっしゃる方をどういった形にするか、その地域が、移転することによって疲弊したりとか、それと、その今、住んでいらっしゃる方のやはり、了解が一番必要と思いますので、そこあたりを説明会を行って、建てられる当時は了解されているんですが、持ち主が変わったりとか、そこあたりもありますので、説明会あたりが一番必要ということで、今、私の中ではこの都市計画道路、ここをやり抜くというのが私の考えでありますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） では、この問題の3回目の最後の質問になります。

私は、さきの12月議会でも一般質問の中で申し上げましたが、町の施策が何か後手後手に回っているように感じて仕方がありません。町の10年後、20年後、30年後の姿もはっきり描かれてい

ないような感じがしますし、町の戦略もなく、やみくもに行き当たりばつたりの感じを、生意気にも強く受けてしまいます。

そこで最後の質問なんですが、この4年間の議員活動を通じて執行部を見ていて感じることは、将来の我が町の姿や戦略を考え、それをもととして各年度の施策に反映させる部署がないように感じを受けます。もう少し具体的に言えば、現在の企画財政課と都市計画課、さらに産業各課の一部の機能を統合したような部署、もしくはそういうようなセクション、これが必要であるように思います。組織を変える変えないは別として、これらの町の総合施策を考えていく必要性から、ぜひ、検討していただきたいと思います。

このような考え方について、町長はいかにお考えになりますでしょうか。これを、この問題の最後の質問にいたします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員3回目の質問にお答えをします。

町の方向性を見つけるような課をつくったらどうかというお話だと思うんですが、まずその前に、私、職員のほうにいつも話をしてるんですが、とにかく失敗してもいいから挑戦してくれと、チャレンジしてくれと、ここを今、話をたくさんさせてもらってるところです。以前の役場というのは、2000年までは交付金も各自治体横並びで交付されてきました。したがって、各市町村、全く同じ事業でやっておりまして、金太郎あめのようなまちづくりをやったと思うんですが、今、まち・ひと・しごと創生法案あたりもできまして、やはり地方に仕事をつくらないと交付金が来ないということになっておりますので、職員あたりは全部チャレンジしていかんと、私も含めていろいろなことでチャレンジしていかないといかんということで考えております。先ほどの、そこを一まとめにしたらどうかということで、組織的にもですね、私も今、同感で考えてるところがあります。例えばですね、まちづくり戦略室とかですね、そこで直轄でやっていくような、方向性を決めるような課とか室をできないかということで、今、検討しているところであります。ずっと中身を眺めとってですね、そこあたりも進めていきたいと思いますので、どういった形になるかはですね、全体の職員のバランスもありますが、そこあたりは非常に参考にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございます。

町長は長年、町の職員として頑張っておられた方ですから、私のような少し角度を変えて物を見ることに若干戸惑われるかもしれませんが、ぜひ、将来の我が町の発展のために、今、何を考え、何をしておくべきか、今、手を打たなければならないのは何か、これをよく考えていただいて、打つべきところにきちんと手を打ってほしいと思います。よろしくお願いします。次の3番目の質問に入ります。

多分、皆さんが一番関心のある、我が町の政争打破の質問に入らせていただきます。

私は、安永で生まれ、15歳で町を離れ、時折は熊本での生活もありましたが、基本的には40年間益城町を離れた生活をしておりました。定年後は、こちらのほうに帰らせていただいて、もう

十数年がたっしてしまいましたが、この間、我が町の政争を心配しながら外から見させてもらって
おりました。

私が、これまでに暮らした全国の至るところの町においても政治的な争いはありましたし、我
が町よりも数倍も激しい町もありました。しかし、我が町が、ほかのところと大きく違うところ
は、この状態が営々と何十年にもわたって続いているということです。

1年生議員にもかかわらず生意気に言わせてもらうならば、政争がこうも長く続くと、政策論
争よりも対人間的な派閥闘争の形態となってしまうと、切磋琢磨などほとんどなく、足の引っ張
り合いが起きて、町にとって不幸なことになってしまいます。町民の一部の人を除いて大半の人
は、このような状態を一日も早くなくしてほしいという声をよく聞きます。

そこで、質問に入らせていただきますが、来月には、いよいよ統一地方選挙が予定され、我々
議員も町民の審判を受けることとなります。選挙が近づくとつれ、町内外から相変わらず我が町
の政争の激しさに、嘲笑とあきれ声が聞こえてきます。

そこで、町長に2点伺います。

まず、第1点目は、町長は、長い間、町の職員生活を通じて、我が町の政争の歴史・実情につ
いてよく御存じのことと思いますが、この状況についてどう思われますか。

第2点目は、我が町の激しい政争の状態をなくすために、町長はどうすればよいと思われま
すか。以上、2点について伺いをします。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番宮崎議員3問目の質問にお答えをいたします。

長い職員生活を通じて、我が町の政争の歴史・実情についてよく御存じのことと思うが、この
状況についてどう思うか、激しい政争の状態をなくすために、町長はどうすればよいかとのこと
ですが、私、職員時代といえば、選挙といえば職員として選挙事務に従事し、投票所の事務や開
票事務に携わっており、選挙戦の中身までは知り得ませんでした。昨年、町長選挙に初めて立候
補し、当選をさせていただきました。そのときにいろいろな経験をしました。現状を打破するス
ローガンは掲げましたが、決して他候補のことは言わず、書かずを貫かせていただきました。自
分自身の足で、町民の皆さんの意見を直接聞き、歩き、その意見を取りまとめ、町民の皆様が現
に望んでいる施策を中心にしたマニフェストを作成し、町民の皆様の声を大事にする町政を目指
して選挙戦を頑張ってきました。そのことが、昨年の当選につながったものと受けとめておりま
すし、町民の皆様が、その姿勢を評価してくださったものと肝に銘じております。政争と聞か
ますと、他候補のあることないこと誹謗中傷したり、選挙期間中に怪文書が出回ったりとお聞き
しますが、選挙戦で禍根を残すことなく政策を中心に激論を戦わせ、町民の皆様のために何が
できるかなど、住民本位の選挙戦を戦ってほしいと願っております。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

なんか、よく分かったようで、分からんような、ちょっと質問に対するですね、あんまりお答
えがはっきりしなかったんですが、確かに、町長が町長選挙で戦いにいられたのは我々も分から

んでもないんですけど、ただ、怪文書はいっぱい飛んでましたよね。私は、自分のことを言うのもあれなんですけど、今、議員として4年やらせていただきました。議会活動では愛町会に所属しています。しかし、これを外れると何もそこに拘束されることはないということで、町長選挙、県議選、そういうのは自分で適任者を選んでおります。

それは私のことで、あんまりこれはですね、質問には関係ありませんのであれなんですけど、やっぱりそこが、皆さんは、確かにですね、政争で益城町が、これが続くことが決しているとは思っておられないと思うんですよね。だけどこれが続いてきてる。どっかでこれを切らなきゃいかん。こういうことになれば、やっぱり期待するのは町長だろうと思うんですよ。ですから、今の町長にいっぱい頑張ってもらってですね、こういうのはなるべくなくす方向で動いていただければと思います。

何回も申し上げますけども、どこの町でも政争というのは当然あります。むしろ政争により、お互いの切磋琢磨をして、さらによい政策へ進むと私は思います。しかしながら、その政争も度を超すと、切磋琢磨の世界ではなく、お互いに悪口、中傷合戦になり、果ては恨みつらみの世界へと進み、町民のための政治から自分たちのグループのための政治になってしまいます。多分、町長も全ての議員さんも、さらに執行部の皆さんも、自分のためやグループのためなどではなく、あくまでも町の発展と町民の幸せを第一義に考えておられることと思います。特に、町長の場合は、公人であることはもちろんのこと、町の顔として町内外から尊敬の念を持って見られております。

そこで、町長に再度質問しますが、町長は来月の統一地方選挙、これは、県会議員選挙と町会議員選挙に臨むに当たって、町、つまり町民全体のことを考えて行動されますか。それとも、自分を支持してくれる人たちのことを優先して行動されますか。非常に答えづらいと思いますが、町長の率直な答えを求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員2回目の質問にお答えします。

政争、これは辞典を引くと、政治における争いのことであるということで、政権を奪い合うこと、あるいは政治的抗争のことであるとしており、一般的には政治上の主義や主張のことを指すとしています。最近の使われ方としては、年金問題を政争の具にするとか、批判的な言葉として使われておるところであります。

昨年6月の議会で説明させていただきましたが、再度、国と地方議会のお話をさせていただきます。

国におきましては、選挙により選出された議員で構成された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対し責任を負う議院内閣制です。議院内閣制におきましては、政党政治を建前として、最大多数政党のリーダーが内閣総理大臣に指名されることとなります。そこで政権を与えられた政党が与党、そうでない政党は野党という区別も出てきます。

これに対して、地方自治体におきましては、町長は直接選挙によって選ばれます。一方、議会の議員の皆さん方も直接選挙によって選ばれます。これを二代表制と言います。したがいまし

て、同じく町民から選ばれた者として、議会と町長をトップとする行政は対等関係に立つわけ
ありますから、大いに議論すべきであると考えてます。

また、地方議会においては、議会が町長を選んだわけではないのですから、会派というものは
存在しますが、制度的には与党・野党という概念は存在しないということです。

今後は、町長と議会が両輪として対等な立場に立ち、町民の皆さんの幸せのためにという目指
すべき方向は同じでありますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

昨年の6月議会の蒸し返しみたいな答弁だったもんですからあれなんですけど、それから6月、
9月、12月議会、それぞれ執行部から提案された議案が五十数件以上ありました。この議会で、
否決をされたのが1件。これは行政改革で、公募の委員の話であります。あれは、条例が不十分
だということで否決をされました。それから、町長の給料、つまりボーナスを給料と含めてです
ね、10%カットする、これが修正をして可決されました。この2件だけが五十数件中、修正なり
否決をされた分であります。それ以外は、我が町は、自分で言うのも何ですが、常識的に町民の
ために必要なやつはきちんと、こういうことありますので、それは御理解いただいた上でです
ね、余り片方に軸足をを入れて、そういう土台を崩すようなことがあったらいかんかなとこうい
ふふうに思います。

それでですね、最後になりますけど、多分、これまでもいろいろ我が町では歴史があったと思
うんですよ。だから、急には、そういうのはなかなか直らんかもしれないけども、ただ、大半
の町民は、来月の統一地方選挙において、町長が片方にどっぷりと軸足を踏み入れた行動をされ
ると、選挙後、たとえどっちが勝ったとしても、過去の事例から見て怨念が残って、我が町にと
って決してよい結果にはならないのではないかと心配しております。一部の人は、選挙の結果に
よっては、町長の残りの任期は下手をすると死に体になってしまうと心配している町民もおり、
来月の統一地方選挙においては、ぜひ、益城町全体のことを考えて行動されるのが賢明であり、
一昨日の新年度施政方針の最後に言われた、オール益城の精神が具現しやすい環境づくりのため
にも、ぜひ、配慮した行動をとられるようお願いして、私の質問を終わります。町長から何かコ
メントがあれば、どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員3回目の質問にお答えします。

行政運営につきましては、もう公正公平を肝に命じてやっていると。私、ノーサイドと
いう言葉が非常に好きでありまして、ラグビーで試合が終わったら、瞬間に敵味方の区別なくて、
戦いの後はお互いの健闘をたたえ合うというスポーツマンシップの精神をあらわす言葉です。私
自身、この言葉が好きで、昨年の選挙期間中も、どちらが勝っても選挙が終われば町民の皆様方
が、ノーサイドの精神でお酒を飲んだり、話をしたり、スポーツをしたり、時には議論したりし
て、ふだんどおりのおつき合いをしましょうという意味を込めて、ノーサイドという言葉を使わ
せていただきました。いつから日本でノーサイドという言葉がこれほどの意味を持って使われる

ようになったのかは分かりませんが、イギリス発祥のこのスポーツは、紳士のスポーツと称されるとおり、フェアな精神で精いっぱいプレイをするからこそ、敵味方に関係なく相手をたたえるということができるのだと思っております。

政治の世界でノーサイドという言葉を使うことに対して違和感や不快感を持っている人も少なくないと思いますが、少なくともこの町のためという純粋な気持ちで存分に働くということであれば、会派や敵味方を超えてノーサイドの精神を発揮していただきたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩します。11時5分から再開します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、江越信保議員の質問を許します。

17番江越信保議員。

○17番（江越信保君） おはようございます。17番江越信保でございます。

本議会におきまして、質問の機会を与えていただきましたことに感謝をいたします。

さて、今回、質問の冒頭に、私は一言お礼を述べさせていただきます。

私、平成16年6月議会を除きまして、毎回の定例会に一般質問の機会を与えていただきました。今回で47回目になります。歴代の議長、今、ここにおられる同僚議員の皆様、本当にありがとうございました。そして、町長はじめ執行部の皆様、毎回の質問に真摯にお答えくださり、また、数々の提案を取り上げていただきました。まことにありがとうございました。さらに、毎回の議会に傍聴においでになってくださいます皆様の御意見があったればこそ、こうして47回にも及ぶ質問ができました。この場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、私の最後の一般質問になりますが、通告していた2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、地方創生戦略の推進について、町としてはどのような取り組みをしていくのか。

2点目は、子育て支援の計画性について、お伺いをいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、地方創生戦略の推進について質問をいたします。

町長も本議会の初日、施政方針の中で地方創生について、どう取り組まなければならないかと述べられておりましたが、今回、私も一般質問として伺います。また、石破大臣のまち・ひと・しごと創生法公布のDVD聴取の後、このように町長にお尋ねするのは愚問と思いますが、これ

を受けて具体的に当町においてはどのような対策をなさるのかお聞かせください。

現在、御承知のように、我が国の人口は減少局面に入っております。また、若者の地方からの流出と東京圏への一極集中が進み、首都圏への人口集中度は諸外国に比べて圧倒的に高くなっております。このままでは人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥っております。

このような状況を踏まえ、政府はさきに述べました、昨年11月に成立いたしました、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月に閣議決定をいたしました。さらに、都道府県や市町村には、2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられております。これにつきましては、昨日、町長もおっしゃいましたとおりでございます。

地方が自立につながるよう、地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかいなか、各自治体の取り組み次第である、このようにうたっていますが、実際の現場であります地方の自治体は、どう取り組むのか。机上の論説のような、自分たちで努力をなささい、しなければ地方は衰退していきますよと言ってるような、何とも責任のないように思えてなりません。だからといって、何もしないわけにはいかないでしょう。そこで、当町の取り組みについて4点お聞きいたします。計画も含めてお答え願います。

まず、一つ目でございますが、こうした地方版総合戦略策定づくりのためのノウハウや人材はどのようにお考えなのか。策定に当たって、当町の担当者及び委員等の設け方について、政府は戦略づくりを支援するために国家公務員や大学研究者などを派遣する制度も設けると言っておりますが、これらを活用するお考えはないのか、また、委員会の選考メンバーについて、どのようにお考えなのかお伺いします。

次に、二つ目でございます。地方創生といっても、我が町だけで考えればいいものではございません。当町を取り巻く周辺市町村との関連は大事な要素でございます。このような状況において、周辺市町村との連携のあり方について、どのようにお考えなのか伺います。これが二つ目でございます。

次、三つ目でございます。三つ目は、若者の定住促進でございます。当町については、子育て、教育環境は、周辺市町村に比べ恵まれた環境でございます。そのため、熊本市を含む周辺の市町村から、子育てするなら益城町へと若い世代の方の引っ越しがうかがえます。しかしながら、この方々の子育てが終わった後も、さらには、その子どもさんが当町にずっと住み続ける施策が必要ではないでしょうか。働き盛りの方、若い世代の定住促進について、今後、どのようにお考えなのかお伺いします。

最後の四つ目でございます。これは今、3点目にもお尋ねしたことにも関連しますが、若い世代の方が定住するためにも、働く場所を提供することが大事でございます。地域産業の発展向上や、企業の誘致への取り組みはどのようにお考えなのか。この4点についてお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員の1回目の質問にお答えします。

まず、江越議員におかれましては、47回の質問ということで、本当に議会の活性化にもつながったと思います。本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。

まず、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材確保についてお答えいたします。まち・ひと・しごと創生につきましては、議員の皆様が御存じのとおり、昨年11月28日に法が施行され、12月27日に国において、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。これに伴い、都道府県及び市町村において、平成27年度中にそれぞれの自治体の地方人口ビジョンと、地方版総合戦略を策定することが努力義務となっております。この地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に当たっては、戦略を実行する上で町民の皆さんや民間事業者などの協力が必要なことから、住民代表や産業界、大学、金融機関などで構成する組織で議論し、広く関係者の意見を反映させる必要があるとの考えが示されています。

本町としましては、この考えに基づいて、町長を本部長とし、教育長、各課長等を本部員とした益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（仮称）や、住民代表や産業・大学・金融などで構成する益城町総合戦略会議（仮称）を組織し、地方人口ビジョンと、地方版総合戦略を策定したいと考えています。

また、総合戦略策定などに係る国の人的支援制度の一つである地方創生コンシェルジュ制度を活用したいと考えています。この制度は、国が、要望のあった市町村に対し関係府省庁から1名を担当コンシェルジュとして選任し、選任された担当コンシェルジュは国への相談窓口として相談を受けたり、関係府省庁につないだりするものになります。本庁では、昨年11月に実施された地方創生コンシェルジュの募集に応募していますが、その結果についてはまだ連絡があっていないところです。本町としましては、地方創生コンシェルジュ制度を活用し、効果的で実行性のある総合戦略を策定したいと考えています。

次に、周辺市町村との連携のあり方について、お答えをします。

平成25年6月に、第30次地方制度調査会から国に対し、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に係る答申がなされ、この答申に基づき、平成26年2月に3大都市圏と地方圏における新たな広域連携という考えが出されました。この地方圏における新たな広域圏の一つとして、地方中枢拠点都市を中心とした圏域における連携というものがあり、内容としましては次の3点になります。

- 1点目は、地方中枢拠点都市が圏域の経済成長を牽引する。
- 2点目は、地方中枢拠点都市が高次の都市機能の集積を担う。
- 3点目は、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図るというものです。

本町に関していえば、地方中枢拠点都市が熊本市、地方中枢拠点都市を中心とした圏域、いわゆる地方中枢拠点都市圏が、現在、本町も構成員となって活動している熊本都市圏となり、今後は、先ほど申し上げました、圏域全体の生活関連機能サービスの向上につきまして、熊本市と協議していくこととなります。この新たな広域連携の内容につきましては、後日、議員の皆様の説明させていただき、また、生活関連機能サービスの向上の具体的な内容につきましても、熊本市

との協議を経て、議員の皆様にお諮りする予定となっています。

なお、昨年、12月27日のまち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定に伴い、地方中枢拠点都市圏は、他の都市圏概念とあわせ、連携中枢都市圏と名称が変わり、まち・ひと・しごと創生における地域間の連携推進に位置づけられています。

三つ目に、若者の定住促進についてお答えします。

国のまち・ひと・しごと創生戦略では、地方への新しい人の流れをつくるとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることが基本目標として上げられています。具体的には、東京圏から地方への転出者の増加と、地方から東京圏への転入者を減少させることによる、東京圏への人口集中の是正及び地方における若者世代の定住の促進ということになってまいります。

本町におきましても、今後、策定を予定しています地方版総合戦略に、若者世代が住み、働き、子育てができるための必要な施策を盛り込み推進していくことで、若者世代の移住・定住を促進していく必要があると考えています。

最後に、地域産業の発展向上や、企業誘致への取り組みについてお答えします。

国のまち・ひと・しごと創生戦略の基本的な考え方の第一に、人口減少と地域経済縮小の克服が上げられています。地方の人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる悪循環の連鎖に陥るリスクが高くなり、地方が弱体化するならば、地方からの人口流入が続いてきました大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至であるとしています。

本町におきましても、総合戦略を策定するに当たり、地域産業の発展向上に関する事項は盛り込んでいく必要があると考えます。今議会に提案しております益城町中小企業等振興基本条例案の基本理念、中小企業等みずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業等及び町の共同によることを基本とし、地域経済の発展及び地方民生活の向上に寄与するものであること、地元産品の地元消費及び活性化が、地域経済活性化のため必要なものであることに鑑み、中小企業等がこれらの経済活動を進めるための中核としての役割を担うことのもと、町の責務や中小企業の努力や役割、さらには町民の皆様の理解と協力があって、地域産業の発展がなし遂げられるものと思っております。

また、同時に、企業誘致にも積極的に取り組んでいかねばなりません。まち・ひと・しごとの好循環をつくり、人口の流出に歯どめをかけ、都会から益城町への人の流れをつくるには、魅力ある雇用の場の確保は重要なものとなります。

益城町の持つ、地域の優位性、道路アクセスのよさ、住環境のよさなどを、最大にアピールしながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

今、町長から、私の4点について、るる説明がございました。

1点目の地方版総合戦略策定について、作戦づくりのためのノウハウや人材はどうするんだと

いう質問をいたしました。その中で、町長をトップに教育長、そしてもろもろの課長、住民代表、大学、それから金融機関等、それに国のコンシェルジュ制度を利用して策定に臨んでいくというようなお答えでございます。こういった住民の代表、そしてノウハウを持った方々でもって、本当にためになる、実用性のある、即益城町の発展につながる、そういった戦略づくりを希望するものでございます。まだ国のコンシェルジュ制度の活用については連絡待ちだということですが、要請をしていることは理解をさせていただきました。

もう一つ、今度は周辺市町村との連携についてのお答えでございますけども、地方中枢都市、これが熊本市であると。中枢都市は熊本市。要するに、私たちの町は熊本市の発展いかににかかわっている、要するに県都であります熊本市の発展いかににかかわっているということで、地方中枢圏というんですか、この熊本市を取り巻く市町村と協議をしながら考えていこうと。この中で、いつも私どもがやってます空港がございしますが、空港周辺、この市町村等を活用すると、こういったことも今度、念頭に置きながら、やはり、熊本市を中心にすることも必要でございますが、空港周辺の活用というのも非常に大事ではないかなというふうに思っております。このあたりも、今後、しっかりと検討していただき、ともに協議をしていっていただきたいというふうに思っております。

次に、若い世代の定住促進についてはどのように考えていますかという答えは、先ほども言いました、東京圏の一極集中を地方にばらまくんだということで申されまして、石破大臣のビデオにもございましたが、東京圏から地方へ行きたい、どういう方々が地方に住みたいのかということになりますと、本当に都会でずっと暮らしをしていて、地方ののどかな、そして空気のきれいなところに住みたいという方は、ある意味では若い人ではなくて、もう仕事を終えた、定年の方々が地方に行って住みたいということであれば、本来のこの地方創生には縁遠い話になってくるんじゃないかなと思います。やはり、若い人が働き盛りの人が地方に散っていく、そしてまた地方に残ってくださるといふ戦略が非常に大事だというふうに思っています。

そこで、3月1日付の熊日新聞で、これは既に町長も既読されたというに思っておりますけども、地方創生全国首長アンケートの結果がございました。当然、町長も、このアンケートには回答されたと思います。熊本県下では、ほとんどの首長さんが回答なさっていたようでございます。中身には、焼き直し批判、地方は既に危機感を持って取り組んでいる事項ばかりだと、目新しさがないなどの厳しい意見もあるようでございました。しかしながら、来年3月までに、地方版戦略の作成を求めている政府にとっては、この自治体の努力義務とはいえ、各自治体の戦略を精査し、2016年度に創設する新型交付金の支給額に差をつける方針とも思えると、このように新聞にも書いてあります。

全くそうではないかなと思います。あなたのところは努力したから来年度の新型交付金の支給額を精査しますよ、努力しなかったから支給額は少しにしますよと、こういったことが見え隠れするような気がいたします。その点について、1点目にお尋ねしました創生戦略づくりについて、本議会に26年度一般会計補正予算が提出されておりますが、昨日の総括質疑の中でも、数人の同僚議員の方々から質疑がございました。これだけ関心の深さがうかがえております。この中に、

国の地方緊急経済対策予算、いわゆる地方創生先行型予算に益城町プレミアム商品券の予算も計上されてございます。確かに、国のこうした補助金を使って、地域の商店を活性化することは有効ではございます。しかし、これは恒常的、将来にわたっての効果ではないというふうに思います。一時的な効果であり、数年前に商品券と称して配られた記憶がございましたが、このように、一時的には活性化につながるとは思います、将来にわたって恒常的に、これが町の活性につながるかどうかというのは疑問がございました。

ここで、将来にわたっての計画・展望はどうか。先ほど、少し町長も触れましたけども、もう少し詳しくお聞かせください。地域創生戦略、戦略というと非常に怖いイメージというか、大げさなイメージがございましたが、この議会に入る前に、私は戦略と戦術の違いは一体なんだろうというふうにちょっと考えてまいりました。同僚議員も、ここに自衛隊出身がおりますが、よく、私たちも戦略とか戦術とか使っておりました。戦略とは、戦いのための大きな構想であり、計画とか外交でございませう。戦術とは、その戦いのための方法は何なのか。その持つてる力をどこに集力、配分するのか。一局の手段、戦略の中に存在するのが戦術だそうでございませう。確かに、私どもはそういうふうに習ってまいりました。

そこで、戦術で勝っても一局の局面だけでございませう。このプレミアム商品券についても、これは戦術であり、戦略にはなり得ないのではないかと感じております。その辺のところ、将来の展望について、もっともっと長い展望が町長の構想の中にございましたらお聞かせください。

2点目の周辺市町村との連携及び4点目の地域産業の発展向上や企業誘致については、益城町は以前、熊本市と合併するかいなかの選択の結果、町単独でいくという結論のもとに、さらなる町の発展と、住民が住みやすい町を目指して取り組みを進めてまいりました。将来は自治体が消滅するとの危機感が持たれている一部の町村に比べると、私たちの町は少しは安心かもしれませんが、何もしなければ確実に衰退していきます。

県都である熊本市の発展と密接な関係がある、これは、先ほども申されたとおりでございませう。当町の今後のかかわり合いや、どうしても町の人口増加及び発展のためには、網の目のようにこの益城町にかかっております各種条例の緩和は必須の課題だと思っております。発展させようにもいろんな条例がかかっていて、町の発展に障害があるのは事実でございませう。市街化調整区域等の条例緩和及び第二空港線沿いの条例等に対して、今後、どのように町長はお考えなんでしょうか。これは非常にこの町の戦略にも関係がございませうので、あわせてお聞きいたします。

さらに、地域の産業発展向上の施策はどのように考えておられるのか。この3点についてお伺いしますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 江越議員2問目の質問、たくさん出ておりますので、ちょっと整理させていただきます。

まず、総合戦略のほうで、人口推計と事業が出てるんですが、実はこれは、私、当初、これが出る前に、職員のほうに、とにかく人口推計については甘めの人口推計じゃなくて、シビアな人口推計を立ててくれと指示をしたところなんです。

それと、まちづくりにつきましても、これはまさにまちづくり、仕事を考えにやいかんというのは、まちづくりだと思いますので、そこあたりは町民の皆さんと一緒にやったまちづくりということで考えてるところです。

先ほど、熊本市との連携が、まず一つあったんですが、熊本市側も、市長あたりと話すと、やはり熊本市が一人勝ちではいけないと、周辺自治体が発展してこそ熊本市の発展もあるということでお考えがありますので、ちょっとほっとしているところなんですが、今、周辺自治体から、都市圏のほうから、熊本市のほうと一緒にできないかというのを、ずらっと項目を挙げて、今、検討をしているところです。逆に熊本市側からもありますので、それでお互いに企業とかが来れば、益城に企業が来れば熊本市から通勤があったり、熊本市に企業ができれば益城から通勤したりとか、お互いの利益につながっていくと思いますので、これは一緒に連携をさらに強化をしていきたいと思っております。

先ほど自治体消滅というのがいろいろあってるんですが、私は自治体は消滅しないと思います。これは、首長アンケートでも出たんですが、自治体というのはもう法人ですので、自治体そのものが立ち行かなくなるとバンザイしたときに、それは住民の人たちもいろいろ含めて消滅するっていうことになりますので、逆に人口減少すればするほど自治体の存在意義は出てくると思いますので、あんまり惑わされないようにと私自身としては考えております。

それと、先ほどまちづくりのことがあったんですが、地方創生、コンシェルジュのほうとですね、もう一つ、地方創生の人材支援制度というのがあります。これは、地方創生に積極的に取り組む市町村に対して、国家公務員や大学の研究者、それから民間の人材を町長の補佐役として派遣する制度なんですが、そこあたりもコンシェルジュが済んでから、また、検討をしていきたいと思えます。これは、国と地方のパイプ役ということで考えております。これは、多様な財源の確保とかですね、そこあたりに精通した人の確保あたりにもなってくると思えます。

ただ、いつも話をしてるんですが、まちづくりですね、人材の方に頼ってばかりいてどうなるのかなというのが、いつも話をしてるんですが、皆さん方、思い浮かべてください。氷山論ですね。氷山、頭だけ浮かんでます。徳島県の葉っぱの町あたりは、ここの頭です。葉っぱで成功したところですね。高齢者の方が1人1,000万とか稼がれるところなんですが、意外とここの頭だけをまねして失敗するところかなりあります。ワインの町で成功したとか。ただ、氷山は下に、いっぱい大きな面積があります。そこが大事で、プロセスですね。ここで葉っぱの町になる前に、ずっと議論したり、検討したりして、リーダーがおったりとかして、酒飲んだりとか、たまには言い合いになったかもしれません。そういったプロセスがないといい事業はできないかなということで、そこを、やはりここの国のコンシェルジュ頼みじゃなくて、町独自のやつをつくっていかないと、私はなかなか難しいかなと思ってますので、そこあたりも一緒になって、まずは町で、町民の皆さん方、それから産業、大学、金融、銀行あたりも協力するという話です、一緒に巻き込んでやっていくといい仕事できて、交付金あたりもとれるんじゃないかということで考えております。

市街化調整区域につきましては、今、市街化調整区域、非常に格差があります。これは、合志

市、菊陽町、嘉島町と一緒に連絡会議をつくっておきまして、そこあたりの規制のほうも、県と協議を、緩和のほうですね、お願いしているところです。担当都市計画課長あたり、担当課長、係長、非常に頑張っておりますので、だんだんだんだん緩和がされてきておりますので、せめて、最終的には熊本市並みの制度に緩和をしていただくならということで、今、調整を行っているところでございます。

企業誘致につきましては、先ほどいろいろ仕事をつくり出して、企業も来やすい体制をまたつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

3回目の質問でございます、1点だけ質問させていただきます。

その前に、先ほど自治体は大丈夫だとおっしゃいましたが、国が減びるとは一体何なんだと。国が減びるといのは人がいなくなることでございます。私たちは、後継者、そして子育て支援、2点目の質問に入りますけれども、その前に子育てといのは非常に大事ではないかなと思います。

そうすると、国、県、熊本市に対するいろんな取り組み、これからは町長の営業能力じゃないかと思ひます。町長は、ある意味では町長でありながら営業マンだと、町の営業マンのトップだといふふうに私は思っておりますので、今後、国や、県や、熊本市、周辺市町村に対して、しっかり営業マンとして取り組んでいただきたいといふふうに思ひます。

さて、3回目の1点だけの質問でございますが、これは補正予算だったかなと思ひますが、地域の特産品をPRすると、それをインターネットを活用して発信するといふふうにございました。地域創生戦略の中にですね。益城町の特産物を、インターネットをもってPRしていこうといふことでござひますが、この、どんなものを発信なさるのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 江越議員3回目の質問にお答えします。

まず、経営感覚、トップセールスやってくれといふことで、これは本当にトップ自身の経営感覚がないと町自身が回っていきませんので、これは私自身が常日ごろからアンテナをめぐらして、そして先ほど研修という言葉がありました、やっぱり自己研修もどんどんやってですね、国の動向、逆に言えば世界の動向あたりまで視野に入れて行動したいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

それと、地域のインターネットを利用したといふことで、地域の特産品の農産物とか、それと、私個人としてはですね、ホームページあたりで町のいろいろ食堂とかありますよね、そこあたりも、いろいろ情報を入れられないだろうかといふことで、今、検討させているところです。来られた方が、町に来やすいような体制をできないかといふことで考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） ありがとうございます。

今後、ホームページを楽しみにしながら、町の発展を見ていきたいと思ひます。

次に、2点目の子育て支援について質問させていただきます。

この件につきましては、町長も施政方針の中で触れられました。認可保育所、ファミリーサポート、家庭的保育園事業の拡充を述べられておりました。子育て支援は、大変重要な課題となっております。

先ほど、質問いたしました地域創生にも関連いたしますが、国が減じる、地方の自治体が衰退することは、人がいなくなるということでもございます。そのため、政府としては、私たち団塊世代の子ども時代には考えることもできませんでしたけども、いろんな子育て支援がなされております。

今回、当町の子育て支援のあり方について、3点について質問いたします。

まず、1点目は、保育園や幼稚園に在園しない、在園児対象型以外の一時預かり事業を、平成28年度以降に検討されているようでございますが、具体的にはどのような計画なのかお伺いします。これは、保護者の仕事の都合で、就学前の子どもを一時預かる事業でございますが、待機児童対策としては有効な事業と思えます。現在、ファミリーサポート事業もございます。こうした中で、当町の子育て事業の充実こそが、町の成長につながることでございますし、保育園等の部屋を利用する一時預かりは、園の定員オーバーもあり、ぜひ、整備してほしい事業です。何カ所予定されているのか、どのように計画されているのか、お伺いをいたします。

二つ目は、子ども・子育て推進に当たって、利用者支援事業についてお伺いします。利用者が、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じて相談、助けなどを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業とうたってございます。この施設の確保は、平成29年度に1カ所の確保が見込まれているようでございますが、年度をもう少し早めることはできないのか、また、細部計画についてお伺いいたします。

3点目でございますけども、社会問題にもなっております幼児虐待や育児放棄でございます。子どもは、私たち共通の宝でございますし、全ての子どもがすくすくと成長してほしいものです。しかしながら、幼児や子どもの環境には、さまざまの事情があることも事実でございます。こうした中で、当町において、あってはなりません、幼児虐待の兆候の把握は、どのような体制にあるのか。また、児童虐待に対して迅速な対応を行うと町長は述べられておりましたが、どのような対策なのか。特に幼児健診、零歳から3歳児までですか、において、おいでにならない家庭があるのではないだろうか、あるとしたならば、どのような措置、対策を行っているのか。以上3点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番江越議員の2問目の質問にお答えさせていただきます。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします。それに基づき、現在、益城町子ども・子育て支援事業計画を策定しているところでございます。この支援事業計画の中で、全ての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図るため、一時預かり事業を含め11種の事業を計画しております。

一時預かり事業につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児

または幼児につきまして、主として昼間において保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業と規定されております。昨年、1月下旬から2月中旬にかけて、就学前子どもの保護者向けのニーズ調査を実施しましたところ、非常に大きいニーズが出ております。御質問の、具体的にどのような計画かということでございますが、国の一時預かり事業実施要綱に基づき実施していくこととなりますが、今後の対応につきましては、実施していく場合、保育所で実施するのがよいのか、地域子育て支援拠点施設がよいのか、あるいは別に施設を設けるのか、また、保育時間や保育料金はどうするのかといったいろんな課題がございますので、十分に協議をしながら、平成28年度からの実施に向けて準備をしたいと考えております。

2番目の御質問の利用者支援事業につきましても、先ほど答弁しました子ども・子育て支援事業計画の中で、11種の事業の一つとして、平成29年度からの事業実施ということで考えております。

利用者支援事業とは、利用者が、子どもまたはその保護者の身近な場所で幼稚園保育所などの教育・保育施設や、地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施し支援する事業です。他の先行自治体では、子育てコーディネーター認定事業、保育コンシェルジュ事業など、さまざまな形態で事業を実施している状況でございます。

もう少し早い時期、年度に実施できないかという質問でございますが、先ほどにも述べましたように、まずは、平成28年度から保護者のニーズが大きい一時預かり事業を、平成29年度から利用者支援事業を、段階的に実施していきたいと考えております。

3番目の御質問ですが、乳幼児健康診査、乳幼児健診は、母子保健法の第12条及び13条の規定によりまして、市町村が乳幼児に対し行う健康診査で、その目的は乳幼児の病気の予防と早期発見及び健康の保持、増進にあります。現在、町が実施している健診は、4カ月健診、7カ月健診、1歳児健診、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診となっており、全て保健福祉センターはびねすにおいて集団で健診を実施しております。また、健診の主な内容は、乳幼児の発達段階で違いはありますが、身長、体重などの身体計測や、内科的診察のほかに、運動、精神発達チェック、視力、聴力、栄養、歯科、保健指導などとなっております。

議員お尋ねの健診に来ない家庭の把握及び対応についてでございますが、健診の通知文に欠席の場合は事前連絡をしてもらうようにしているため、欠席の事前連絡のあった場合は次回の健診日時を案内し、対応しております。また、欠席の事前連絡がなかった場合は、健診当日に受付時間が終了してから電話で受診勧奨を行っており、連絡がつかなかった場合は日にちや時間帯を変えて再度、電話及び通知での受診勧奨を行っています。受診勧奨を行っても未受診が続く家庭には、子ども課へ子どもの就園状況を確認し、就園していない子を優先に家庭訪問を行い、家庭の状況把握と受診勧奨を行っています。なお、現在までのところ、未受診児の家庭について、全く連絡がとれず、確認ができなかった家庭はありません。

いずれにしても、乳幼児健診の未受診児は、子ども虐待につながるリスクが高く、養育支援の必要な家庭の子であることが多いから、今後とも健診に来られない未受診児の家庭につつま

しては、乳幼児健診の目的からも電話による勧奨や家庭訪問、また、関係機関とも連携して情報収集に努め、受診勧奨につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） 町長、子育て支援についてありがとうございました。

今、お聞きしている限りは、非常に安心したなというふうには個人的に思っております。

一時預かりについては28年度からということで、これはしっかりと住民のニーズを検討して、せっかくならば、子育てのお父さん、お母さんたちが安心して預けられるような施設を検討していただきたいと思います。

もう一つの支援事業でございますが、1番最初にかかわられるのが一時預かり所、2番目が利用者支援事業ということでやっていこうということでございますので、先ほどの地域創生戦略にも関連する事業でございますので、子育て支援として、しっかりよろしくお願いをしたいと思います。

それから、幼児健診、これにつきましては、非常に今、町長からお話を聞いた限りでは、おいでになってない家庭は現在ゼロということで、すごいことだなというふうに思っております。非常に大事なお子さんでございますし、育児放棄というのでよくテレビや新聞で、今、騒いでおりますけれども、私たちの町において、ゼロというのは非常にありがたいと。そしてまた、事前連絡から受け付け終了後においでないところは電話をし、電話に出なかったらまた行く。それでも来なかったら子ども課が家庭訪問すると。こういったきめ細かなことをやってらっしゃるといふことについて安心いたしました。ぜひ、しっかりとそういう面は続けていっていただきたいと思っております。

きのう、きょうと、今、テレビで結構話題になってますズンズン運動ですかね、何か変なこと施術をして、子どもが心臓麻痺になったり何だりということもございますので、やはりこういったこともですね、正式な国家試験、医師の免許を持ってらっしゃらないところに、やはり悩みを持ってらっしゃる方は何とかその子どもを助けようという思いですがるんじゃないかなと思いますので、こういったことに対しても、予備知識として、やはりこういう機会を捉えて、やはり子ども課としては、しっかりした知識をお母さんたちに与えていただきたいと思っております。

ここで、2回目の質問になりますけれども、例の中学1年生の殺傷事件、これ等も含めまして、私たちの町では絶対あってはいけませんけれども、これは子育て支援の一環で聞いていただきたいと思っておりますが、いじめに対する信号ですね、これを本当にいち早く、私たちは察知しなきゃいけないと思っております。これは当然、家庭が一番にそういうことを察知するんだろうと思っておりますが、学校や幼稚園、保育園、あるいは地域の民生委員さん、それから子ども課の窓口ですね、こういうところで、やっぱし、いじめの黄色の信号を察知しなきゃいけない。こういうことについて、町としては察知を、どういう方法でということにはございませんけれども、どういうことに留意されているのか、ひとつお聞きします。これが2回目の質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 江越議員の2回目の質問にお答えします。

いじめの問題ということで、本当に中学1年生の殺傷事件、非常に心を痛めているところでございますが、これは、いつもお話をしているとおり、地域づくりが一番かなということで、地域で見守る、これは高齢者も一緒なんです、顔の見える行政というのをやっていかないと、特にその中でも、お互いが、地域の方たちが連携してというのが一番かなということで思っております。これは、地域包括ケアシステムあたりで高齢者を地域で見守ろうとか、そこあたりも一緒です。子どもも地域で見守っていくような体制が一番かなと。まず、一番は家庭、それから学校、それと地域と行政、行政はもちろんなんです、そういった仕組みづくりが一番大事かなと。私は、声をかけるような地域づくりができていけば、一番見守りができるかなということで、SOSもすぐ分かると思いますので、おせっかいを地域の方たちがやっていくような形が一番いいかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 江越信保議員。

○17番（江越信保君） 答弁ありがとうございました。

地域で見守っていくということで、それは私どもも含めて、みんなでそういった子どもたちの信号を早目にキャッチするようにしていきたいと思っております。以上をもちまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 江越信保議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時31分

○議長（中村健二君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

5番甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 傍聴に来られてる皆さん、こんにちは。5番、日本共産党の甲斐康之でございます。

私が議員になりまして1期、最後の質問でございます。

この4年間、自治体の役割であります住民の福祉、暮らしの向上を目指して活動してまいりました。今、安倍首相の経済政策であるアベノミクスによって、大企業、富裕層の利益はますます拡大をし、大企業の内部留保は285兆円まで拡大をしています。半面、勤労者の実質賃金は低下を続け、貧困層も拡大しています。

大企業がもうかれれば、いずれ国民の暮らしはよくなり経済は成長するというトリクルダウンは誤りであります。格差拡大では経済は成長しないとOECDは厳しく指摘をしています。消費税増税はきっぱり中止をして、大企業、富裕層に応分の負担をさせる政策に切りかえるべきであります。こういう時期だからこそ、自治体は悪政の防波堤の役割をしっかり果たしていくことが大切であります。そのために、私は議員として、町民の声を議会に引き続き届けてまいります。

それでは、町民の方々から寄せられました声の中から、今回は3点に絞って質問を行いたいと思います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、第1番目の質問に移ります。

健康づくりの取り組みとして、健診率をさらに向上させるためにも、特定健診料を無料にしてはどうか、この点について質問させていただきます。

この質問の関連としては、3年前の平成24年6月議会で一度取り上げております。再度、取り上げましたのは、私たちが行いましたアンケートにおいても、年金受給者の多くから、年金が下がり生活が苦しくなった、体調はよくないが病院にもなかなか行けない、負担を減らしてほしい、このような町民の切実な声が多く寄せられました。

健診料を軽減することで健診率を高める。生活習慣病などの早期発見ができる。病気の改善のため、ふだんの生活の中で健康づくりを進める意識を高め、実行していくことが大事ではないかと考えています。

住民の健康づくりの取り組みについては、まず、自分の健康状態を把握すること。それから、健康増進として、施設などを利用した体力向上運動やジョギング、散歩などを奨励することが挙げられるのではないかとこういうふうに思います。私たちは、年齢を重ねてくれば、体力の減退、病気などにかかることは避けられないことでもあります。ふだんは健康だと思い、定期健診などを放置して、気がついたときには重症化してる。高額な医療費がかかってくる。このようなことで国保会計を圧迫することが懸念されるのではないかと思います。

来年度の27年度予算では、町長のマニフェストから健康福祉施策が多く掲げられました。非常に歓迎することです。その中で、高齢者世帯の増加による地域での高齢者見守りや、自立生活できるような取り組みを考えているようでもあります。それはそれで結構なことですが、しかし、自治体がしっかり責任を果たす、こういった役割も十分大切であります。それには、安心して暮らせる健康なまちづくりを進めるためにも、生活習慣病の増加を予防することや自分の健康は自分で守る、こういった考えも大事であります。

今年、流行いたしましたインフルエンザについても、子どもや後期高齢者へのインフルエンザ定期予防接種などの補助、予防の積極的な予算が計上されています。さらに、後期高齢者への特定健診の800円から500円のワンコイン受診なども計画、計上されています。特定健診の受診率目標は55%に掲げていますけれども、まだそこまでは到達していないのではないかと、それが現状ではないかと思えます。このワンコイン受診者の対象を拡大すること、さらに段階的に無料化していくことで目標に近づくのではないかと考えます。一応、1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番甲斐議員の1回目の質問にお答えします。

甲斐議員も御承知のとおり、特定健診は平成20年4月に始まった健診で、内臓脂肪肥満型、いわゆるメタボに起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧による心疾患や、脳血管疾患、腎不全などへの重症化を予防することを目的としております。この健診及び健診結果に基づく保健指導を行

うことで、生活習慣病の早期発見と予防効果が期待できるため、医療費の適正化にもつながるものとなっております。

本町におきましては、平成25年3月に策定しました第2期健康づくり推進計画、食育推進計画、第2期特定健康診査等実施計画などに基づき、町民の皆様の生活習慣病予防と介護予防を目的とした体づくりプログラムを実施するなど、益城町保健福祉センターはびねすを拠点とした各種健康づくり事業に取り組んでおります。また、私が職員のときに、町民の皆様の主体的な健康づくりを支援し、地域の健康づくりを推進するための健康づくり推進委員を立ち上げ、現在、その養成を行っております。さらに、健診受診率の高い地区を表彰する特定健診受診優良地区表彰を行うことにより、一層の健診受診率向上に向けて取り組んでおります。

しかしながら、本町の平成25年度特定健診の受診率は34.5%で、前年度33.8%と比較しますと、わずかに向上はしておりますが、県内町村国保の中でも依然として低いのが現状となっております。

御質問の特定健診料を無料にしようということですが、現在、特定健診の自己負担額は800円となっております。本来の受診費用の額は、平成26年度ベースで8,475円であるため、自己負担割合は約1割となっておりますが、さらに町民の皆様にとって受けやすい健診とするため、平成27年度からは特定健診の自己負担額を、マニフェストにも掲げておりましたとおりワンコインの500円で受けられるよう、当初予算案に計上をいたしております。

今後とも、健診の自己負担額の金額設定につきましては、財政状況などを勘案しながら、最適な金額の設定について検討してまいりたいと考えております。

さらに、健診受診率につきましては、町の第2期特定健康診査等実施計画や、国の目標である60%の達成に向け、毎年継続して健診を受けていただくための周知、啓発を強化することにより、病気の早期発見、早期治療を着実に進め、健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 1回目の答弁、ありがとうございます。

平成20年度から始まった特定健診、さらに25年3月の第2期計画でもってある程度具体化していくということで、健診を受けることによって自分の病気の状況が分かる、早目に治療を行えるということで、健康が推進できるということは大変いいと思います。さらに、800円を、とりあえず27年度は500円にしたということについては前向きに考えていらっしゃるの、非常にいいと思います。さらに私のほうは、無料化に向けて、財政状況も勘案して、頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、2回目の質問になります。

私ども議員が、健康づくりの取り組みとして、平成24年の秋の議員研修で健康づくりに取り組んでいる新潟県の見附市を視察しました。この市は、日本一健康な町を目指していきいき健幸づくり計画として4本の柱を掲げていました。一つは生きがい、それから食生活、それから健診、そして運動、この4本の柱であります。

この中の健診というところでは、健康の駅と称して市立病院の中に設置をして、脳年齢や骨密度、動脈硬化度、体組成などの測定器具を導入して、保健師、看護師が常駐して保健医療福祉に関する相談を行っているという説明を受けました。それから、小学校4年生、中学1年生を対象に無料で健診を実施したところ、約3割の子どもたちが生活習慣病予備軍ということであったという報告を受けました。父兄には、父兄参観日に合わせて保健師と養護教諭が特別授業を行っているようであり、家庭の中から、生活習慣病を改善するというところの予防だと思います。そして、運動においては、中高齢者を対象に、健康運動教室を開催して、エアロバイクやウォーキングなどの有酸素運動、そして市街地をウォーキングロードに登録をしてマップを作成している。それから、下半身の筋力強化の筋力トレーニングなどを取り入れたところ、運動継続実施者で体力年齢の若返り、実年齢より15歳若返ったと。それから、3年後の医療費の減少、1人当たり年間10万4,000円が見られたとの説明も受けました。そして、介護認定率が新潟県下で最低となり、効果があらわれているというようなことでありました。

このように、積極的に取り組んでいる先進自治体の取り組みなどを参考に、健康づくりに取り組んでいただきたいというふうに考えます。健診率の向上を図ることと生活習慣病改善のための健康教室などを並行して実施することで、健康なまちづくりができるのではないかと考えます。2回目の質問です。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 甲斐議員2回目の御質問にお答えをします。

まず、今、国民健康保険の状況についてお話しさせていただきますが、生活習慣病の増加や医療技術の高度化、さらには高齢化などによりまして、国民健康保険の医療費は平成25年度決算で約28億円と増加の一途をたどっております。一方、国民健康保険税収入は約8億3,700万ということで、今年度、基金も底をつくような状況になってきております。

国民健康保険、これはほとんど制度上の問題があります。まず、自営業者や年金受給者の方が多くて所得が低い。それと加入されてる方の年齢が、共済保険、社会保険に比べて高い。それと、加入者1人当たりの医療費が、やはり高齢ということで高い。それから、保険料が所得に比べて高いということで、非常に国保の状況は厳しい状況にあります。

今回の特定健診の受診率34.5%なんですけど、やはり同規模の3万人規模は大体似たような感じかなということで思っております。それと一つ気になるのが、無料にした市があります。ここも一時的には受診率上がったが翌年は下がったということで、ここあたりも何なのかというのをやはり、検証してやったほうがいいのかなということで考えております。そういったことで、特定健診の優良地区表彰、それから、健康づくりの推進委員を配置して、こちらのほうから受診勧奨するというような仕組みも考えていかなければならないかということで思っております。

ただ、国民健康保険につきましては30年度から都道府県化ということで、保険者が町から都道府県にかわるということです。これは小さな町村、町あたり、村あたりがもうもたないということで、都道府県化にかわるということで、じゃあどうするか。やはり健康づくりに、先ほど甲斐議員さんもお話しされたように健康づくりに力を入れたいということと、介護保険のほうも、き

のう条例が出てましたよね、3次分権の一括法ということで。要はこれは、居宅介護支援は要介護1から5までの介護支援を県でつくりなさい、それから、介護予防支援は要支援1、2だったんですが、これを町の条例で定めなさいと、それと、地域包括センターに関する規準も町で定めなさいということで、今まで国でつくってたやつを県とか町でつくって、それに参酌というのがあったですよ。これも、町の裁量である程度運営をしていいですよということで、これは健康づくりあたりも念頭に入れてるということで私のほうは解釈しております。

ということで、先ほど話がありましたように、健康づくりにはやはり食、益城町の地産地消の安全な食材をつくるという、意外とここが見逃されてると思います。それと、早期の受診です。やはり、自分は受けてないから健康だという方が一番危なくて、いきなり何百万も医療費が要るということになります。それと健康づくり事業ですね、これが一番力を入れていかないといかないかなと考えております。今、社会保険、共済保険加入者の方も、将来的には国民健康保険に入ってくるということで、やはり健康づくり事業、町を挙げてやっていかにゃと、後で非常に困った形になるかなと考えております。

今、はびねすとか、機会をつくってやっておりますが、総合運動公園、体育館のほうでもありますが、最終的には、私が思っているのは、地域の公民館で高齢者の方たちが集まって健康づくりができるような仕組みをできたら一番いいのかなと。地域づくりにもつながっていくということで、これは今、熊本県のほうでは南関町のほうで、元気づくりシステムというのやられておまして、実際、見た限りで80歳以上の方が120人ぐらいが集まって、スクワットをいきなり60回いきなり目の前でされてみたりとか、そういった下半身の老化を防いだりとか、そういった仕組みをつくられてます。こういった仕組みづくりは取り組みばやっていけると思いますので、健康づくり事業をとにかくやっていきたいというのと、今、体組成計を総合体育館とはびねすのほうに置いて、自分の体の状況、骨密度とか筋肉量、それと体の水分量あたり、これは、右手、左足、全部が部分ごとに測定できますので、それと、これはアスリートの方たちも使えるということで、非常に運動する前の状況と何カ月かした後の状況がすぐ分かりますので、そういったことで、目に見える部分でも取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 町長はですね、課長時代もいろいろこういう問題については担当しておまして、非常に健康づくりだとか健康についてはですね、大変な意識を持って取り組んでいるというふうに思います。やはり、いろいろ先行している自治体なんかの状況をですね、いろいろ検証してですね、ぜひ、この益城町がですね、健康づくりですばらしい町だというふうになるようにですね、よくお願いしたいというふうに思います。

そういうことで、1問目の質問は終わります、次の質問に移ります。

次は、子どもの読書活動を推進するために、学校図書館の蔵書をさらに充実をして、各学校に専門の学校司書を配置してはどうか、これについて質問したいと思います。

この質問に関することはですね、やはり3年前の平成24年3月に取り上げました、子どもの読

書活動推進計画書の作成がなされていませんでしたので、そのときに作成を求めまして、早速、ましきっ子読書プランとして作成をされました。大変、結構なことでございます。

この計画書を見ますと、平成24年から28年まで5年間、計画がなされています。もう既に3年が過ぎています。この読書プランの基本方針として、子どもが読書に親しむ機会を提供し、読書環境の整備、充実に努めるところというふうになっています。小中学校における子どもの読書活動の推進の中で、具体的な取り組みとして読書活動の推進、啓発に、ドリーム益城っ子事業の活用、学校図書館の整備と蔵書の充実、さらに、町図書館との連携強化が挙げられています。

この計画の策定に当たって、小学校5年生、中学校2年生、小中学校の教職員などにアンケート調査を行っているようです。このアンケートの調査結果で、小学校5年生と中学校2年生の生徒に共通する回答が寄せられていました。学校図書館がどんな図書館になってほしいか、どんな学校図書館がいいと思いますか、この問いには、1番目に、自分の読みたい本が置いてあること、2番目に、おもしろい本を紹介してくれるなどとなっています。教職員からの回答では、「学校図書館を利用するときに困ること、気づいたことはどんなことですか」への回答では、読ませたい本がないと、探している本がない、これが63%を占めています。ほかの主な意見でも、学校司書を配置、町図書館司書と学校図書館との連携強化などが上がっています。こういう貴重な意見の中で推進計画が策定されたものと理解をしています。図書の充実は、誰もが望んでいることだと思います。昨年、開催しました子ども議会でも、学校図書の充実を望む質問がなされました。

そういったいろいろ背景の中からですね、昨年6月に、学校図書館法の一部改正がなされました。それから、さらに今年の4月にそれが施行されるという段取りであります。主な改正で大切な点は、この6条というのを新設しまして、学校司書と明記したこととされています。司書教諭のほか、専ら学校図書の職務に従事する職員、これが学校司書ということです。これを置くように努めなければならない、このように法的に位置づけられました。なぜ法制化されたのか。既に多くの学校では学校司書を配置し、子どもや教師のニーズに応えてきているものの、学校司書は既に教育現場で活動しているのに法的な根拠がない、早急に改善してほしいという現場からの声が上がっているからであります。

3年前に学校図書館に学校司書を配置するよう質問した際に、現教育長は専任の図書司書というのが理解できない、小学校で6クラス以上の学校には司書教諭という資格を持った先生を配置する、このことではないかとの答弁をされています。また、学校司書の配置措置のために、文科省は平成24年から単年度150億円の地方財政を投じているのではないかとの質問にも、聞いていないので答弁は御勘弁いただきたいと思っておりますとのことであります。

司書教諭と学校司書は別なものであります。学校司書は、図書の管理や貸し出し業務、図書館活用教育への協力、参画をはじめ、教師の読書指導や授業活動を支援する職員として実績を積み上げてきています。司書教諭と学校司書は、対等な関係のもとで協力、連携を深めて学校図書館の運営に当たることが望ましい姿であると位置づけています。

図書購入の状況を見ますと、この図書購入の予算は、平成24年度から今年度まで、小学校、年間170万円程度、中学校、90万円程度の予算で、決して増加しているとはいえません。本は、破

損や内容の変更で廃棄処分するものなどあると考えます。そうしますと、決して充実しているとは思えません。

以上から、今年4月から学校図書館法が施行されることから、図書の充実と司書教諭のほかに学校司書の配置をするよう努めなければならないとされることについて、教育長としてどう考えておられるのか、1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。

5番甲斐議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、極めて大切な活動だと認識しております。

本町では、先ほど御紹介いただきましたように、平成24年3月に、子ども読書活動の指針となるましきっ子読書プランを策定し、あらゆる場での取り組みを強化しているところでございます。また、図書館の蔵書数につきましては、文部科学省が整備目標として、学校図書館図書標準を設定しておりますので、それを目標に蔵書数の整備に努めているところでございます。

そこで、御質問の学校司書の配置についてでございますが、議員御指摘のように、学校図書館法の一部を改正する法律が平成26年6月27日に公布されております。今回の法改正で大切な点は、全国の小中学校の校長会等から出されていた、学校図書館法に学校司書を位置づけてほしいと、そういう要望に応じて第6条を新設し、学校司書が明記されたことだと私も考えております。

学校司書に求められる資質、役割としましては、学校図書館の管理、運営並びに子どもたちの教育活動に必要な知識や技能が求められること。次に、言語活動を教育方針として掲げております学習指導要領への理解を深め、子どもたちの発達に関する知識や、その応用能力が必要なこと。3番目に、校長の指揮、監督のもとで、教職員の一人として司書教諭や他の教師たちと連携して、図書館業務を行うことなどが挙げられると思います。

本町でも、各小中学校に学校図書館法第5条に規定します司書教諭を配置しているところでございますが、先に述べました学校司書に求められる役割、業務につきましては、前回もお答えしましたがドリーム益城っ子事業の補助教員を活用し、司書教諭と連携による学校図書館の管理運営に努めているところでございます。しかし、今回の法改正で、学校には学校司書を置くように努めなければならないとの努力義務が規定されておりますので、今後は、学校司書の配置についても努力していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 今後、学校司書を配置したい、するように努力するということについては、大変結構だというふうに思います。

2回目の質問になりますけども、今ですね、隣の宮崎県の状況がですね、紹介した新聞がございましたので、それを見ますと、宮崎日日新聞の新聞なんですけども、昨年12月の28日の記事です。

「学校司書配置進む 県内の公立小中 10市町161校 児童ら読書量増加」、このような見出しでありました。非常に関心を持って読んでみましたが、これを読みますとね、ある小学校です、生徒数859人。13年度に学校司書を配置したと。そして、14年度12月時点で、1日平均約400人が図書館を利用しています。半数弱ですね。平均貸し出し冊数は565冊、昨年の451冊を大きく上回っている。ほかの学校でも、児童1人当たりの年間平均読書冊数が、81冊から97冊。1年間ですね、97冊読むようになったと。それから、30冊だった者が71冊に伸びているというように紹介をされていました。学校現場からは、読書量が増えた、表現力が高まったなどと、効果を実感する声が上がっています。県教委学校政策課によれば、県の財政支援はないけれども、本に親しむ子どもを増やすためにも、市町村には配置校を増やしてもらえればと話していると、こういう記事であります。

また、益城町議会に対しても、平成24年、平成25年、平成26年と毎年、熊本県書店商業組合から学校図書館の蔵書整備充実に関する陳情書が出されています。陳情内容を見ますと、小学校、中学校では辞典や図鑑を利用し調べる学習、これが重要視されていることから、学校図書館の充実と担い手である学校図書館司書の役割が大きくなる、益城町の学校図書館の状況を見ると学習に十分な蔵書が整備されていないと指摘をしています。町の図書館の図書購入費も増加は見られません。町の図書館から学校への配本事業で賄えるように考えておられると思いますが、そうならないのではないかとこのように思います。やはり、図書も充実をして、この熊本県書店商業組合、図書を販売する商店ですので、ぜひ、多くの図書を買ってほしいという意図があるかもしれませんが、実際はですね、充実していないというふうに指摘をしておりますので、ぜひですね、学校図書の充実と司書をですね、早期に配置されるよう求めてですね、2回目の質問いたします。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 今、2回目の御質問をいただきましたけれども、確かに、今、先ほど申しました図書標準には達しておりません。

数字をちょっと申し上げますと、小学校におきましては、標準の合計が3万9,840冊であるのに対しまして、今現在、五つの小学校では3万3,942冊で、達成率は85%程度となっております。これをやはりまた、上げていく必要があると思っておりますし、中学校にしましても、いわゆる標準が2万2,080冊に対しまして2万344冊で、達成率は92%程度となっております。十分な本がない、また配本事業でそれを賄おうと思ってるのではないかとこの御指摘でございますが、今、各学校の本を全部コンピューター管理するように今、いたしました。というのは、それぞれの学校の図書館からよその図書館ものぞけるようになりますし、先生方が本が必要だという場合には、よその図書館、あるいは町の図書館への貸し出しの依頼とか、そういうのもできるようにしていきたいと思っております。そういうものも含めまして、図書館の活用というのは必要ではないかなと思っております。

私もドリーム益城っ子の補助教員で十分だとはとても言えないと思っております。そういうことで、よその市町村に比べまして、いわゆる、いきいきまきっ子、それからドリーム益城っ子

と、あんまりよそにないような手厚い学校への支援をしているわけですので、あれもこれもとはなかなかいきませんので、いろんなことで何が一番必要なのかということ、またいろいろ調べまして検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 今、蔵書の率を発表してもらいました。これを少しでもですね、高めていただきたいと思ひますし、いきいきまきっ子、ドリーム益城っ子、これの取り組みについては、非常に私もいいことだということで思ひます。やはり、そういったことですね、新しく子どもを持ったですね、家庭が益城に入ってくるということもあると思ひます。そういうことですね、さらに、このコンピューター化によって、いろんな本が、うちにはないけども、あの学校にある、ちょっと、じゃあ、取り寄せようというようなことがあればですね、非常にいいことだと思ひます。そういう予算化はもうされておりましたので、ぜひ、前向きにですね、進めていただいて、早期にですね、充実される、また司書を配置するということで取り組んでいただきたいというふうに思ひまして、この質問を終わりたいと思ひます。

次、質問3に移ります。

長年、壁画大会が行われてきました。しかし、一昨年、壁画の箇所がなくなりまして、終了したということでもあります。それで、次のなにか壁画大会にかわる取り組みはないか。これは、以前、同僚議員からも質問がありました。私のほうが、町民の方からのいろんな話をお聞きしましたところ、壁画大会にかわるためにですね、やはり今、子どものときの思い出になればということで、手づくりのたこ揚げ大会などを考えてはどうだろうかというような声もありました。

今、壁画大会を書かれた子どもたちが、もう成人になっています。聞くところによりますと、自分の子どもを連れてですね、これはお父さんたちが書いたんだよというようなところでですね、思い出として残っているようにあります。この手づくりのたこ揚げ大会というものについては、そういう記録的には残りませんが、そういった写真撮影だとかですね、そういう思い出としては残すものができると思ひます。それで今回、一つの案としてですね、提起をした次第です。

私は団塊世代であります。私たちの子どものころは、正月ぐらいになればですね、やっこだこですね、そういったものが売られていました。自然にたこ揚げというのが一般にですね、されてきました。市販のものに満足をしなない子どもたちは、私もそうだったんですけど、竹ひごなどを作ってですね、手づくりたこをつくった、そして揚げている、そういう思い出があります。また、その当時、よく言われました、電線の近くで揚げるなど、車には注意しろと、こういったマナーなどもですね、非常に自然に浸透されますので、電信柱に近づかないというようなことも身につけてあります。こういったのは、子どものころの思い出として残っているものであります。

今、益城町ではですね、私の自宅の前でも田んぼが広がっていますけども、たこを揚げる風景はほとんど見られません。子どもの遊びがですね、ゲーム機にかわって、伝統的な遊びがね、少なくなっていると、遊ばれなくなると、こういうことでは、寂しい思ひがあります。このたこ揚げについてはですね、壁画のようにですね、形としては残りませんがですね、先ほど言ったように、写真などで記録を残せばですね、思い出の頃の、記憶として残るといふように思ひます。

町内にはですね、非常に竹林も多くて、竹材を使った工芸品をつくる人たちも多くおられると思います。こういった方たちの協力もですね、得て、一度ですね、試みてはどうでしょうかというふうに考えます。1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 5番甲斐議員の三つ目の御質問にお答えをいたします。

この壁画大会は平成13年度に始まりまして、平成17年度の第5回目までは、益城町PTA連絡協議会の事業として実施されておりました。それが、平成18年度の第6回目から、いわゆる熊本県が熊本教育の日というのを定めまして、11月の1日でございますが、その前後に熊本教育の日関連事業を各市町村でやってほしいという強い要請がありまして、それも含めて、教育委員会も共催として加わりました。そして、25年度の第13回大会までやって、そこで終了したところでございます。平成26年度のこの熊本教育の日の関連事業につきましては、益城町PTA連絡協議会と協議しまして、家庭教育の重要性について、保護者、教職員、そして、地域住民がともに学び合うということを目的に教育講演会を実施しようということになりました。

そこで、平成26年の11月8日の土曜日午後7時から、益城町文化会館において、九州ルーテル学院大学の客員教授であります大畑誠也先生に講師として招きまして、「親のまなび、答えは現場にあり」と題しました教育講演会を開催したところでございます。大畑先生は、県立高校の6校の校長を歴任されまして、数々の成果を上げられた教育実践をもとに、挨拶等の基本的な生活習慣が学力向上の基礎になることなどを、何十枚ものフラッシュカードで示しながら熱心に話されました。参加された保護者などの約500人の方々も、本当に先生の熱弁に引き込まれまして、講演後の感想では、本当に参考になったと、感動したという声が多く聞かれたところでございます。

そういうことで、今後につきましては、やはりPTAの連絡協議会と教育委員会の共催でございますので、まず、両方が協議する場が何回かございます。そういう場に議員から提案いただきました、たこ揚げ大会もぜひ伝えまして、今後、一緒に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員。

○5番（甲斐康之君） 教育講演会を実施したということで、非常に500人ほどが感動された。一つの方法ではあるとは思いますが、ただ、子どもたちがですね、どれほどですね、自分たちの思い出としてなるのかどうかということについては、ほかの方法もあるというふうに考えております。このたこ揚げ、特に手づくりですね、たこ揚げについてはですね、やっぱり保護者を交えて、PTAの方たちも含めてですね、一遍やってみようじゃないかという声が上がればですね、取り組めるものではないかというふうに思います。そういう取り組みがですね、大きく広がっていけばですね、町独自の取り組みとして定着をし、継承されていくということであればですね、思い出として残るというふうに思います。一案として提起いたしましたので、引き続き前向きに検討をですね、お願いしたいというふうに思います。質問を終わります。

○議長（中村健二君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時30分から再開します。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋津代美議員の質問を許します。

2番高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 2番高橋津代美です。本日は、発言の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。また傍聴の皆様、お忙しい時間にお疲れさまでございます。本日は、私は地域再生道路と保育所の支援についてお尋ねしたいと思います。それでは、質問席に移らせていただきます。

まず地域再生道路のことについてお尋ねいたします。インターネットにて、計画の認定日から費用に至るまで調べさせていただきました。基幹的な道路、町道農免道路線、町道グランメッセ木山線の交差点改良や拡幅工事を行うことにより、熊本阿蘇九州縦貫自動車道、益城熊本空港インターチェンジ及びグランメッセ熊本へのアクセス改善を図り、快適な道路ネットワーク計画の完成も間近となり、楽しみにしています。

そこで、現在の進捗状況をお尋ねしたいと思います。現在の工事の箇所と、そして全通開通はいつになるのかお尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番高橋議員の1回目の質問にお答えいたします。

現在、本町において、地域再生事業は2路線を着手しております。まず、グランメッセ木山線でございますが、現在、安永馬水地内で3件の工事を発注しております。これらの工事が3月末で竣工いたしますと、ほぼ道路の概観が完成いたします。

今後、道路をまたぐ橋梁の上部工、舗装の仕上げの工事を予定しております。農免道線におきましては、今年度分の工事は竣工しております。現在、工事箇所はございません。今後、県道堂園小森線交差点周辺の工事、日赤グラウンド北側交差点の工事を予定しております。

全開通はいつなのかという御質問でございます。グランメッセ木山線におきましては、平成27年度末を予定しております。農免道線におきましては、平成27年度末を当初、予定しておりましたが、西原方面へ通じます県道堂園小森線との交差点の整備、進捗との関係などで、平成28年度以降となる見込みとなっております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 最終的には、完全な全通開通は28年以降という予定となっていると思います。開通を、これからの沿線の開発を、魅力ある益城町の今後の発展を期待いたしますが、道路の沿線は、調整区域が全沿線に線引きされておりますので、今後、このような件について町長、どのようにお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 高橋議員の2回目の御質問にお答えします。

市街化調整区域、グランメッセ線の沿線の開発ということで、市街化調整区域をどういうふう
に考えてるかということなんですが、ここ部分が、今、県といろいろお話をさせてもらっている
ところでございます。市街化調整区域の連絡会あたりで、こちらのほうからの要望も入れており
ますが、まず県のほうの姿勢としましては、区画整理事業を早期に達成していただくというのが
前提になっている模様でございまして、そこあたりも粘り強く交渉をやっていきたいと思
います。以上でございます。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） ありがとうございます。地域再生道路につきましてはすぐに答えが
出るものではないと思いますので、これから期待していきたいと思
います。

それでは2番目の保育所支援についてお尋ねいたします。保育を必要とする0歳から5歳児の
児童福祉法の施設についてお尋ねいたします。障害児童の補助職員を設置されるお考えはないか
ということにこのたび紙面上に書いておりましたが、加配保育が設けられているということを知り
ました。現在、この加配保育は何カ所に配置されておりますでしょうか。また、何名の方が対象
となっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番高橋議員の2問目の御質問にお答えします。

まず、通告どおり今の分も含めてお答えしたいと思いますので、よろしくお願
いします。

障害児童の補助職員を設置される考えはないか、それから看護師を設置される考えはないか
ということで、先ほどの分も含めてお答えをさせていただきます。近年、保育現場におきましては、
特別な配慮と支援を必要とする子どもの存在が大きく取り上げられ、保育所における通常の学級
では、発達の困難や特徴に応える支援を行う必要が高い園児が増加傾向にあります。

平成16年に発達障害者支援法が施行されて以来、特別支援保育の充実が強く示されて
おります。この特別支援保育に対応するため、既に本町の町立保育所、私立保育所に、特別な
配慮と支援を必要とする子どもの保育を行う加配保育士を配置しまして、実施している
ところです。

本年度、町立保育所におきましては、全ての保育所に合計11人の加配保育士を配置
しております。また、3カ所の私立保育所におきましても、障害児保育事業として3人の
加配保育士を配置をしております。

また、保育所現場における看護師の仕事の内容は、園児の健康管理や急病、傷病等
時の手当や看護、または感染症流行時の保健指導などを行うこと、また、それに加えて、
施設によっては乳児クラスの担任を受け持って日常の保育を行ったり、保育計画、
評価等の保育士としての業務を担当する場合もあると聞いております。

現時点では、自治体や施設ごとの判断によって看護師の配置が奨励されたり、
義務づけられているというのが現状となっております。保育所に看護師の配置
という御質問でございますが、現在、園児の健康管理や保育中の突発的な事故
などにつきましては、各園で対応できている状況にあるかと思
っております。よって、現時点での看護師の配置は考えておりません。ただ、
医療行

為が必要な子どもさんが入所される際には、必ず看護師を配置しなければならないと考えております。

各保育所の加配保育士の配置数です。現在です。第一保育所が4クラス4人、第二保育所1クラス1名、第三保育所1クラス2名、第四保育所2クラス2名、第五保育所2クラス2名、ひろやす保育園1クラス1名、ひろやす西保育園1クラス1名、あじさい保育園1クラス1名、以上でございます。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） ただいまの町長のお話を聞いて大変安心いたしました。実際に保育園にお勤めの方からちょっとお話を聞いたものですから、まだ完全に周知がなされていなかったのかなと現在、思っているところもあります。もし御存じない園がございましたら、もう一度、サポートしていただきたいと思います。

学校支援地域本部事業として、中央小や広安小学校にコーディネーターを配置して、地域住民による支援ボランティア、活動みたいなものがあっております。それで保育園のほうにも、そういうようなボランティア活動による支援が設けられると、また便利な面もあるんじゃないかなと思っております。町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 高橋議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

学校に置いている地域支援ボランティアを保育園に配置したらどうかということで、学校におきましては、地域支援ボランティアは、習字とか、非常にいろいろお世話になっているところでございます。この分についてはまだ全然想定しておりませんでしたので、しっかりと研究をさせていただきます。提案、ありがとうございます。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員。

○2番（高橋津代美君） 大変短い時間ではございましたけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村健二君） 高橋津代美議員の質問が終わりました。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

1番野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 皆さん、こんにちは。1番野田祐士でございます。今回もまた質問の機会を与えていただき、お礼申し上げます。また本日、傍聴席においでいただきました町民の皆様に対し、議会に大変な関心を持っていただき、心よりお礼申し上げます。

今回は、通告しておりました3点。1点、木山交差点について、2点、寺迫地区における地区計画の現状について、3点、潮井自然公園整備工事費について、質問をさせていただきます。全て現在進行中の問題で、緊急を伴う問題ですので、明瞭にお答えいただくようお願い申し上げます。それでは、質問席に帰って質問させていただきます。

それでは、1点目の木山交差点について質問をさせていただきます。前の議会、12月議会においても、同様の質問をさせていただきました。今回もあえて質問をさせていただきます。なぜか

と申しますと、前回の答弁にもありましたように、北西部については今、視距もとてもよい状況であって、いろいろ行うには今がチャンスであるということです。これを逃すと、状況はおのずと厳しくなっていくと心配しているから、また質問をあえてさせていただきます。

木山交差点についての進捗状況についてがまず第1点、現時点での新たな取り組みについてが2点、交差点北西部の用地交渉と手法についての3点であります。まず1回目の質問をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

野田議員におかれましては、木山交差点改良につきまして、地元の議員として12月定例会におきましても御質問いただきましたので、現地の事情は大体御承知とは思いますが、まず進捗状況ということでお答えをいたします。

年度途中ということもありまして、交差点改良に伴った予算措置も行っておりませんので、金額的な意味では具体的な進捗率は算出できませんが、今、実行できることを全力で取り組んでおります。具体的内容につきましてはこの場でお答えできることはまだございませんが、現場の状況から早急な対応が必要であると思われま。

次に現時点での新たな取り組みについてということですが、12月の定例議会でお答えしましたとおり、県道の道路管理者である上益城地域振興局土木部と協議を行っております。今後、必要な調査を実施して、交差点改良の整備手法として、本町にとって最も有効な方法を決定していくこととなります。

続きまして、交差点西側の用地についてということですが、御指摘の現在、空地状態となっている土地については、交差点計画上も、木山地区の活性化のためにも重要な場所であると認識をしております。既に土地所有者の方とは今後の土地利用についての御意向を伺っております。方向性が確認でき次第、皆様に御報告させていただきます。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

3カ月たちますので、多少進んでいると安心しているところでもありますけれども、予算措置については当初予算には上がってきてませんでしたので、これをお尋ねしようと思っておりました。今、町長のほうから、組んでいないと、まだはっきりした計画がない以上、組めないという御答弁かもしれませんけれども。

そこでですね、前回もお話しさせていただいたと思うんですけれども、そういうときのためにですね、町は土地開発公社等を持っております。そこに予算もあります、実際ですね。金額的にはいいかもしれませんけれども、予算はあります。町長も認識されているようにですね、いつまた風景が変わるともしれない場所でもあります。益城町の役場の入り口であるという一番の表玄関にもなります。そういうところのですね、土地といいますか、場所がですね、町にとって先行取得する場所になり得ないか。なり得るのであればですね、開発公社の今回の、予算措置がありませんので、先行取得等を考えてもいいのではないかと考えております。

現在の取り組み云々についてですね、交差点改良自体の内容については、これは町長に一つずつ細かくですね、この場でお答えいただこうと思いませんけれども、その方法、手法ですね、手段、やり方について、開発公社を活用して先行取得する、そういう方法は今もってまだ考えていらっしゃるのかを2回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。道路用地について、土地開発公社で取得できないかとの質問でございますが、益城町土地開発公社定款によりますと、第18条、業務の範囲として、第1項第1号に「次に掲げる土地の取得、造成その他の管理処分を行う」ということで、「道路、公園、緑地、その他公共施設、または公用施設の用に供する土地」という記述があります。

また同条第2項第1号には「国、地方公共団体、その他公共団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、その他のこれらに類する業務を行うこと」としております。このことから、木山交差点の3方向、交差点の中心を拠点として北、東、西方向の道路につきましても、現状が県道の位置づけになっていることから、県道として土地開発公社が土地を取得する場合は、熊本県からの委託が必要であると理解しております。

さらに、土地収用法やその他の法律で収用権が認められている公共事業のために、土地、建物を売った場合、一定要件のもと譲渡所得から最高5,000万円の特別控除が認められていますが、土地が公有地の拡大の推進に関する法律に規定する協議に基づき、土地開発公社が買い取る場合の特別控除は1,500万となり、町が土地を取得する場合は、いずれの方法で取得するかは十分精査する必要があると思います。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） この問題に関しましては最後の質問になりますので、まずこれは質問じゃないです。一つだけ最初に、誰も道で買い取りとは言っていないので、そこはお間違いなきようお願いいたします。道で買い取ると、道路として買う必要は別にないと。道路として必要な分は道路として買えばいいし、それについてと、今、あいている部分についての活用は、開発公社等の云々の、町長が申されたとおりですね、これは買えない、使えないことはないという私は今、判断をいたしました。だから、これを道路として買い取るということを言っているのではありませんので、そこを勘違いといいますか、理解をちょっと変えてですね、判断をしていただきたい。これはお願いになるのかもしれませんが、町長が先ほど言われたように、私は木山校区の人間でありますので、特に役場の目の前でありまして、一番交通量、役場に來られる方ですね、多い、特に朝等はですね、並ぶと。あそこはずっと並んでおります。

そして、道路の線形といいますか、通りですね、北のほうから来ますと、役場のほうから来ますと、真っすぐ行くほうよりも、熊本市内といいますか、右折するほうが多いという、多少変わったところでもありますので、そういうことも踏まえてですね、いろんな方法、手法があると思います。先ほど言われたように、道路として固執する必要はないと思っておりますので、その辺も踏まえてですね、ぜひ考慮して考えていただきたいと思います。

3回目の質問ですので、何かございますればどうぞ。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の3回目の質問にお答えします。

現状ですね、役場の近くに今、スーパーもできまして、かなり車も多くなったということで、非常に朝晩、昼もつかえているような状況であります。先ほど、必ずしも道路として買わなくてもというお話が出たんですが、こちらの買う側としては、なるだけ5,000万控除とか有利な税金を使っただいて、売られる方の税金がかからないようにということも考えておりますので、そこも考慮してまたやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 3回目の答弁、ありがとうございました。

控除等のお話もありましたように、方向的には前向きな答えで安心しております。数回に年度を分けて買うということも可能かと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたしておきます。

それでは2点目、寺迫地区における地区計画の現状について質問をさせていただきます。今、町長が申されたようにですね、木山にはスーパーに今回、出店していただきました。平成24年9月議会においてですね、木山校区の買い物場所がなく、厳しい状況にあるという質問をさせていただいたところであります。商業施設を誘致していく上ですね、何事もそうですけれども、すぐすぐ実を結ぶものではない、多少時間がかかっても仕方がないことがたくさんあるというふうに思っております。ただ、今回質問をさせてもらう寺迫地区における地区計画の現状については、少々といいますか、だいぶ時間がかかり過ぎていると思っておりますので、いろんな問題について質問をさせていただきます。

寺迫地区にですね、おける地区計画の現状については、私たちの町、これはどこの町でも同じですけれども、少子高齢化問題等々がありまして、あと、前の町長のときにも質問をさせていただいたんですけれども、益城町は西高東低と、西側のほうがどうしても熊本市に近いということで発展して、東側、木山から東のほう、特に南のほうも含めてですね、なかなか発展しない。先ほど町長の答弁にもありましたように、区画整理事業を早くやらんと県は何もさせないよというようなニュアンスの答弁がございました。

そういうことをですね、鑑みながら、地区計画、集落内開発等は進められる唯一の手段だと思って取り組んできたわけでありまして。今回、質問させていただく寺迫地区においてはですね、平成23年だったと思っておりますので、少なくとも福田校区、今、数十軒の家が建っておりますけれども、あその場所よりかはですね、早く取り組んでいる案件といいますか、計画だろうと思っております。

そこで、今回の質問についてですけれども、現在の状況についてまずお尋ねしたい。まず現在の状況ですね。そして役場の説明会后、これは説明会が終わっております。役場による説明会です。都市計画課による説明会が終わっております。その説明会における、説明会後の進捗状況が2点目。現在、私はとまっているというふうな理解をしております。もし、そういう理解で間違っていなければですね、いつまで、どのような対応をしていくのかもお尋ねしたいということです。

1 回目の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番野田議員の 2 問目の質問にお答えさせていただきます。

寺迫地区における地区計画の現状についてということで、現在、益城町の課題の一つであります市街化調整区域における人口減少と既存集落の衰退は、住居系と製造業系の 2 種類の地区計画制度の運用だけでは、対応が難しい状況にあります。

一方、市街化調整区域の町民の皆様からの声として、近くで買い物ができず不便である、スーパーを誘致してほしいという多くの意見が寄せられています。歴代町長と町議会は、時には県議会の協力を得ながら、市街化調整区域の衰退に歯どめをかけようとさまざまな施策を検討し、熊本県に対して再三、規制緩和や税制改正などの要望を続けてこられました。

その成果があって、平成 25 年度から熊本県は関係市町と商業施設が立地できるような制度改正の検討を始めております。ちょうど時を同じくして、寺迫地区において、住居系地区計画の申請があり、地権者、開発者の意向をくんで、一旦は地区計画の手続を開始しましたが、商業施設を誘致する地区計画の制度改正に伴う適地調査をしましたところ、町総合計画との整合性や商圈設定の優位性などから、この地区が適地であることが分かりました。

そこで、本地区の地区計画の手続につきましては、開発者に説明した上で、制度改正が行われるしばらくの間、保留をさせていただきたい旨の申し出をしております。地権者、開発者には、大変御迷惑をおかけしておりますが、現在、申請地の西側、背後地一帯を含めたところで、生活利便性の高いまちづくりを誘導していきたいと考えておりますので、今後、さらに御理解を得ていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1 番（野田祐士君） 1 回目の答弁、ありがとうございました。

私も、ここの校区の議員という言い方は変かもしれませんが、多少なりとですね、いろんな説明会であったり出席させていただいております。今、町長が言われたですね、内容についてですね、覆すつもりは毛頭ございませんけれども、今言われたことに関しては、私が覚えている限りは、当初からございました。そういう趣旨、そういう内容のですね、含めた検討はしてあると。これは都市計画課のほうでもう一遍、確認されたほうがいいかと思っておりますけれども、やってあります。そこで、問題が起きて、問題というか、諸般の事情、諸問題があって今回の計画に至っておるといふふうに認識をしております。

実際ですね、町長が言われるようにですね、木山校区に一つスーパーができて、木山校区、私も含めてですね、とても便利になっております。津森、福田校区に住まれている方は、あそこの寺迫あたりにですね、学校もありますので、スーパー等できれば、さらに便利に、利便性も含めてよくなると私も考えないわけではないです。ただ、今、私が言っているのは、それをするとか、それがいけませんよという話ではございません。そういう計画はですね、当初からございましたということを行っているわけであって、結果として今の形になっております。例えば、相続の問題であったり、調整池の問題であったり、さまざまな問題を解決するために今の状況になっ

たというふうな認識であります。相続に関して言えば、地権者の中には高齢な方ももちろんいらっしゃいますし、若い方もいらっしゃいます。もし万が一のことがあれば、相続関係でですね、またやれなくなる可能性があるのではないのでしょうか。逆にですね。

もし町長が今、言われたような御答弁を本気でされたのであれば、あとの相続問題が残っている土地、もしくは地権者の同意等があったお話でしょうか。それとも、そういう問題を抜きにした熊本県との協議の中での、ただのお話の中でのお話でしょうか。そういうことをですね、答えを求めているではありません。今の現状をどうやって早く解決していただくのかという答えを求めているのであって、話をもとに戻していただく必要はないと、私は今、思っております。

2回目の質問です。お答えください。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど野田議員からお尋ねがありましたが、現時点では申請者ですね、地権者じゃなくて申請者の方からの返答がないので、どうするかお答えすることはできかねますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 町長、これ3回目の質問になりますので最後の答えになります。3回しか質問が許されておりません。答是的にですね、今の答えは、じゃあ早急にですね、少なくとも、今、ディベロッパーといいますか、開発業者等とある程度の打ち合わせをやっているというふうなお答えがあったと思うんですけども、大事なのはですね、地権者の方ですよ。いろんな意味でですね。

説明会も町がやったということで、大事なのは地権者のほうになってきますので、いついつまでにですね、例えば、どういうふうな説明をしていくとか、どういうふうな形でやっていく。あのですね、少なくとも私が知る限りはですよ、町が開発許可のイエスと言え、もうやれる状況にあると、私の認識ではそう思っております。町長の答え一つでは進む。だから、ここで町長に一般質問で質問をさせていただいているわけです。町長が進めようと言え、進むんですよ。県との協議等は、事前協議はもう終わっているはずですよ。

最後の質問になりますので、この質問に対しての3回目の質問になりますので、少なくともですよ、いつまでに、どのような対応をしていくか。今の現状で何がいけないから、やらないと言われれば、それでも構いませんけれども、県との多分、事前協議も終わっている、町がイエスと言え、もう進めるんだと。何で1年間、1年間とは言いませんけれども、ある程度の時間が必要なのか。そこをですね、もう一度だけ最後にですね、お答えしていただいて、3回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員 3回目の質問にお答えしたいと思います。

まず地権者への説明会を行わないかということなんですが、これは申請者と協議し判断したいということで思っております。また今回の、先ほども申しましたように、御指摘の地区は、これ

は前町長を含め歴代の町長の悲願でありまして、津森、福田地区、いわゆる市街化調整区域や木山地区を対象としました商業施設の適地でもあると私は考えております。

ただ、今、市街化調整活性化連絡協議会というのをつくって県と交渉をやっているところです。菊陽町でも格差があります。市街化区域と市街化調整区域で格差があります。今、6,000人、人口が増えたと。30年後、40年後はどうなるでしょうか。やはり市街化調整区域をどうにか変えていかんとなかなか難しいという状況になっております。

その県との協議の中で、幾つもの今後の土地利用の方策を今、こちらのほうから提案をしております。先ほどの住居系、それと生活利便施設、店のほうの許容につきましても今、こちらのほうから振っているところです。これは今年度末、ということは3月の末に県との正式に答えがこちらのほうに返ってくる予定です。そちらのほうを待って、また判断をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○1番（野田祐士君） 何月と言いました。

○町長（西村博則君） 3月の末です。

○1番（野田祐士君） 3月の末。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 3回目の答弁、3月末というのだけしかちょっと頭の中に入っていなかったんですけども、ぜひですね、これは早急に、先ほど言いましたように、町長がイエスと言えれば、すぐやれる状態ですので、やっていただきたいと思っております。

また、県とか云々とかおっしゃっていますけれども、熊本都市圏を抜けられたらどうですか。熊本都市圏での制約、または県の制約、ダブルで制約かけられてですね、益城町に何の得があるかというのをちょっと疑問に思っておるところでございます。

それでは、寺迫地区における地区計画の現状についてですね、とにかく町長の決断をよろしく願いまして、お頼み申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。よろしく申し上げます。

3点目の質問ですね。潮井自然公園整備工事費について質問をさせていただきます。これは12月議会中の一般会計補正予算第4号歳出中、公園費7,000万円の減になっている分についてでございます。実際は、一般会計補正予算内の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、社交金というんですかね、3,700万円の分と、町債でやっている3,330万円を一度返還している、一度返しているという点についてであります。

この一度返したという点についてですね、12月議会でもるる説明はいただきましたけれども、もう一度ですね、経緯と経過及び今後の取り組みについて説明を願います。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番野田議員の3問目の質問にお答えします。

潮井自然公園の整備の工事費についてということでございますが、潮井自然公園整備工事費の減額理由につきましては、前回の12月議会における総括質疑で都市計画課より答弁したかと思っておりますが、この整備事業計画は、平成25年度から5カ年をかけ、総事業費4億5,000万円で、右

岸側からを入り口とし、進入路沿いに桜並木、梅、彼岸花を配植し、布田川沿いに駐車場を整備、奥に行くと芝生広場、左岸側は駐車場から橋をかけ、水とのふれあい広場、潮井水源の湧水を利用した水遊び広場、その周辺には芝を植え、東屋、ベンチ、屋外テーブル、トイレを配置し、ゆっくりとくつろげる空間の整備を行い、水源一帯には湧水の落ち口周辺に滝石組みを行い、水源地の魅力ポイントとして整備をします。また、管理用通路沿いには、春は桜並木、斜面に秋は赤く染める紅葉、布田川沿いにはアジサイが彩りを添え、湿地帯にはカキツバタ、花ショウブを植栽し、訪れた人が楽しめるような整備を考えております。

本事業は、社会資本整備交付金補助率2分の1を活用することとしておりまして、平成25年度に当初事業費9,600万円、社交金4,800万円の要望額に対し交付決定額は7,000万円、社交金3,500万円で、要望額の約7割の事業実績となりました。

ここ数年、要望額に対する国の交付決定額が7割程度という状況で推移してまいりましたので、それを見越して、平成26年度は事業費1億3,000万、社交金が6,500万で申請すれば、昨年同様の7割で配分が行われた場合、事業費9,000万、社交金4,500万となることが予想されたので、計画前倒しで要望しましたところ、満額の交付決定があり、県と協議した結果、社交金の減額を行わず翌年度へ繰り越して行うという選択肢もありましたが、27年度の要望額が極端に減ることになり、翌28年度予定の事業費に対して社交金がつきにくくなると思われたため、事業の正常化を図るため、確実に27年への繰り越しで完了できる見込みの金額を残し、事業費を7,000万円減額するに至ったものです。

今後は、町が潮井公園整備事業の当初基本計画に沿って、確実に実施できるよう最善を尽くす所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 1回目の御答弁、ありがとうございました。

今、町長の答弁にはですね、大変重要なことが含まれております。社会交付金を利用しているという点が1点。補助ですね、いわゆる。事業費を上乗せして請求しているという点が2点目ですね。県のほうと協議をしたという、そして返したという点が3点ですね。

これは、補助金の……。何を言いたいかをまず町長にお伝えしておきますけども、7,000万円余分に来たというのが結論だったですよ。結論ですね。7,000万円余分に来て、それを返しましたと。今回、一般会計でいろいろ同僚議員からの質問等も上がっていますが、例えば、プレミアム商品券がありますけれども、実際は、補助額はお幾らになりますか。多分、2,900万ぐらいですよ。1億6,200万ですかね、から1億3,300万が個人負担ですよ。要するに、3,000万弱の補助金ですね。で、まち・ひと・しごと創生をやろうというところですよ。要するに、3,000万円の補助金をですね、とるのにですね、大変苦勞せにやんいかんという中でですね、7,000万円の補助が多くついて返したというのをですね、質問しているわけです。

工事云々についての流れはですね、これはまた別途質問を違うところでしてもいいんですけども、今回は重要なことは、県、国に補助を申請して、その補助がつかえました。もちろん補助をつけるために、申請はいろいろな形で様式が必要です。こういうことを行いますので、こういう申

請をして補助をくださいというのを出します。それを出して、満額来ました。でも7割しか工事はできませんから3割は返したいと。実際、半分返しているわけですけども。

そこでですね、実際の工事は、これ前倒しでとっているわけですよ。25年、26年度分ですかね。前倒しでとっている補助金ですよ。前倒しでとったのであればですね、どっちみち繰り越しをやっている工事ですよ。繰り越しでやっていけなかったのか、前倒しでやればですね、27年度は28年、前倒し前倒しでやって、繰り越し繰り越しでやっていけば、単純な発想でいいか悪いかは知りませんが、1年早く工事が終わるんじゃないですか。

せっかくとった補助を返した。それもこっちから県、国に要求した補助をですね、せっかくとった7,000万、プレミアム商品券3,000万、簡単に返してですね、とるのは大変。それを県のほうと協議して返すと。これはどうか。

今、町長の答弁も全くそのとおりで、私はちょっと驚いております。町長の認識としては、これでは私はちょっとどうなのかなと、本当にそれでいいのかなと。町長もですね、役場でのですね、いろんな補助等をですね、とられて大変な思いをしてこられた。だから、職員の人たちのですね、執行部の人たちの苦勞を、よく御存じでいらっしゃる。その辺はですね、分かりますけれども、実際、とり行う統括責任者としてはですね、そういうことではいけないのではないだろうかと思っております。もう一度、町長のですね、この件に関する、回答とはいいませんが、見解を、2回目の質問ですので、お答えください。よろしくお願いします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員2回目の質問にお答えをしたいと思います。

補助金のほうで返すとはもったいないだろうという話なんですけど、まずですね、この社会資本整備の総合交付金というのが新たにできているんですが、これは地域が抱える課題とか政策課題をみずから抽出して整備計画で明確化ということで、これは地方公共団体、役場の自由度を高めて使い勝手を向上させた交付金になっています。以前、皆さん方御存じのとおり、細かく補助金が、私が担当をやっていたころは分かれていました、道路であったり、下水道であったり、河川であったり、砂防であったり。これをひっくるめて社会資本整備交付金という形が変わったんですが、以前は、ですから今度とは逆のようなことが起こっていました。

例えば、返還するなんかとんでもない。補助金を町から返還すると言おうものなら、県からとか国から、返さんでくれといった話もあつてました。で、無駄なものを買ったりとか、そういったこともあつたんですが、逆に、今度は返還ということで、使わない分は返還して、また次にもらうということで、私は職員にいつも言ってるんですが、なるべく最小の経費で最大な効果、交付金あたりも多くもらえるところでもらってくれということで、お話をさせてもらっているところ。これを、このままいくと7,000万を返還せんで繰り越しということでしたら、次の年度に交付金が少なくなるということで、結果的には町が損するような形になりますので、まず、その社会資本整備交付金というのが、全く今までの補助金とは変わっているということと、例えば公園整備事業と、例えば、その四賢婦人の駐車場整備とか、そこあたりも抱き合わせでできるという弾力性の大きい交付金となっておりますので、そういったことで御理解願いたいと思

ます。以上です。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員。

○1番（野田祐士君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

町長、ちょっとですね、今の答弁でですね、内容、意味は分らないではないです。ただですね、町長が言われているのは、やってですね、使い切らんだったけんが返すという話ですよ。その年度に終わらんだったけん返すという正当な形ですよ。今、言われているのはですね。これは、やる前に返しとる。前倒ししてとつとるわけですよ。基本的な考え方が違いますよね。前倒ししてとつとる分を、工事も使わんうちに返すと。だから町長が今、答弁いただいたのは、多分、補助金をいただいた分を精いっぱい使わせていただきましたと、でも、これだけ余りましたと、その分はお返ししますという、多分、意味だと思っんですよ。

今、私が質問しているのは、その前の段階です。前倒ししてとつたんだと。工事を出す前にもう返すのかという話をしていますので、多少、多少というか全くですね、違うというふうに私は認識しております。だから、そこはですね、町長、これをですね、余りに蒸し返すということはいたしませんけれども、県のほうがいいと、認めたとおっしゃってるんだから、返す分はいいよと。じゃあ、県のほうは前倒しでとつたのを知ってるんでしょうという話ですよ。前倒ししてやりましたと、そして、すぐ返すんだから使いませんと言いましたというのは、県は知ってるんでしょう。どうですかね。そこはもう最後の質問ですので、残りこれで答弁をお願いしますと言うと私も帰らんといかんもんですから、ちょっとすぐにお答えしていただくわけにもいきませんが、県と協議してですね、補助金をとって、県と協議して返していると。町長が言われたようにあり得ることです。ただ、それは正当な形で使った後に正当な形で返すという部分だと思います。

今回は使う前に返してるという話ですから、言っていることは、せっかくとつた、せっかくいただいた交付金ですので、前倒しでとつたんなら繰り越して使えばいいじゃないですかと、そういう方法もあるんじゃないですかという話です。

ちょっと問題がですね、難しくはないと思っんですけれども、多少ですね、からみ合わないところもあるんですけれども、ただ、せっかくいただくですね、交付金について、補助についてはですね、今からはですね、町自体がですね、いろんな形で、先ほど町長言われたように、自分たちで考え、自分たちでいただいて、自分たちのために使っていくという部分が主流をなしていくという上ではですね、大切に使っていないかんといいことであれば、せっかくいただいた補助金についてはですね、単に返すという選択肢ではなくて、もっと大切にですね、いろんな方法、手法を考えてですね、使っていく努力をしたほうがいいと私は考えておりますので、最後にそのことについてですね、御答弁いただければありがたいと思っんです。

それとですね、済みません、町長、最後にですね、もう最後の質問ですので、今回、3点について質問させていただきましたけれども、全てこれは現在進行中の問題でありますので、ぜひ早目のですね、御回答、御検討をいただいてですね、御回答または御説明をですね、よろしく願いして、最後の質問にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員3回目の質問にお答えをします。先ほど、返還せずにというお話があったんですが、そのまま返還せずに繰り越しても、7,000万円分の工事が完了しないと判断し返還したということで、これは、例えば、橋の上部工とか渇水期がありますよね。やはり雨のときはなかなか川がありまして、橋の工事が入っていますので、そこあたりになってくると思っていますので、それと県内のほかの町が急いで使うところが出てきて、交付金はそちらのほうで返還した分は処理したということでしております。

それと、先ほどありましたように現在進行中です、今のお話はですね。これは誠実に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、やはりお話がありましたように、そこあたり工事の関係あたりもですね。ただ、職員としては、一生懸命交付金をとろうという気持ちはあったと思ひます。私もですね、いつも言っているんですが、これは皆さん方の税金、これをなるべく使わんようにというのが私の思いでもありますので、そういったことで、またいろいろ職員のほうには失敗をおそれずにやってくれということをやっておりますが、そこあたりもまた職員とも、議会の皆さん方、それから町民の皆さん方と一緒に、無駄のない行政運営をやりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○1番（野田祐士君） ありがとうございます。

○議長（中村健二君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。3時40分から再開します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時40分

○議長（中村健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹上公也議員の質問を許します。

11番竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 皆さん、こんにちは。11番竹上です。3期12年目で、最終3月議会、本日、一般質問のトリとなりました。先ほど寺本議員が大トリだねと言われました。焼き鳥にならんように頑張ります。

傍聴席には、大変遅くまで聞いていただき、まことにありがとうございます。皆様方には、大変お疲れのことと思ひますが、もう少しおつき合いいただければと思っております。ちょっとのどを痛めておりますもので聞きづらい点があるかと思ひますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の一般質問は、私の地元でございます広崎地域において、いろいろな方々よりさまざまな努力をしていただき、問題が山積し、私の議員活動の12年間、遅々として進まないライフラインのインフラ整備について質問させていただきたいと思ひます。

1 問目は下水道整備工事について、2 問目は西地区区画整理事業地内の町道7メートルの延長についての2問について質問させていただきます。

それでは質問席へ移らせていただきます。

現在、広崎地域にはおおよそ1,800世帯が在住しております。まだまだ空き地には住宅やアパートが建設されており、人口の増加傾向がございます。また、西地区区画整理事業が始まれば優に2,000世帯は超えることでしょう。益城町の中でも人口密度の一番高い地域となり得ることでしょう。そういう地域では、ライフラインの電気、ガス、水道はもとより、下水道及び交通のための生活道路は、いち早く確実なものにしておくことが、まちづくりの大切なポイントとなるはずで、世論のニーズがこれほど高まっている現代社会の中では、町当局としては、いかなる問題であろうと、いち早く解決の方向に真摯に対処し、住民の生活環境改善に努め、住民サービスの向上を図ることが今、求められていると思います。

町当局としても、益城町総合計画を作成し、順次、質の高い暮らしを楽しむことができるよう、快適な衛生的生活都市になることを目標に掲げまちづくりを進められていることは、十分に認識しておりますが、いまだに広崎地域において下水道が整備されていないところがございます。私も以前より気にかけてきたこともあり、陳情めいた質問でまことに申しわけございませんが、ここに改めて質問させていただくことといたしました。

それでは1番目の質問に入ります。広崎3町内の984番及び986番地における11世帯の住宅に、下水道が未整備となっております。確かに何十年も前にミニ開発された、この一角ではございますが、この区画の前面道路には平成16年に町より下水道が工事完了し、使用開始されております。

下水道導入から11年の歳月が過ぎた今でも、個人の浄化槽による生活となっております。理由を聞けば、いたし方ないかなと思えるかもしれませんが、この町道、下水管より11世帯への引き込み道路は私道として、そこには持分権者が登記されており、町が手をつけられない状況にあります。詳しいことを言えば、この引き込み道路も3筆に分割されており、一番多い1筆には18名もの持分権者が登記されております。

そこで、この私道をどうすれば下水道工事ができるのかと申しますと、ここの共有者である持分権者に承諾をいただき、その上で町と私道敷使用貸借契約を締結した上で、町が工事着手できることとなります。

そこで、この引き込み道路3筆にかかわる共有者、いわゆる共同所有者全員の承諾を得るべく、町下水道課担当係長をはじめ、係員が、共有者の県外居住者までも連絡をとったり出向いたり、長年の間かけて承諾をとるため並々ならぬ努力を重ねていただきました。その長年の努力には、心から感謝申し上げたいと思います。しかし、その中にはどうしても承諾できないという人もいるわけでございまして、その方の親戚筋にお願いをしてお話をさせていただいたり、多くの人たちの手をかりながら進めてきたわけでございます。それもこれも、この地に住んでおられる11世帯の御家族の皆様が、いち早く衛生的な環境生活を築いていきたいと強く望まれているからなのです。それでも1名の承諾がとれておりません。この方は既にお亡くなりになり、相続人に権利が移っていることと思いますが、この方はわけあって財産管理人の手に渡り、今は財産管理人と下水

道係長との間の交渉に入っているわけでございます。

昨年の12月には、下水道の未整備住宅のこの11名の皆様方により、署名入り連名で請願書が町へ提出されております。今後、不明の方の関係人からの異議が出て、現地居住者で対応する旨、町に対しては異議申し立ては一切行わないゆえ、早急な私道敷使用貸借契約を締結していただき、下水道の引き込み工事を行ってほしいと切実なる請願がっております。

この方たちの周りの御近所は既に下水道を使用されておりますが、この11世帯は11年間もの間、自前の生活を余儀なくされており、一体、いつになったら御近所と同レベルにしてもらえるのだろうか、その思いは忘れ去られている現状ではなかろうかと考えます。

そこで、町長にお尋ねいたします。一つ目は、私道敷使用貸借契約を締結し、下水道整備工事はいつごろまでに実施できるのか。二つ目として、この人たちに対し地域説明会はできるのか。三つ目は、予算の確保はできるのかの3点について、お伺いしたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番竹上議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

下水道整備工事について、広崎3町内984番地及び986番地における住宅引き込み道路の下水道整備工事が未整備ということで、御説明を申し上げます。

御質問がございました地区は、私道に隣接している住宅地でありまして、下水道整備に当たっては、私道の地権者の方々全員の同意が必要であります。平成16年当時、同意が得られず、未整備のまま現在に至っておりますが、平成26年3月に新たな動きがあり、3月29日に地元公民館におきまして説明会を行っております。

現在のところ、1名の町外の方の同意が得られていませんので、鋭意努力しているところでございます。御質問の工事の時期等につきましては現在のところ未定ですが、平成27年度当初予算に測量設計業務委託費を提案いたしております。残り1名の方の同意が得られれば、工事につきましても順次進めていく予定であります。地域説明会につきましては、工事発注前に再度行う予定でございます。

中身的には、私道契約に関する筆数は7筆、それから同上地権者は19名の個人と法人がいらっしゃいます。以上でございます。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 平成27年の測量設計をやると、予算が入っているということでございます。設計についてはですね、前回、今期にできるのではなかろうかという形で地元住民にはお話ししてございましたけども、なかなか返事がないというか、その後、いろいろ、その1名の方の同意がとれてないということで延びたんじゃなかろうかと思っております。ですから、今回の説明会においてですね、その辺のことをちゃんと言ってもらいたい。

今、町長がおっしゃいました、全員の同意が必要ということでございますけれども、下水道の要項書はお持ちですかね。持ってませんか。要項書の中には、確かに地権者である持分権者の承諾をとるということはうたってございます。しかしながらですね、全員の同意というふうなこと

もないし、過半数ともうたってごさいません。一人ともうたってごさいません。例えばマンションの組合法だとかいうと、5分の4以上の賛成があれば建てかえができるとかというふうなことになると思いますが、そういう形ですね、民法はさまざまごさいまして、この件についても、私、以前にちょっと学んだことがございまして、昨日の晩、いろいろ考えながら本をひっくり出して調べてみました。

少し聞いていただければと思いますが、その中の内容というものが、共有、いわゆる共同所有、複数の者が一つのものを所有することを共同所有という。この共同所有者の有する権利を持分権と呼んでいるということをごさいまして、持分権それ自体は一種の所有権とされている。しかしながら、そのものについての全部の所有権を有する者でないから、共有物全体の処分や変更には制約がある。どういう制約があるかというところいろいろございまして。その中の民法249条の中に、共有物の使用、収益というのがございまして、各共有者は、共有物の全部について、その持ち分に応じた使用、収益ができる。共有物の管理が、その中にまたございまして。管理、処分というのがございまして、共有物の行為の区分というところに、保存行為、管理行為、そして三つ目が変更、処分行為というのがございまして。

保存行為というのは単独でできるというふうになっておりまして、これはどういうものかと現状維持。例えば、持っている家が共同所有であれば、雨漏りしたら個人で一人で直すことができますよというようなこと。道路であれば、道路に穴があいたから、なら埋めていいですか。いろんな共有者がいても、それは一人でできますよというふうなことが決められている。

2番目の管理というのがですね、共有者の持ち分の価格に従い過半数で決める。いわゆる共有者の持ち分というのはですね、10分の1、10分の2とか、10分の3持っている人もいますでしょう。その人たちが集まった中で過半数のものがあれば半分でできます。今回は、1名だけ残して、ほとんどの人が承諾をとれてますから、この管理に当たればね、実行できることになるわけです。

ではどういうものか。これは、変更を伴わない利用や改良。ですから、変更を伴わない、砂利道をアスファルトにしましょうとか、ここはすごい水たまりができるんで地盤改良しましょうとか、そういうふうな変更を伴うもの。また、転用を伴わない整地というふうなうたわわれていますが、転用というのは、その道路を宅地にしましょうか、駐車場にしましょうかというふうな、そういう転用を伴わないもの。後は家屋の改装とか。建物の場合ですけど、例えば、建物の6畳をくっつけて12畳にしましょうかと。そういうもの場合は、いわゆる共有物の過半数でできる。

それで一番厳しいのが変更処分というのがございまして、これは、例えば山だったら、山の木を全部切ってしまうでしょう。そして土地の転用。転用ですから、畑だったら、なら宅地にしますか、宅地を畑にしますかとそういうふうに変えてしまう。あとは家屋の増改築。例えば100坪の家を150坪にしたいといった場合は全員の承諾が要る。そして、売却したい、そういうときも全員の承諾が要る。

この中のどれに下水道工事が入ってくるかと考えたときに、いわゆる民法は、人のためになるやつだったら規制がやわらかくなる、厳しくなるほど、だんだんやはり難しい問題になってきているということもございまして、多分、管理ではなかろうか。これは私個人の考えなんで、その

専門家じゃないんでよく分かりませんが、多分、そうじゃないか。いわゆる転用を伴わない整地、変更を伴わない利用、収益、そういうものの中に下水道工事というのが当てはまるんじゃないだろうか。そうすればですね、持分権者の過半数でいわゆる認められてるとというのが民法なんですね。ですから、その辺のことをですね、申しわけございませんが、私も途中、寄ってきて司法書士さんに聞いてこようかと思ったんですけど、お金の持ちあわせがなくて入ることができなかったということで。

ですから、顧問弁護士である河津さんあたりによく聞いていただいて、今後のこと、下水道工事のこともございますしね、全ての者にですね、全員の許可をとってしまうというのは、非常に困難なことだと思います。いいことをして、それだけ……。この場合だって、もう何年ですか、9年たつのに、まだ工事をやってあげられない。ネックはそこなんです。ですから、本当に民法で、それできるという話になれば、これからの下水道工事だって、いろんなことを考えていけば、下水道だってやりやすくなる。やはりその辺のことをですね、よく聞いて、そしてやっていただければと思います。

でなければ、職員だってたまりません、それは。本当に全員の承諾が要る。どこ行ったか分からん、亡くなっている人まで探さないかん。県外まで行かないかん。持分権者がそこに住んでればいいんですけど、昔の持分権者は、業者さん持ってる、誰が持ってる、誰が持ってるって、いっぱい持っています。その人たちがどこに行ったか分からないのを追っかけて行って、その人から承諾を得ないといけない。そういう理屈はないはず。ですから、極力ですね、下水道工事も今後そういうことぶつかるかも分かりませんが、ぜひそれを調べていただいて、やりやすい方向に。もともと下水道の要項の中に承諾をとらなきゃいかんとうたってあるんですが、どれだけとらないかんかというのはうたってない。だから、職員としては大変だと思うんですね。全部とらなきゃいかんと全部歩かなきゃいかん。でなきゃ工事ができないとなりますから、その辺のことはよくお調べの上、やっていただければと思います。

そういうことですね、この持分権というのはいろいろございますけども、そういうことで今後、どうやっていただけるか、なるべく早い解決をお願いしたいと思います。そして、地域の説明会においては工事の発注前に行うということでございますが、もう何年も待たして、本当にですね、10年過ぎれば、天草では五橋がかかるような時期になっておりますが、益城町では下水1本もできない。熊本市の隣ですよ。全然、話にならんじゃないですか。天草に5本の橋を10年かけてかける。益城町は10年かけても100メートルぐらいの下水も入らん。これじゃあ、やはり今の時代におうてない。もうちょっとしっかり頑張ってもらいたいと思いますので、その辺のことをよろしく願います。もう一度、その辺のことを1回目の質問といたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番竹上議員の2回目の質問にお答えします。

何か民法の勉強をしとるみたいで非常に参考になったんですが、まずですね、私も水道課、建設課におったんですが、そこあたり非常に苦慮しとりました。例えば、建設課のほうでは、ミニ開発で公園ができた。その公園の持ち主がその開発業者ということで、その開発業者が潰

れた後、行き先が分からなくて、公園の遊具がどうしようもないという形になって、非常に苦慮したこともあります。

水道あたりも全く一緒です。個人の分に町が持ち分がある場合に、町が水道管を入れてくれという話があったんですが、全て私のときは、そこあたりは断ってたと思うんですが、まずどこが持ち分か分からないということで、これは、そこに個人の土地に公共物を入れたときに、その持ち分のところの方から訴訟を打たれたときに、撤去しなさいとか出てくる可能性があるんじゃないかということで、これはまた調べてみないと分からないんですが、そこあたりは下水道課も一緒だと思います。ずっとそこあたりができるならば、もう早目にやっと思ったと思うんですが、今、おっしゃられたことですね、またいろいろ法的な問題、それから弁護士あたりもちょっと確認しまして、ただ個人の土地に公共物というのが非常に厳しいかなというのがあるんですが、それより、今のあと1名の方ですね、今、向こうから連絡するというので、1月30日に最後の詰めの方の連絡がなっていますので、そこあたりをもう一遍、担当の方でお話しさせていただいて解決したほうが、後々問題がないかなということで考えておりますので、そちらのほうで全力で担当課、私も含めてなんですが、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） 残りの1名の方については、財産管財人もその持分権を持っていると知らなかったと言っておりますので、多分ですね、亡くなられたときに、それを相続してないと思うんです。登記もされてないでしょうね。そういうことで、これからその人から返事をもって、管財人自体からですね、やっていいよというような返事ができるはずないわけですから、それを待っていたら、本当にいつになるか分からない。向こうに相続人が何名おるか知りませんが、まず誰が相続するか、その当事者で決めなきゃいかんということになります。それを待って、そして管財人がその方を決めた後、その人にこういうものがあるけどもどうですかという話をしなきゃいかんということになります。また1年か2年か延びてきてしまう。いつになるか分からないようなことになってしまいますので、本当にその辺のことは、一人ぐらいおいてですね、こうやって地域の人たちが、自分たちで後は全部やるよと、町には一切迷惑をかけないと、だから、早くやってくれということですのでね、そういうことは一人ぐらいおいとっていいんじゃないかなろうかと思うわけですね。それより、本当に住んでる人たちがかわいそうだと思うならば、そちらのほうから手をつけてもらいたい。それがやはり町としてできることじゃなろうかと思っておりますので、その辺のことをよろしく願いして、二つ目の質問に移りたいと思っております。

次に、二つ目の質問に移ります。さきに述べたとおり、この地域は人口の増加傾向にあります。今、広崎の西原線は、地域のメイン道路として、朝夕のラッシュ時には非常に多くの車の通行量がございます。しかしながら、高森線出口の信号が短いために、信号待ちの車が四、五台、高森線へ抜けるのが精いっぱいではないかと思っております。時には、急ぐあまりの交通事故も多くなる一方です。この西原線の北側出口は広崎西地区の区画整理事業地で、7メートル道路から急に狭い道路幅になり、車1台がやっと通行できます。この道路改良については、今まで何度となく陳情、

要望、また一般質問もしてまいりました。また第2空港線出口交差点信号手前の用地買収もあり、一度、工事を始めたこともありましたが、西地区区画整理事業との兼ね合いもあり、県より工事にストップがかけられたこともありました。町道である西原線がまさしく広崎の南北を結ぶ道路であれば、地域内の車両の出入り口として分散され、地域の生活道路として効力をいかになく発揮し、ここの住民にとって大きな存在であることは間違いございません。

しかしながら、この道路が区画整理事業地内にあるということだけで町が町道整備ができないというのは一体なぜなのでしょう。なぜ県が許さないのか。地域住民の生活が置き去りにされていないか。県との協議に住民の思いが反映されているのか。何もかもが理解に苦しむところでございます。

私がこのことで一般質問したのは9年前、遅々として進まない西原線改良工事について、昨年9月にも一般質問しましたが、その後の対応はどうであったか、7メートル道路の第2空港線への拡張進捗状況について伺いたい。

一つ目として、その後の現状における協議状況はどうなっておりますか。二つ目として、第2空港線交差点への接続はできるのか。三つ目、今後の区画整理の見通しはどうか。3点についてお伺いいたします。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番竹上議員の2問目の質問にお答えします。西地区区画整理事業内の町道7メートルの延長についてということで、御質問のありました7メートル道路につきましては、平成22年に広崎地区から区画整理事業の見通しが立っていない現状を踏まえ、区画整理事業に障害にならないように暫定的な整備として着手したものの、区画整理事業で進めている交通管理者や道路管理者との協議が調わなければ着手してはならない旨の指摘があり、当時、既に発注していた工事を中止したものでございます。したがって、工事中止以来、工事中止した箇所につきましては関係者との協議は行っておりません。

第2空港線への接続につきましては、区画整理全体の交通協議が完了した後、区画整理事業の道路計画に従い道路建設を行うこととなります。この地区の区画整理事業の見通しにつきましては、当初認可が平成27年度までの計画となっていたことから、本年中に事業計画の変更をしなければなりません。このことについて現在、コンサルタントにより、鋭意検討中でございます。本年中に事業計画の変更申請、認可ができましたならば、28年度以降に換地設計案の作成、29年度以降に工事着手ができるようにと考えております。以上でございます。

○議長（中村健二君） 竹上公也議員。

○11番（竹上公也君） いわゆる区画整理事業が完成しない限りはあの道路は使えないということでもよろしいんですかね。結局、本年度27年度にその変更をしなきゃいかん、いわゆる区画整理事業のやり方を、もう一度出さないといかんということになりますかね。

ということは、あの道路は、7メートル道路であっても、南北につながるということは、まず区画整理事業が完成するまではできないということですよ。で、結局、途中で行きどまりみたいな感じで、まあ、通れないことはないですけど、車1台、やっと通るだけ。ということは、結

局、区画整理のために、地域みんなの思いが反映できないでいるということなんですかね。

区画整理自体は決して悪いこととは思いませんが、しかしながら、そういう町道、町の道を町が勝手に広げたり延長したりすることができないということ、これがどういうことなのか私はちょっとよく分かりませんが。自分ちの道路を自分が整備しちゃいかんと、そういうことですかね。だそうですよ。

ただですよ、いけないと言ってもですね、現に人が住んでいる部分、場所において、こうであるからこうしてもよろしゅうございますかぐらいのことは県に協議できんとですかね。できません、できませんでは、いつまでたってもできやしない。地球が爆発するまでできない。そんなばかばかしい話はないでしょう。そうだったらそうと腹を決めてやる。

先ほど町長おっしゃいましたよね。本当に失敗してもいいからおそれないでとことんやれと自分でおっしゃったじゃないですか、さっき。ついさっきですよ。じゃあ、このときに乗り込んでやってくださいよ。そのぐらいのことが何でできないのか。こんな2,000世帯を抱えるような村の中に道路を1本つくろうと思うけど、益城町の道路、町道だからつくらせてくれと。何がいけないんですか。交差点を長くしろと言っているわけじゃないし、信号を長くしろと言っているわけでも何でもありません。そこに通り道をつくらせてくれと。そして、既にその部分についての買収も全て終わっているわけですから、町が自分の道路をつくろうが何しようが、幾ら区画整理の中でも……。それはじゃあ、次のとき変更してくださいよ、そうやって。おかしいじゃないですか。

できないという人もいれば、やればできるだろうという人もいます。やるかやらんかの差じゃなからうか。幾らどんなに規制があってもですよ、どうしても地域の人困ってしょうがない、これじゃ生活道路として利用ができない、みんなが、その地域の発展のためにやってもらえんとかということで、やはり打ち合わせなり何なりしていつてもらいたいと思います。新しくなられた町長でございますので、町長の今後の御健闘を心より御祈念申し上げて、もう時間が時間でございまして終わりたいと思います。よろしく願いしておきます。

最後に何かございましたら町長から。

○議長（中村健二君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 竹上議員の御質問にお答えします。

失敗してもいいからというお話があったんですが、今、区画整理につきましては非常に担当課が県と調整をしております。かなり道路協議については厳しいことを言われてます。県警も絡みます、熊本県も絡みます。やはり第2空港線の、そこあたりの維持も絡みますので、いろんところで四つ角、道路交差点改良もやりなさいとか、かなり条件をつけられている状況です。そういったことで、事情については本当に私もそう思いますが、なかなかできない、許可をおろしてくれるのは相手ですので、うちが突っ込んで、突入してもなかなか行けないところがありますので、そこらあたりは粘り強く協議をしながら、なるべく区画整理が早くできればそちらのほうもできますので、そちらのほうを優先してやっていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いします。よろしく願いします。

○11番（竹上公也君） ありがとうございます。

○議長（中村健二君） 竹上議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後4時18分

平成27年3月第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年3月3日午前10時00分招集
2. 平成27年3月10日午前10時00分開議
3. 平成27年3月10日午前10時51分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
 - 日程第1 常任委員長報告
 - 日程第2 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 - 日程第3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第4 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第5 議員提出第2号 平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議
 - 日程第6 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 野田祐士君	2番 高橋津代美君	3番 宮崎金次君
4番 坂本貢君	5番 甲斐康之君	6番 寺本英孝君
7番 坂口政弘君	8番 石田秀敏君	9番 坂田みはる君
11番 竹上公也君	12番 福永誠一君	13番 稲田忠則君
14番 荒牧昭博君	15番 渡辺誠男君	16番 山内親宣君
17番 江越信保君	18番 中村健二君	

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	内田吉十司君	総務課長	矢嶋正昭君
総務課審議員	中桐智昭君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	西橋幸子君	税務課長	森田茂君
住民生活課長	森部博美君	子ども課長	花田博文君
健康づくり推進課長	福島幸二君	いきいき長寿課長	緒方潔君
福祉課長	田中秀一君	農政課長	山本信行君

建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	上田勝二君	学校教育課長	藤岡卓雄君
生涯学習課長	安田弘人君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（中村健二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は皆様のお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（中村健二君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、渡辺誠男委員長。

○総務常任委員長（渡辺誠男君） 皆さん、おはようございます。15番渡辺でございます。

総務常任委員会の報告をいたします。平成27年第1回益城町議会定例会において付託された下記の事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第13号、益城町中小企業等振興基本条例の制定について。議案第14号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。議案第27号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査の経過。①付託年月日。平成27年3月4日。②審査状況。平成27年3月6日午前10時から、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月9日午前10時から、全委員出席のもと押絵「西国三十三ヶ所観世音霊験記」（益城町地域ふれあい交流館1階生涯学習課作業場）及び益城中学校駐輪場増築工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第1号ほか4件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第1号については、プレミアム商品券交付事業、住宅リフォーム助成事業補助金等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。また、住宅リフォーム助成事業については、国の交付金事業の対象にならない可能性もあることに懸念が示され、対象にならない場合は、不用額とするようにとの意見があった。議案第6号については、庁用車購入、電算機器等リース料が前年度と比べて大きく増えていること、総合計画策定業務委託の内容等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。また、地方債の年度末現在高の見込み額が増えていることについて質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。また、各施設の指

定管理について、財政効果が分かりにくいので、数字で示せないかとの意見があった。議案第13号については、条例制定の根拠法、町の行うべき施策についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第27号については、単身赴任手当が発生する可能性について質問があり、担当課長から説明を受けた。議案第14号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、押絵「西国三十三ヶ所観世音霊験記」（益城町地域ふれあい交流館1階生涯学習課作業場）については、修復の現状の説明を受け、将来の町の貴重な文化遺産として活用するようとの意見があった。また、益城中学校駐輪場増築工事現場については、計画どおり進捗していることを確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成27年3月10日、総務常任委員長渡辺誠男。益城町議会議長中村健二殿。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村健二君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、福永誠一委員長。

○福祉常任委員長（福永誠一君） おはようございます。

福祉常任委員会報告をいたします。平成27年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第2号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。議案第3号、平成26年度益城町介護保険特別会計補正予算（第4号）。議案第5号、平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）。議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第7号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第9号、平成27年度益城町介護保険特別会計予算。議案第12号、平成27年度益城町水道事業会計予算。議案第15号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案第16号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第17号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第18号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第19号、益城町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について。議案第20号、益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について。議案第21号、益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第22号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の制定について。議案第23号、益城町立幼稚園保育料等条例の制定について。議案第24号、益城町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につ

いて。議案第25号、益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。議案第26号、益城町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託月日。平成27年3月4日。②審査状況。平成27年3月6日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月9日午前10時から、全委員出席のもと空港保育園竣工現場、飯野地区簡易水道施設改修工事の現場（飯田配水池）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第1号ほか20件、当委員会に付託された議案について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第5号、議案第7号、議案第9号、議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。また、議案第6号、議案第8号、議案第15号については、賛成多数で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第2号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、基金繰り入れをすることにより今後の見通しを立てておく必要があるとの意見が出された。議案第5号、益城町水道事業会計補正予算（第3号）では、減価償却についての質問があり、担当課長より説明を受けた。議案第15号、議案第23号について、今回の保育料、介護保険料の改正について、町民の方の負担が重くならないよう、もう少し抑えられないのかとの意見が出された。特別会計については、一般会計からの繰入金や借入金、基金積み立てなどの仕組みがあるため、基金積み立ての必要性や繰入金の充当先など明記、説明など、今後の見通しについて考えてほしい旨の要望があった。そのほか、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。空港保育園では、担当者からの説明を受け、安心して子どもを預けられる施設整備がなされていることを確認した。その後、飯野地区簡易水道施設改修（飯田配水池）の工事現場を視察し、工事概要について、担当職員から詳細な説明を受けた。今回の施設改修工事では、防災に対応した非常用自家発電機の設置や300立方メートルのステンレス鋼板製配水池が新設され、老朽化した機器などの更新もなされていた。また、排水管の更新では、耐震管が採用されており、安全で安心な水の供給ができると確信した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成27年3月10日、福祉常任委員長福永誠一。益城町議会議長中村健二殿。

以上をもって福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（中村健二君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、石田秀敏委員長。

○建設経済常任委員長（石田秀敏君） 建設経済常任委員会の報告を行います。

平成27年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第1号、平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第4号、平成26年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。議

案第6号、平成27年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第10号、平成27年度益城町公共下水道特別会計予算。議案第11号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計予算。議案第28号、町道の路線認定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年3月4日。②審査状況。平成27年3月6日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月9日午前10時から全委員出席のもと、県営ため池等整備事業、町道路線認定現場3カ所、惣領団地外壁改修工事、グランメッセ木山線道路改良工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第1号ほか5件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第1号、議案第4号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第28号について、原案のとおり全会一致で可決、認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第1号については、地区計画、集落内開発の現状について質疑があり、農用地区以外の白地は住宅建設のための農地転用を進めてもらうよう県に働きかけてもらいたいとの意見があった。議案第4号については、特段の意見はなかったが、広崎3町内の下水道整備について、地元関係者への説明会を行ってもらいたいとの意見があった。議案第6号については、企業誘致の現状について質疑があり、町都市計画課として積極的に企業へ働きかけを行ってもらいたいとの意見があった。また、橋梁の補修工事について、調査委託から工事に向けての詳しい説明を受けた。町営住宅の家賃滞納については、毅然とした対応をして、問題解決につなげてもらいたいとの意見があった。議案第10号については、処理場の長寿命化、事業認可変更の内容について意見、質疑があった。議案第11号、議案第28号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、県営ため池等整備事業については、現地において施工業者より説明を受け、計画どおり進捗していることを確認した。町道路線認定現場については、担当課より説明を受けた。惣領団地外壁改修工事については、都市計画課より説明を受け、工事の完了を確認した。また、今後の耐用年数等について質疑があった。グランメッセ木山線道路改良工事については、進捗の状況を確認し、供用開始の時期は平成27年度末予定との説明を受けた。なお、現地視察については、特段の意見はなかった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成27年3月10日、建設経済常任委員長石田秀敏。益城町議会議長中村健二殿。

以上で報告を終わります。

○議長（中村健二君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に、議員各位に申し上げます。常任委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせに従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明にお願いします。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

5番甲斐議員。

○5番（甲斐康之君） おはようございます。5番甲斐康之です。

議案に対する反対討論を行います。

議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算、議案第8号、益城町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第15号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、3議案については、原案のままの採択には同意できません。

議案第6号、平成27年度一般会計予算につきましては、町長のマニフェストに基づく福祉予算などの新たな取り組みが見られます。ワンコインで受けられる特定健診、インフルエンザ予防接種への補助、小学校空調設備工事請負費など、多くの積極的な予算措置については、私自身、実現を強く要望し続けた一人であります。もちろん、大賛成であります。しかし、残念ながら、再三の改善要求にもかかわらず、地方改善費、畜産団地への修繕費、集会所関係予算など、同和関係の特別支出が1,572万5,000円計上されています。御承知のように、同和対策事業特別措置法は、2002年終結をしています。国の法律が終わっている法的根拠のない中で、いまだに町民の税金が無駄に使われ続けていることには賛成できません。強く廃止を求めます。

続きまして、議案第8号、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算については、75歳以上の高齢者を、74歳以下の高齢者とは区別をして、異なる保険制度に強制加入させるもので、年齢で差別する医療保険である後期高齢者医療制度はすぐに廃止すべきであり、そのものに反対であります。

続きまして、議案第15号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、平成27年度から平成29年度までの65歳以上の1号保険料を引き上げる条例であります。新しい保険料は、第5段階の基準額が月額4,900円から5,500円、600円の引き上げとなります。これが、8段階、9段階では2,000円ほどの引き上げとなり、65歳以上の介護保険料の負担が重くのしかかる引き上げであります。今後、高齢化が進めば、際限なく引き上げざるを得ない状況になります。10年後の2025年になると、月額8,200円ほどになるというのが政府の見通しであります。公的年金の引き下げや消費税増税などによる物価上昇で、年金生活者の生活はますます厳しい状況に陥り、保険料が納められない人が増えてくるのではないかと懸念があります。この保険料の引き上げを抑えながら、介護サービスを低下させずに維持拡大させ、持続可能な制度にするには、国庫負担割合を大幅に引き上げる道しかありません。他市町村に比べ、保険料の見込み額を低く設定している執行部の努力は認めたいと思いますが、高齢者に負担を強いる条例には賛同できません。

以上、議案に対する反対討論を終わります。

○議長（中村健二君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

9番坂田議員。

○9番（坂田みはる君） おはようございます。9番坂田でございます。

議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算、議案第8号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、賛成討論を行います。

議案第6号、平成27年度益城町一般会計予算については、年度を通して、経常的かつ住民目線に立った福祉政策や教育環境の充実などに重点を置いた予算項目で構成されており、何ら問題はないものであります。

議案第8号は、国の制度にのっとった適正な予算措置であり、議案第15号については、益城町における介護保険の状況に鑑み、第6期介護保険計画の動向にあわせ、県平均や周辺自治体と比較しても安価な保険料が積算されており、増大する介護給付費に見合った至極当然の提案であると思うものです。

以上の理由により、この3議案については、何ら異議を挟む必要はなく、大いに賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第28号「町道の路線認定について」までの提出28議案について採決いたします。

まず、議案第1号「平成26年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第5号「平成26年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第5号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成27年度益城町一般会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立多数であります。よって、議案第6号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成27年度益城町国民健康保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第7号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する

委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、議案第8号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成27年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第12号「平成27年度益城町水道事業会計予算」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第9号から議案第12号までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「益城町中小企業等振興基本条例の制定について」及び議案第14号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の2議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第13号及び議案第14号の2議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立多数であります。よって、議案第15号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第28号「町道の路線認定について」までの13議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中村健二君) 起立全員であります。よって、議案第16号から議案第28号までの13議案については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(中村健二君) 日程第2、議案第29号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第29号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明を

いたします。

平成27年5月13日で、現行委員の任期満了に伴い、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任するもので、地方税法第423条の規定により、議会の同意が必要であるため、今回提出するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中村健二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

この採決は起立によって行います。これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員であります。よって、議案第29号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

日程第3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村健二君） 日程第3、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町平田1026番地1、坂本隆憲さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、その職務として、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につきまして、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること、その他、人権擁護に努めることが主な職務となっております。

そのようなことで、現委員の坂本隆憲さんの任期が平成27年6月30日となりますが、地域からの人望も厚く、最適任と思い、今回再任という形で提案するものでございます。

坂本さんの履歴につきましては、添付しておりますので、どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（中村健二君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

(なし)

○議長(中村健二君) これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(中村健二君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中村健二君) 異議なしと認めます。よって、本件につきましては適任ということで答申することに決定いたしました。

日程第4 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村健二君) 日程第4、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

15番渡辺誠男議員。

○15番(渡辺誠男君) それでは、朗読します。

益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

益城町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年3月10日提出。提出者議員渡辺誠男。賛成者議員宮崎金次、賛成者議員坂田みはる。

提案の理由。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条(町及び委員長等の出席義務)が改正されたことに伴い、教育委員会の教育長に説明のため委員会に出席を求めようとするものであるが、そのためには条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

益城町議会委員会条例の一部を改正する条例。

益城町議会委員会条例(昭和34年益城町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置。

2、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条

例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中村健二君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村健二君） 起立全員です。よって、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員提出第2号 平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議

○議長（中村健二君） 日程第5、議員提出第2号「平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

3番宮崎金次議員。

○3番（宮崎金次君） おはようございます。3番宮崎でございます。

議員提出第2号、これを朗読することで説明をいたします。

平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議。

上記の附帯決議を別紙のとおり益城町議会会議規則第13条の規定により提出をします。

平成27年3月10日提出。提出者議員宮崎金次。賛成者議員野田祐士。

平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議。

1、平成27年度益城町一般会計予算において、年度末の地方債見込み額99億6,145万5,000円が前年に比べ著しく増大しており、起債の執行については慎重に考慮されるように望む。

以上の事項を、平成27年度益城町一般会計予算に対して付すものとする。

以上、決議する。

平成27年3月10日。益城町議会。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（中村健二君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（中村健二君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第2号「平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村健二君） 起立多数です。よって、議員提出第2号「平成27年度益城町一般会計予算に対する附帯決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 閉会中の継続調査の件

○議長（中村健二君） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中村健二君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

任期最後の定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る3月3日から本日まで8日間にわたり、総額106億円余りの平成27年度一般会計予算をはじめ、提案されました全ての案件を議了することができました。議員各位の御協力に感謝申し上げますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

町長をはじめ執行機関の各位におかれましては、議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見、要望を、町政の執行に際しまして十分反映されますよう強く要望する次第であります。

また、過去4年間の議員各位及び執行機関の皆様への御協力に対しまして、重ねてお礼申し上げます。

終わりに、議場において、皆様全員と顔を合わせることも最後になるかと思いますが、今期をもって勇退されます各位におかれましては、健康に留意されまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。また再出馬を決意されておられる各位におかれましては、全員が当選の榮譽を得られ

て、再び議場で顔を合わせられるよう、格段の努力、御奮闘を心よりお祈り申し上げます。

甚だ簡単であります、閉会の御挨拶といたします。

これで、平成27年第1回益城町議会定例会を閉会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時51分